

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 2 所管事務の調査（報告）

#### (1) 地域包括ケアシステム推進ビジョンにおける取組状況について

- 資料 1-1** 川崎市における地域包括ケアシステム構築の取組
- 資料 1-2** 包括的相談支援に関する実態調査結果（概要）
- 資料 2** 地域包括ケアシステム推進ビジョンの 5 つの視点における  
取組状況（平成 30 年度）
- 参考資料 1** 川崎市における地域包括ケアシステム構築に向けた  
戦略的広報についてのガイドライン
- 参考資料 2** 地域包括ケアシステムパンフレット  
「みまもる つながる 地域の輪  
みんなでつくる 10 年、20 年先のまちづくり」

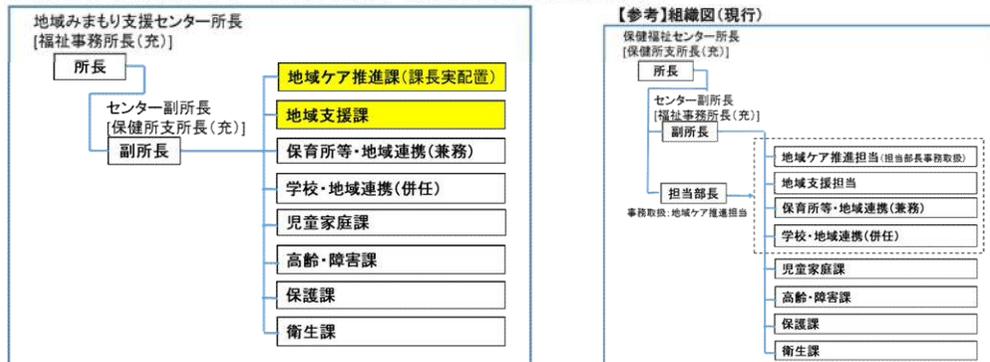
令和元年 10 月 7 日

健康福祉局

## 1. 第2段階における推進体制について

### 平成31年4月 地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)の設置

平成30年度からシステム構築期としての第2段階に入り、「地域みまもり支援センター」の周知が図られてきており、保健福祉センター内の専門的支援機能と更なる連携を図るため、「地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)」に改称する。

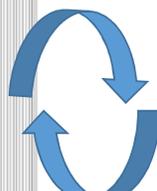


## 2. 地域包括ケアシステム推進ビジョンの取組状況と地域福祉計画評価との連動

地域包括ケアシステム構築に向け、第5期地域福祉計画における検証手法による評価と連動した地域包括ケアシステム推進ビジョンの取組状況の取りまとめの推進。(資料2参照)

地域包括ケアシステムの基本理念を達成するための基本的な5つの視点ごとに施策別に整理した各局の取組等の把握

施策別	担当部署	取組内容	進捗状況	備考
高齢者福祉	高齢福祉課	高齢者福祉推進計画	進捗中	
障害者福祉	障害福祉課	障害者福祉推進計画	進捗中	
子育て支援	子育て支援課	子育て支援推進計画	進捗中	
児童福祉	児童福祉課	児童福祉推進計画	進捗中	
生活支援	生活支援課	生活支援推進計画	進捗中	



### 地域福祉計画の進捗状況の評価

施策別	進捗状況	評価	備考
高齢者福祉	進捗中	良好	
障害者福祉	進捗中	良好	
子育て支援	進捗中	良好	
児童福祉	進捗中	良好	
生活支援	進捗中	良好	

事務事業ベースで市地域福祉計画に取組を記載して、総合計画と整合を取り、その中間評価を地域福祉計画の評価の際の材料として活用し、地域包括ケアシステム推進ビジョンの取組状況とも連動性を高める。

## 3. 超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議

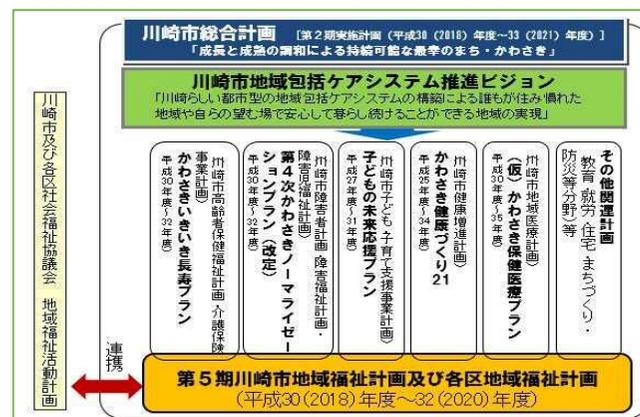
・超高齢社会の到来に向け、川崎市では、すべての市民を対象とした地域包括ケアシステム構築を目指しており、システム構築に向けては、**高齢者施策の汎用性に着目して取組を推進していくことが効果的**であると考えます。  
 ・そこで、今後急増が予測される高齢者について、地区カルテの分析による地域課題等も考慮しながら、「住まい」「生活支援」「医療」「介護」「予防」が包括的に確保された環境整備に向けて、「**推進ビジョン**」の5つの基本的な視点をベースに、今後の取組の大まかな方向性を整理するため、あり方検討会議を設置する。

(検討メンバー)  
※敬称略

1	慶應義塾大学環境情報学部教授	秋山 美紀
2	国際医療福祉大学大学院 医療福祉経営専攻教授	石山 麗子
3	一般財団法人高齢者住宅財団企画部長	落合 明美
4	東京大学大学院法学政治学研究科教授	金井 利之
5	東京大学高齢社会総合研究機構特任講師	後藤 純
6	川崎市立看護短期大学学長	坂元 昇
7	特定非営利活動法人楽理事長	柴田 範子
8	公益財団法人川崎市医師会副会長	関口 博仁
9	社会福祉法人川崎聖風福祉会事業推進部長	中澤 伸
10	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授	堀田 聡子

## 4. 計画改定に伴う今年度の実態調査の実施

関連計画の策定 (具体的な行動の反映)



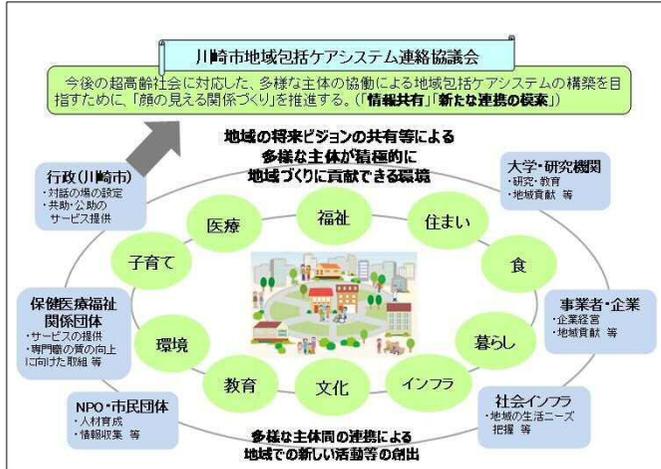
令和2年度の計画改定に向けて、今年度秋口に、「地域福祉実態調査」「高齢者実態調査」「障害のある方の生活ニーズ調査」を実施。

# 地域包括ケアシステム構築に向けた第2段階における取組状況・方向性①

## 意識づくり

### (1) 連絡協議会の拡充について

地域包括ケアシステムの構築に向け、多様な主体が自由に情報交換・対話を進め、「顔の見える関係づくり」を通じて、それぞれの主体に応じた役割を自発的に担っていただけるよう、参画団体を拡大し、多様な参加者による新たな連携の可能性を模索し、気づきを得られる場づくりを目指す。



連絡協議会運営委員会



### (2) 戦略的広報についてのガイドライン策定

「推進ビジョン」の「①意識の醸成と参加・活動の促進」と関係の深い、戦略的な広報を推進するために、外部有識者による検討会議や、庁内の関係部署への意見聴取等を通じて、考え方を整理。平成30年度に、今後の地域包括ケアシステム構築に向けた広報の留意点をガイドラインとしてまとめた。

※参考資料1 ガイドライン  
参考資料2 パンフレット

#### 広報の目標

- ① 相談先の認知
- ② 適切な選択のための情報収集
- ③ 身近な人への声かけ
- ④ 地域住民の悩みの認知
- ⑤ 地域活動への共感

広報媒体(パンフレット、ポータルサイト、DVD等)

- 基本的な広報の取組  
地域包括ケアシステムの認知(理解度)向上のため、全市民を広く対象としてわかりやすい広報を実践
- 更なる広報の推進に向けた取組の方向性  
① 悩みの分類・細分化を意識した広報の実践  
② ①を踏まえた自分事と感じるメッセージの作成  
③ 意識喚起や行動喚起に向けた、関連事業や区の取組に併行して、効果的な広報の推進

広報の基本方針

※取組を進めるにあたっては、行動することで自分自身の課題解決に寄与する可能性があることや、自分自身が人生をどのように生きたいのか、そのために何ができる(してほしい)のかを考える機会を広めることも重要

## 仕組みづくり①

### (1) 在宅医療の充実と医療・介護連携の強化

誰もが、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができるよう、引き続き、在宅医療の充実と医療・介護の連携を強化していく。

#### 【主な取組状況】

- ① 入退院時における医療機関と在宅介護の連携強化
  - ・入退院調整モデルの運用開始(令和元年)
  - ・病院ヒアリングの実施(令和元年から)
- ② 在宅医療を支える医療機関間の連携強化
  - ・市・区在宅療養推進協議会の設置(平成25年から)
  - ・在宅療養調整医師の配置(平成26年から)
- ③ 医療と介護をまたぐ多職種連携方法の具体化
  - ・多職種連携マニュアルの作成(平成29年)
- ④ 介護施設における医療ニーズや看取りへの対応
  - ・高齢者福祉施設における医療対応実態調査の実施(令和元年)
- ⑤ 在宅療養や看取りに関する普及啓発
  - ・情報誌「あんしん」の発行や出前講座の実施(平成26年から)

#### 【今後の方向性】

- 入退院支援における連携強化  
入退院調整モデルや病院ヒアリングを踏まえた対応策の検討
- 医療と介護の連携の円滑化  
地域リハビリテーション施策との一体的な取組の推進
- 終末期における医療・介護のあり方検討  
高齢者福祉施設実態調査を踏まえた対応策の検討
- 効率的・効果的な市民啓発の手法の検討

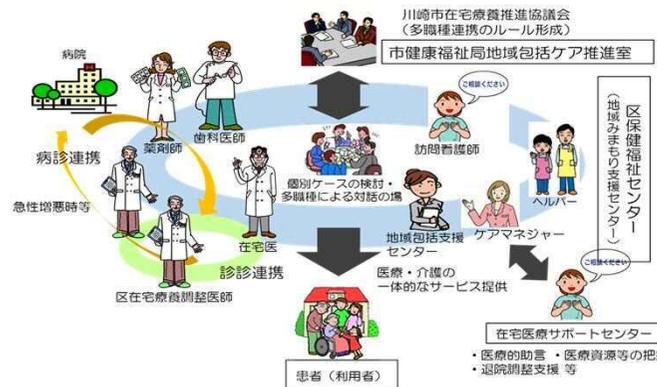
### 【参画団体等】92団体等(令和元年9月1日現在)

分類	番号	名称	市民公益活動団体・青少年支援団体等	市民会館内金庫連合会	32 川崎市金庫内金庫連合会	43 (株)柏屋
学識経験者	1	田中滋 埼玉県立大学理事長・慶應義塾大学名誉教授	33 川崎市認知症ネットワーク	34 川崎市認知症ネットワーク	35 川崎市認知症ネットワーク	36 川崎市認知症ネットワーク
	2	黒岩孝子 日本女子大学名誉教授	37 川崎市認知症ネットワーク	38 川崎市認知症ネットワーク	39 川崎市認知症ネットワーク	40 川崎市認知症ネットワーク
	3	中澤博(特任)川崎東海福祉社会事業推進部長	41 川崎市認知症ネットワーク	42 川崎市認知症ネットワーク	43 川崎市認知症ネットワーク	44 川崎市認知症ネットワーク
	4	川崎市医師会	45 川崎市認知症ネットワーク	46 川崎市認知症ネットワーク	47 川崎市認知症ネットワーク	48 川崎市認知症ネットワーク
	5	川崎市歯科医師会	49 川崎市認知症ネットワーク	50 川崎市認知症ネットワーク	51 川崎市認知症ネットワーク	52 川崎市認知症ネットワーク
	6	川崎市薬剤師会	53 川崎市認知症ネットワーク	54 川崎市認知症ネットワーク	55 川崎市認知症ネットワーク	56 川崎市認知症ネットワーク
	7	川崎市薬剤師会	57 川崎市認知症ネットワーク	58 川崎市認知症ネットワーク	59 川崎市認知症ネットワーク	60 川崎市認知症ネットワーク
	8	川崎市看護協会	61 川崎市認知症ネットワーク	62 川崎市認知症ネットワーク	63 川崎市認知症ネットワーク	64 川崎市認知症ネットワーク
	9	川崎市助産師会	65 川崎市認知症ネットワーク	66 川崎市認知症ネットワーク	67 川崎市認知症ネットワーク	68 川崎市認知症ネットワーク
	10	川崎市企業家会	69 川崎市認知症ネットワーク	70 川崎市認知症ネットワーク	71 川崎市認知症ネットワーク	72 川崎市認知症ネットワーク
	11	川崎市医師会	73 川崎市認知症ネットワーク	74 川崎市認知症ネットワーク	75 川崎市認知症ネットワーク	76 川崎市認知症ネットワーク
	12	川崎市介護支援専門員連絡会	77 川崎市認知症ネットワーク	78 川崎市認知症ネットワーク	79 川崎市認知症ネットワーク	80 川崎市認知症ネットワーク
13	川崎市社会福祉協議会	81 川崎市認知症ネットワーク	82 川崎市認知症ネットワーク	83 川崎市認知症ネットワーク	84 川崎市認知症ネットワーク	
14	川崎市民生児童委員協議会	85 川崎市認知症ネットワーク	86 川崎市認知症ネットワーク	87 川崎市認知症ネットワーク	88 川崎市認知症ネットワーク	
15	川崎市老人福祉施設協議会	89 川崎市認知症ネットワーク	90 川崎市認知症ネットワーク	91 川崎市認知症ネットワーク	92 川崎市認知症ネットワーク	
16	川崎市老人福祉施設協議会	93 川崎市認知症ネットワーク	94 川崎市認知症ネットワーク	95 川崎市認知症ネットワーク	96 川崎市認知症ネットワーク	
17	川崎市障害福祉施設協議会	97 川崎市認知症ネットワーク	98 川崎市認知症ネットワーク	99 川崎市認知症ネットワーク	100 川崎市認知症ネットワーク	
18	川崎市福祉サービス協議会	101 川崎市認知症ネットワーク	102 川崎市認知症ネットワーク	103 川崎市認知症ネットワーク	104 川崎市認知症ネットワーク	
19	川崎市福祉サービス協議会	105 川崎市認知症ネットワーク	106 川崎市認知症ネットワーク	107 川崎市認知症ネットワーク	108 川崎市認知症ネットワーク	
20	神奈川県看護協会 川崎支部	109 川崎市認知症ネットワーク	110 川崎市認知症ネットワーク	111 川崎市認知症ネットワーク	112 川崎市認知症ネットワーク	
21	神奈川県理学療法士会 川崎支部	113 川崎市認知症ネットワーク	114 川崎市認知症ネットワーク	115 川崎市認知症ネットワーク	116 川崎市認知症ネットワーク	
22	神奈川県作業療法士会 川崎支部	117 川崎市認知症ネットワーク	118 川崎市認知症ネットワーク	119 川崎市認知症ネットワーク	120 川崎市認知症ネットワーク	
23	神奈川県介護福祉士会 川崎支部	121 川崎市認知症ネットワーク	122 川崎市認知症ネットワーク	123 川崎市認知症ネットワーク	124 川崎市認知症ネットワーク	
24	川崎市老人クラブ連合会	125 川崎市認知症ネットワーク	126 川崎市認知症ネットワーク	127 川崎市認知症ネットワーク	128 川崎市認知症ネットワーク	
25	川崎市シルバー人材センター	129 川崎市認知症ネットワーク	130 川崎市認知症ネットワーク	131 川崎市認知症ネットワーク	132 川崎市認知症ネットワーク	
26	上布田つとむの家	133 川崎市認知症ネットワーク	134 川崎市認知症ネットワーク	135 川崎市認知症ネットワーク	136 川崎市認知症ネットワーク	
27	株主協会の会	137 川崎市認知症ネットワーク	138 川崎市認知症ネットワーク	139 川崎市認知症ネットワーク	140 川崎市認知症ネットワーク	
28	株主協会の会	141 川崎市認知症ネットワーク	142 川崎市認知症ネットワーク	143 川崎市認知症ネットワーク	144 川崎市認知症ネットワーク	
29	株主協会の会	145 川崎市認知症ネットワーク	146 川崎市認知症ネットワーク	147 川崎市認知症ネットワーク	148 川崎市認知症ネットワーク	
30	株主協会の会	149 川崎市認知症ネットワーク	150 川崎市認知症ネットワーク	151 川崎市認知症ネットワーク	152 川崎市認知症ネットワーク	
31	NRE新川崎生シラス	153 川崎市認知症ネットワーク	154 川崎市認知症ネットワーク	155 川崎市認知症ネットワーク	156 川崎市認知症ネットワーク	

### 【実施状況】

各回テーマを設定し、参加者同士の対話を通じて、相互理解、新たな連携を促す。(年2回開催)

- 平成30年度第1回(8月22日) ・田中滋氏(埼玉県立大学理事長・慶應義塾大学名誉教授)の基調講演
- 平成30年度第2回(2月15日) ・ボランティアグループ「ポプラ・支え合い」による活動報告
  - ・「地域包括ケアのためにやっていること、できること」(グループワーク)
- 令和元年度第1回(9月3日) ・川崎東京会による見守りネットワークの活動報告
  - ・「地域包括ケアの理解度をどうやって高めるか」等(グループワーク)



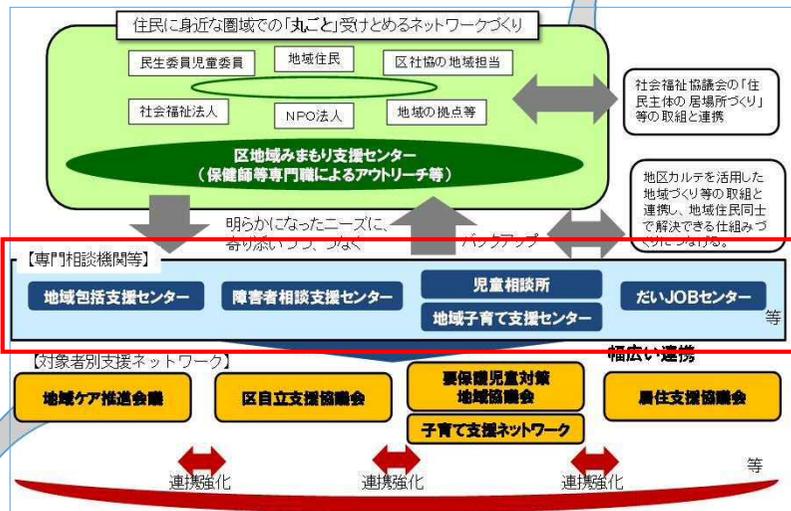
# 地域包括ケアシステム構築に向けた第2段階における取組状況・方向性②

## 仕組みづくり②

住民に身近な圏域でのネットワークづくりについては、「地域づくり」の取組と一体的に推進

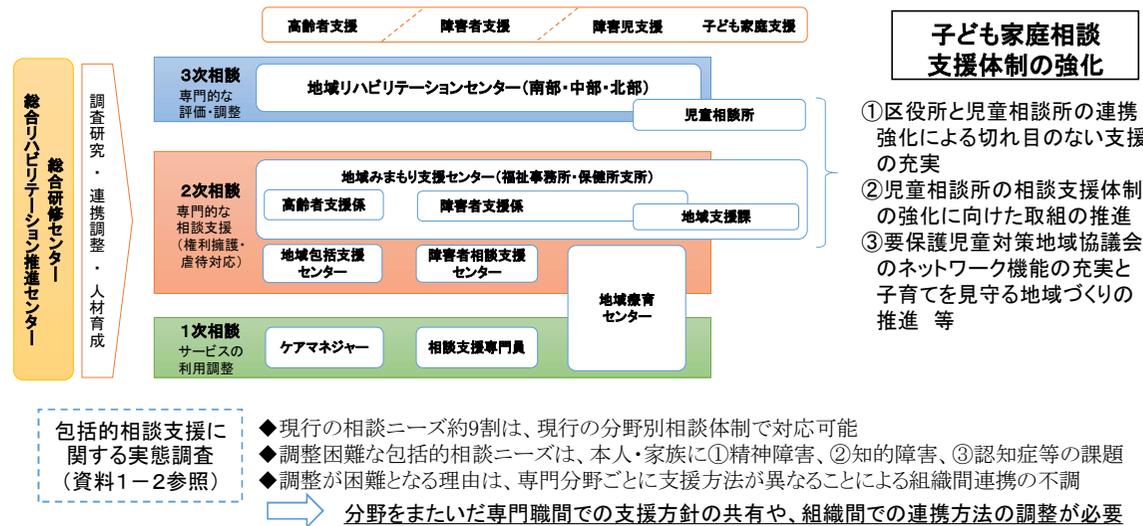
### (2) 包括的な相談支援の推進

《現行の地域福祉計画による枠組み》

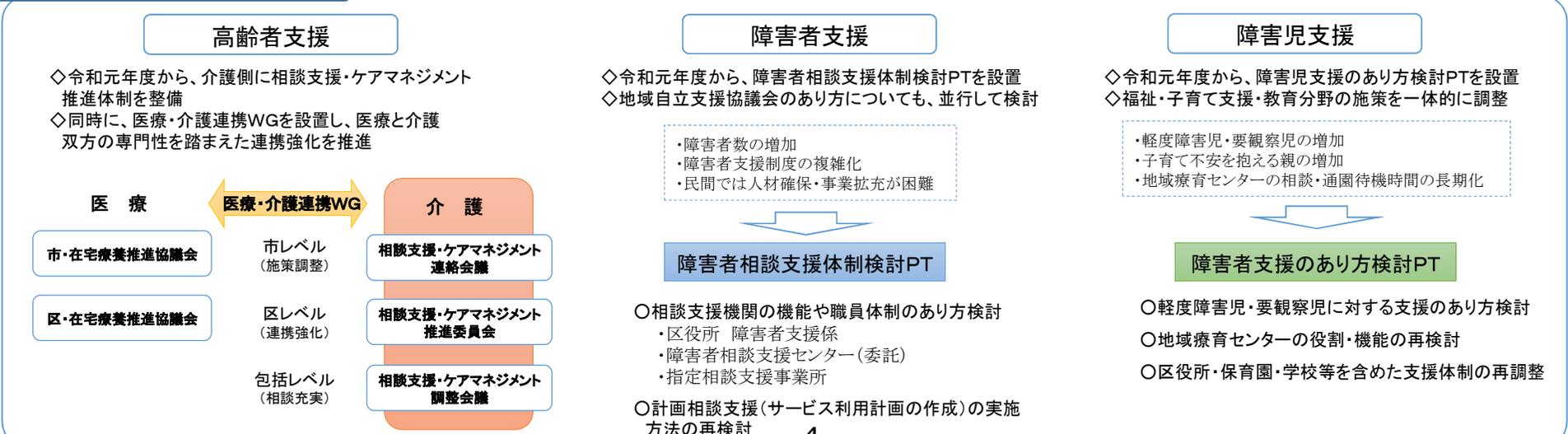


### 専門相談機関の総合化と体系化

- ◇年齢や疾病・障害の種別を問わない、全世代・全対象型の地域リハビリテーション体制を構築
- ◇質の高い保健医療福祉サービスを包括的に提供していくため、相談機関・専門職を効率的に配置



### 支援ネットワークの強化



# 地域包括ケアシステム構築に向けた第2段階における取組状況・方向性③

## 地域づくり

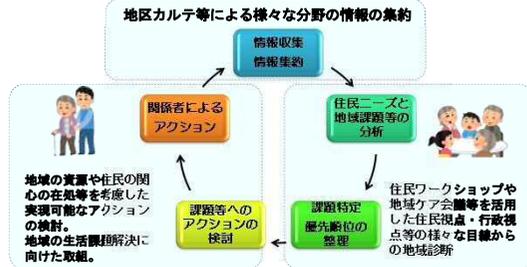
### (1) 地域包括ケアシステムの基礎となる地域力の維持・向上

#### ①現在の取組

- 地区カルテ等を活用した地域マネジメントの推進
- 住民ワークショップ、ヒアリング、アンケート調査等を用いた地域との対話の仕組みづくり
- 地域住民を始めとする地域の関係主体による地域課題の共有・解決の支援

#### ～取組のイメージ～

住民ワークショップ



【多摩区】 区を5地区に分け、各地区の特徴に合わせた取組を推進。生田地区におけるワークショップ、中野島地区における中野島つながりプロジェクトの地、町会長等のヒアリングから地域課題の把握を行い、地域の自主的な取組の場づくりや活動を支援。

【高津区】 分譲マンション同士が情報交換したり、他の取組を知ったりする機会を提供することで、住民のつながりづくりや課題解決に向けた自主的な取組に繋げている。区社協・地区社協と協働して、地域住民の地域づくりの協議の場であるワークショップを企画・実施した。

【中原区】 2017年度には大戸地区において地区カルテを活用したワークショップを開催し、地域の課題解決のための自主的な取組につなげることができた。2018年度は新たに玉川地区でワークショップを開催するとともに、地域包括支援センター・園地会議、丸子地区社協が主催するワークショップの支援や大戸地区での自主的な取組の支援を行った。2019年度はコミュニティ施策と連携し、引き続き地域での話し合いの場と自主的な取組の支援を進める。

【川崎区】 2018年度は区内4地区(渡田地区、大師第一地区、大師第4中瀬地区、小田地区)において、地区カルテを活用しながら地区の実情に応じた住民主体の地域づくりに向けたワークショップを行った。このうち、大師第4中瀬地区においては、東京大学高齢社会総合研究機構と連携した取組として実施。2019年度は、新たに3地区(大島地区、大師第二地区、田島地区)で地域づくりワークショップを実施することとし、高齢化が進む集合住宅における居場所づくり、多世代交流等、各地区が有する地域資源や地域課題の状況に応じた地域づくりの取組を進める。

【幸区】 2015年度より、町内会・自治会を中心に地域住民が主体となり近所の繋がりがみまもり支え合い「幸区ご近所支え愛事業」を28町内会・自治会で展開。2018年度からは、集合住宅特有の地域づくりに向け、地域包括支援センターと連携した集合住宅プロジェクトを4か所実施。地域づくりの新たな担い手の拡大に向けた中高生向けの地域活動ボランティア体験事業「いわいっぴーボランティア」(「は☆ボラ」を区内24カ所67名参加(2018年度)で実施。

【宮前区】 聖マリアンナ医科大学、田園調布学園大学と連携実施したアンケート結果等を活用した地域課題の抽出・共有のほか、課題の解決にむかう「講師を派遣するなど、園地会議、地区社会福祉協議会、市営住宅、みやまえカフェ連絡会、地域のカフェなど11か所、ワークショップの実施等の取組を支援した。

【府生区】 2016、2018年度に町会自治会に対しヒアリングを実施し、地域特性や課題の把握を行った。併せて、地域住民・田園調布学園大学と作成した地域自己診断ツールや地区カルテを活用したワークショップを開催。地域課題等の共有や支え合い活動立上げ支援等地域づくり・意識づくりを進める。

### ③取組の方向性

- 多様化する地域課題に対応するための地域マネジメントの強化と分野横断的な対応
- 多様な主体による地域課題への対応(意識づくりの取組と運動)
- 健康づくり・介護予防等の保健福祉分野を超えた幅広い住民の社会参加の促進
- 地域の住民互助を支えて来た地縁組織・地域福祉団体等の支援
- より小さな地域単位の特性に即した取組の推進と細かな生活支援の担い手確保
- 「地域づくり」と「専門職等によるケア」の効果的な連携(仕組みづくりの取組と運動)

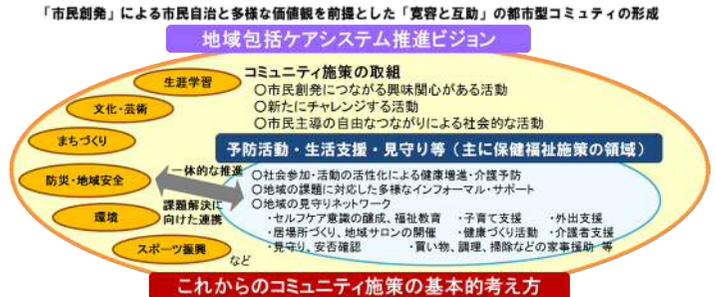
### (2) 重点的な取組

#### ①地域マネジメントにおける地域分析の強化

- 令和元年度中に、地域マネジメントの推進に向けた区役所内の仕組みづくりと、地域分析の手法等について、各区と検討を進め、ポイントを整理する。
- 各区及び専門機関等が各々を実施する地域情報・統計データの収集等について、一元化等による負担軽減を図る。
- 区における総合行政の推進に向けた地区カルテの活用について、コミュニティ施策を所管する市民文化局と検討を進める。

#### ②様々な施策との連携

- コミュニティ施策と、健康増進・介護予防・生活支援としての地域づくりの連動的展開の検討
- 地域の居場所「まちのひろば」の創出に向けた取組の推進



- かわさきいきいき長寿プラン、かわさき健康づくり21等の複数の計画において、地域づくりに関連する様々な事業が実施されている高齢者の健康づくり・介護予防関連の施策を体系化し、一体的な取組を推進する。

#### ③地域住民の互助を支えて来た地縁組織・地域福祉団体等の支援

- 「住民主体による要支援者等支援事業」に参画する住民団体による情報交換会の実施
- 地域の住民活動がケアに与える影響等に関する調査事業の実施

#### ④より小さな地域単位の特性に即した取組の推進

- 「小地域における生活支援体制整備モデル事業」(「看護」小規模多機能型居宅介護事業所に生活支援コーディネーターを設置)による小地域の生活課題に対応する体制づくり

#### ⑤「地域づくり」と「専門職等によるケア」の効果的な連携

- 相談支援・ケアマネジメント推進委員会等の「仕組みづくり」における取組と連携を進める。

### ②地域づくりを進める上での課題認識

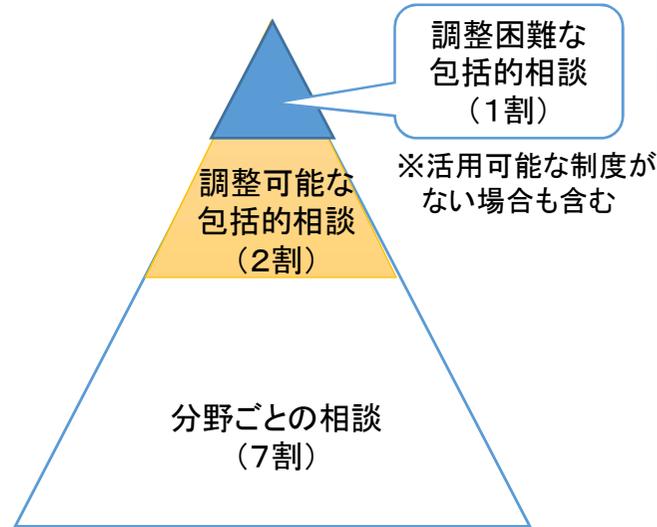
- 人口構成や住宅環境、地域のつながり等に関する地域差の拡大と地域課題の多様化
- 町内会・自治会等の加入率、民生委員児童委員の充足率の低下や、地域福祉団体等の既存の地域活動の担い手の固定化・高齢化による活動の縮小
- 地域のコミュニティの希薄化に伴う、地域包括ケアシステムの基盤となる地域力の低下
- 住民同士では解決困難な複合的かつ専門的な相談の増加
- 核家族化、単身高齢者・高齢者夫婦のみ世帯の増加等による、家庭における生活全般の支援機能低下と生活支援ニーズの増大
- 医療介護サービス、生活支援サービス等を支える担い手の不足

# 包括的相談支援に関する実態調査結果(概要)

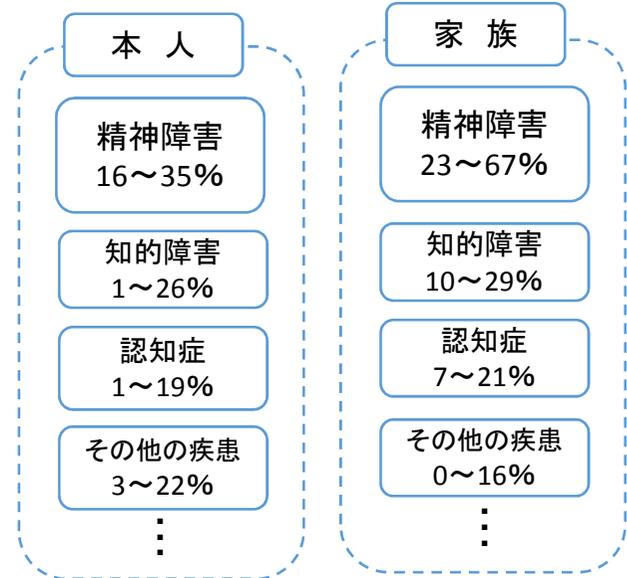
## 調査対象

- 区役所
  - ・高齢・障害課
  - ・保護課
  - ・旧・地域支援担当  
(現・地域支援課)
- 相談支援機関
  - ・地域包括支援センター  
(49ヶ所)
  - ・障害者相談支援センター  
(28ヶ所)
  - ・だいJOBセンター  
(1ヶ所)

## 包括的相談支援が必要な割合



## 包括的相談支援を必要とする人の課題



## 包括的相談支援の困難性

- 金銭問題(金銭管理)
  - 受診・介入拒否
  - 家族関係の悪化 等
- 
- ・複数の要因によって課題が発生
  - ・本人と家族にまたがって課題が発生

専門分野ごとの支援方針等の相違による連携困難な状態が発生

## 専門分野ごとの特性を踏まえた対応

- ◆高齢者支援 ……本人の生命・生活を優先
- ◆障害者支援 ……本人や家族の意思を尊重
- ◆児童家庭支援 ……子どもの育ち・安全と親子関係を重視
- ◆医療 ……治療を優先

↓

全体的な調整を行うことができる方法・人材・体制の検討が必要

# 包括的相談支援の展開に向けた今後の取組

## 取組の方向性

### ◆分野をまたいだ専門職間での支援方針の共有

(様々な分野の支援方針や支援方法について、当該分野以外の組織・機関に対する研修等を実施)

### ◆組織間の役割分担や連携方法の調整

(上記を踏まえ、本人や家族に精神障害がある場合の組織間連携の具体的な方法について整理)

### ◆組織体制や人材育成のあり方検討

(分野別の専門的な支援と包括的な支援を両立させるための組織体制のあり方や、適切なジョブローテーション等による多様な専門性を活用できる職員の育成方法等について検討)

## 包括的相談支援への対応方法

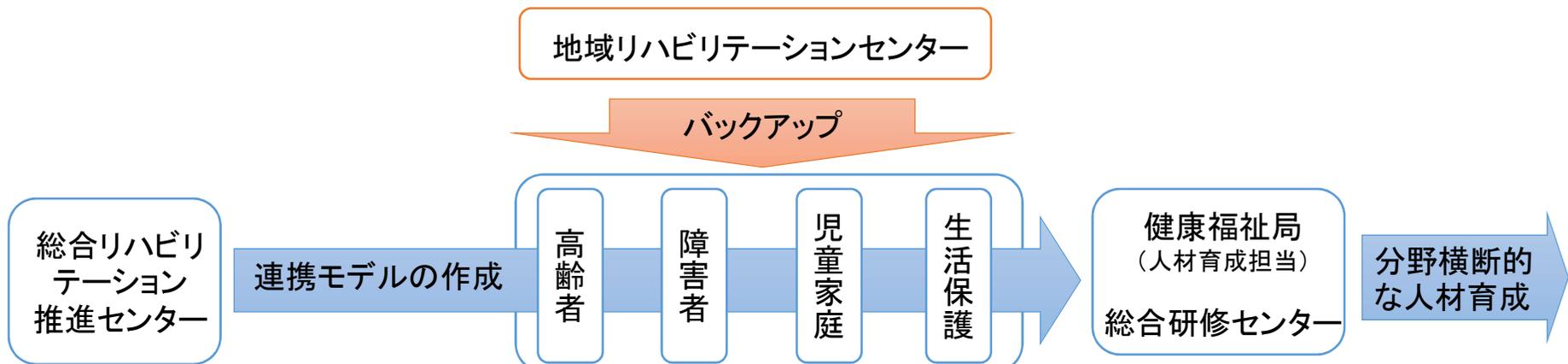
### ○包括的相談支援モデル検討PTを設置し、複合的な課題に対応するための組織間連携モデルを作成

(総合リハビリテーション推進センターが企画・運営)

### ○並行して、連携モデルを踏まえた分野横断的な人材育成を実施

(市職員については健康福祉局、民間機関職員については総合研修センターが、連携モデルを活用した研修等を実施)

### ○困難ケースについては、地域リハビリテーションセンターが専門的評価・判定・調整を通してバックアップ



## 地域包括ケアシステム推進ビジョンの5つの視点における取組状況(平成30年度)

## 視点1 地域における「ケア」への理解の共有とセルフケア意識の醸成

すべての住民が社会環境の変化に対応する意識を持ち、自発的に努力するとともに、「共生の意識」を育み、「自立した生活」と「尊厳の保持」を実現できる地域をめざす。

①地域福祉計画掲載事業				主な関連局区		
No.	分類	事務事業名	取組内容の実績等(平成30年度)	今後の方向性	所管局区	関連局区
1	高齢	介護予防事業(再掲) ※視点3にも記載	①「介護予防・日常生活支援総合事業」の継続実施…川崎市独自サービスは7事業所となり、全市的なサービス提供体制により、事業を展開しました。 ②「総合事業」の充実に向けた、多様なサービス提供主体の参入促進と、地域の担い手づくり及び活動への支援…一般介護予防事業は、各区役所保健福祉センターにおいて地域の実情に応じた取組を行いました。また、「いこい元気広場」の実施については、市内48か所のいこいの家において計2,346回実施しました。 ③要支援者等への家事援助に従事する「かわさき暮らしサポーター」を76人養成しました。	・超高齢社会の進展によるサービス需要に円滑に対応するため、事業内容については事業実績を踏まえ改善しながら実施していく必要があります。 ・いこい元気広場事業は、身近な介護予防の取組の場として、より効果的な実施について検討・改善しながら今後も継続して実施していきます。	健康福祉局	各区役所
2	高齢	生涯現役対策事業	①シニアパワーアップ推進事業の実施 ・自己啓発講演会(年1回) ・シニア向け講座4講座 ・情報誌の発行(年4回) ②介護予防いきいき大作戦の推進(講演会年1回) ③敬老祝品の贈呈と市長敬老訪問の実施 ④全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣は、本市からは初参加となる2種目を追加した過去最大の124名を派遣しました。	・本事業においては、高齢者がいきいきと生活していけるよう、地域での積極的な役割を担えるような環境づくりに努めるとともに、自身の生きがいや趣味を見つけながら、仲間づくりができるよう支援しています。超高齢社会を迎える中、非常に重要な取組となることから、引き続き実施していきます。	健康福祉局	
3	高齢	老人福祉普及事業	①老人福祉大会・老人クラブ大会、老人スポーツ大会、老人健康促進事業の実施 ②かわさき福寿手帳の発行	・今後も引き続き、イベント等を活用し、高齢者福祉に関する普及啓発に積極的に取り組んでいきます。	健康福祉局	
4	高齢	認知症高齢者対策事業	①認知症介護指導者養成研修(2人)、認知症サポート医養成研修(11人)、フォローアップ研修(30人)、かかりつけ医研修(50人)、病院勤務医療従事者の認知症対応力向上研修(59人)の実施 ②認知症訪問支援チームの全区実施及び市民向け普及啓発の推進による早期診断・早期対応に向けた取組 ③認知症高齢者等の支援の実施 ・認知症サポーター養成講座の実施(9,623人) ・認知症の人が早期に適切な医療・介護サービスにつながるための、若年性認知症ガイドブック、認知症ケアパス等の普及支援や、認知症カフェの普及に向けた取組の実施 ④介護者の負担軽減に向けた取組の推進 ・認知症介護経験者によるピアカウンセリングや専門医療相談の実施、認知症コールセンターの運営 ・徘徊高齢者の早期発見に向けた「徘徊高齢者等SOSネットワーク事業」の実施	・認知症対応力向上に向けた、認知症介護指導者養成研修、認知症サポート医養成研修、フォローアップ研修、かかりつけ医研修等について、着実に実施します。認知症訪問支援事業については、今年度から始めた事業のため、検証しながら、効果的・効率的に事業を推進します。認知症高齢者等の支援の実施については、認知症サポーター養成者数を増やすとともに、認知症アクションガイドブックやパンフレット「正しく知ろう認知症」を用いて、認知症に関する普及啓発を行います。	健康福祉局	
5	健康・医療	生活習慣病対策事業	①関係機関や地域活動団体等と連携した生活習慣病予防に向けた市民の取組の支援…市民に対し、講習会や教室等を実施しました。(4回開催) ②職域保健や企業等と連携した若年層への生活習慣病対策の普及啓発等の取組の実施…地域関係団体や職域保健機関等と連携し、生活習慣病予防・健康づくりのきっかけの一環として、かわさき健康チャレンジを実施しました。(1回) ③生活習慣病重症化予防事業を実施し、対象者すべてに働きかけました。	・生活習慣病予防のためには個々人の取組が必要であるとともに、発症には社会情勢等も関連するため、今後も対策を実施していきます。また、生活習慣病対策は予防が重要であることから、関係機関との連携による普及啓発について、検討しながら継続します。 ・生活習慣病重症化予防については、実施方法の効率化を検討しながら事業を継続します。	健康福祉局	
6	健康・医療	食育推進事業	①食に関するボランティア活動の支援を目的に、地域で食生活に取り組んでいる「食生活改善推進員」に対する養成教室を各区で実施しました(計7回、77人が受講)。 ②市民、食育関係団体、企業等に対し、計画や食育に関する普及啓発、「からだをつくる食育の推進」の取組を食育関係団体、企業等と情報共有しながら実施し、食に関する知識の普及と選択する力の養成を行いました。また、食育関連団体と連携し、イベント、講座の実施、食育の日の普及啓発キャンペーンを実施し、食育の普及啓発を行いました(延2,785回)。	・引き続き、効果的な広報を行うとともに、食に関する地域での活動に参加する市民が増えるよう、関連団体等と連携して食育を推進していきます。	健康福祉局	

7	健康・医療	がん検診等事業	①国の指針等に基づくがん検診等の継続実施 ②がん検診・特定健診等コールセンターの運用 ③がん検診台帳システムを活用した個別受診勧奨等、受診率向上に向けた取組の実施…コールセンター及び台帳システムの活用により、未受診者及び精密検査未受診者への受診勧奨を着実に実施しました。 ④包括協定の締結企業等と連携した普及啓発等、がんに対する意識向上への取組の実施…包括協定企業によるチラシ配布協力、ピンクリボンキャンペーンとして日本社会人アメリカンフットボール協会の試合におけるチラシ配布等、様々な機会での多様な対象に受診勧奨を行いました。	・各がん検診について、より効果的な取組を行いながら、事業を継続していきます。	健康福祉局	
8	子ども・子育て	子どもの権利施策推進事業	①「子どもの権利に関する行動計画」に基づく取組の推進…第5次行動計画の広報及び周知の取組を行うとともに、平成30年度事業の進捗状況の集約及び公表を行いました。 ②保育園等の職員を対象とした研修等への講師派遣を行い(1,774人)、「かわさき子どもの権利の日のつどい」を幸市民館において開催することで広報及び意識普及の促進を行いました。 ③条例の解説パンフレット等を作成して市内の全児童生徒及び市民に配布することで権利学習に活用し(175,420部)、「かわさき子どもページ」にイベント情報を掲載してさまざまな世代に向けた広報及び意識普及の促進を行いました。	・子どもの権利を守るためには、子どもの権利についての意識を普及する必要があります。今後も、世代など対象に合わせた情報発信方法等について改善しながら継続し、子どもの権利が尊重されて子どもが自分らしく生きることができる「子どもにやさしいまちづくり」を推進します。	こども未来局	
9	地域福祉・コミュニティ	福祉サービス第三者評価事業	①福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資する情報提供を図るため、福祉サービス第三者評価を推進します…評価調査者養成研修修了者数(17名)、第三者評価受審施設数(64施設)	・引き続き事業を実施してまいります。	健康福祉局	
10	地域福祉・コミュニティ	地域福祉情報バンク事業	①川崎市総合福祉センターにおいて、多様化する生活ニーズに対応して、福祉団体や福祉サービス、福祉関連図書等の地域情報を提供するとともに、相談に応じた(かわさき福祉情報サイト「ふくみみ」)の運営、ふくし相談(相談件数656件)。	・福祉情報の発信の強化と相談事業の充実に向けて、引き続き事業を実施してまいります。	健康福祉局	
11	地域福祉・コミュニティ	生活困窮者自立支援事業	①「川崎市生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)」にて、生活困窮者への就労・生活支援等を実施しました。新規相談申込者は年間1,325人となり、支援を必要とする生活困窮者に対しては、本人の状態に応じた包括的かつ早期の相談支援を実施し、相談者の日常的・社会的・経済的自立を支援しました。今後も、事業の広報や関係機関との連携強化に努め、必要な支援が行き届くようにします。 ②また、就労支援については、複合的な課題を抱え、支援の困難な相談者が増加していますが、相談者の就労意欲や採用されやすさ等に応じたきめ細やかな寄り添い型支援を行い、就職率は69%となりました。今後も、ハローワーク等の市内就労支援機関との連携や独自求人の開拓等に取り組んでいきます。	・引き続き就労支援等による生活困窮者の自立支援に取り組むとともに、家計改善支援事業が生活困窮者自立支援法の改正により努力義務化されたことから、本市においても新たに同事業を実施し、生活困窮者の家計収支の均衡を図り、長期的に安定した自立生活が送れるようにしていきます。 ・また、関係機関との連携を強化するとともに、出張相談を拡充し、より多くの生活困窮者へ相談支援が行き届くようにします。	健康福祉局	
12	地域福祉・コミュニティ	更生保護事業	①保護司会等、更生保護関係団体への支援 ②社会を明るくする運動の実施 ③再犯防止の取組の推進	・引き続き、団体等への支援などを継続的に実施していきます。	健康福祉局	

②各局区の重点事業・各局区の連携事業等

No.	分類	事業名等	事業概要	今後の方向性	所管局区	関連局区
1	高齢	川崎市における高齢者の暮らし方と健康に関する学術調査	慶應義塾大学と連携し、市内居住で要介護状態区分が要支援1又は自立の85歳から89歳までの方を対象に、川崎病院及び井田病院にて健康調査やアンケート調査を実施します。 ※本調査を通じて、健康長寿の秘訣を医学的に分析、研究することにより、高齢者の生活の質の向上や健康寿命の延伸に資することを目的としています。	慶應義塾大学と連携し、研究成果の還元・報告等として、市民向けシンポジウムの開催をはじめとした、市民に対する広報・普及活動を推進していきます。 ※慶應義塾大学より、調査実施場所の追加(多摩病院への拡大)、対象年齢を100歳以上とした百寿者調査実施に係る協力の要請を受けており、現在、庁内で調整中	臨海部国際戦略本部	健康福祉局 病院局
2	高齢	図書館における認知症の普及啓発の取組	「認知症の人にやさしい本棚」コーナーを設置し、認知症に関する知識の普及啓発を進めるほか、利用者の様子を見て専門支援機関と連携するなど、当事者にも優しい図書館の運営を行っています。	宮前区での実施内容を踏まえ、各区における図書館での実施に向け検討を進めます。	教育委員会 事務局	健康福祉局 宮前区役所
3	障害	障害者雇用(チャレンジ雇用)	一定期間勤務し、業務や研修等を行いながら就労に向けた知識や技能を習得し、経験を積んだ上で一般企業等への就職につなげる知的障害者を対象としたチャレンジ雇用を実施します。	現状の取組を推進します。	健康福祉局	総務企画局 教育委員会事務局

4	健康・医療	健康リビング推進事業	高齢者をはじめ誰もが、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができるよう、家庭内で発生する健康寿命にかかわる事故等の予防対策及び生活の質を高める啓発として、高齢者向けの住まいに関する冊子(健康!快適!スマイル住まい)を作成しました。市民自らが居住環境づくりを推進するための衛生知識の普及啓発として講習会を112回実施しました。	引き続き、啓発活動を実施します。作成した冊子を川崎市インターネットホームページで公表するとともに、区役所衛生課が実施する各種講習会での活用や、区役所高齢・障害課で配布している冊子(高齢期の住まいガイド)への挟み込みによる広報やパネル展示等を行います。	健康福祉局	各区役所
5	健康・医療	市立病院の医師等の専門職を講師とする市民公開講座、出前講座	市立病院の医師等による病気の治療や予防を内容とした市民公開講座、ラジオ講座などの実施、並びに介護予防や日常生活支援等を内容とした出張講座を実施 ・市民公開講座 川崎病院 9回797名、井田病院 6回379名、多摩病院 6回512名 ・町内会等への出張講座 井田病院 7回302名 ・区民祭等への健康相談ブースの出店 井田病院 2回135名(中原区民祭、橘ふるさと祭り)	引き続き、出張講座等を開催し、市民のセルフケア意識の醸成を進めます。	病院局	健康福祉局
6	子ども・子育て	さいわいものづくり体験事業「科学とあそぶ幸せな一日」の開催	「新川崎・創造のもり」において、幸区に研究施設をもつ企業等と連携し、幸区の子どもたちが科学技術に親しみ体験的に学べる場を提供します。併せて研究開発施設及び関連教育機関が集積している幸区の魅力を広く発信することで、各施設への区民の理解を深め、地域と当該施設との結びつきを図ります。	来年度以降も事業継続予定。幸区役所、経済労働局、慶應義塾大学、かわさき新産業創造センターで企画内容の検討を行い、協働でイベントを開催します。	幸区役所	経済労働局 健康福祉局
7	子ども・子育て	なかはら子ども未来フェスタ	親子と地域との交流の機会を創出し、地域社会全体で子育てを行う土壌を醸成することを目的として、区民が主体的に作り上げる子ども向けのお祭りである、なかはら子ども未来フェスタを開催しています。平成30年度は約4,500人が参加しました。	次年度以降も地域主体の実行委員会において内容を検討し、子育て関連団体、区民ボランティア、子育て関連施設等と連携して、なかはら子ども未来フェスタを実施します。	中原区役所	こども未来局 教育委員会
8	教育	副読本「ふれあい」等、各局連携による各種副読本の活用	健康福祉局発行の副読本「ふれあい」等各局と連携して発行されている副読本を有効に活用した授業を推進しています。 健康福祉局「ふれあい」/環境局「くらしとごみ」「わたしたちのくらしと環境」「あしたをつかめ!いいね それなら できる」/上下水道局「川崎市の水道」「川崎市の下水道」/消防局「川崎市の消防」/建設緑政局「かわさきの道と川」/まちづくり局「まちは友だち」/川崎南税務署「わたしたちのくらしと税」/	今後も、各局に協力して、副読本の執筆、編集等に携わるほか、市内の小中学生に副読本を配布して、各教科や総合的な学習の時間等において活用を図ります。	教育委員会 事務局	健康福祉局 環境局 建設緑政局 上下水道局 消防局
9	防災	市民向けぼうさい出前講座や啓発冊子の配布等	市民向けぼうさい出前講座や啓発冊子の配布、防災イベントなど防災意識の向上を図ります。 (出前講座受講者数;平成29年度;5,890人、平成30年度;8,043人) (平成30年度;タブロイド判防災広報誌の全戸配布(約77万部)により、風水害への備えや避難行動について普及啓発)	自助・共助(互助)の取組の推進に向けた啓発事業の更なる強化に向けた検討を進めます。	総務企画局	健康福祉局
10	人権	男女平等推進事業	男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、生活することができる快適で平和な男女共同参画社会の実現を目指します。	男女平等かわさき条例や男女平等推進行動計画に基づき、男女共同参画センターやかわさき男女共同参画ネットワーク等と連携し、男女平等施策を推進します。	市民文化局	健康福祉局
11	地域福祉・コミュニティ	かわさきパラムーブメントの推進	東京2020オリンピック・パラリンピック大会を契機として、誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域づくりにつながる「かわさきパラムーブメント」の取組及び英国代表チームの事前キャンプ受入れ準備や英国とのホストタウンの取組を推進します。	かわさきパラムーブメントで策定した9つのレガシー形成に向け、理念浸透を図り、市民の方々がゲストではなくキャストとして主体的に取組に参加していくことで、ムーブメントがより大きなうねりとして市内全域に広まることから、市民活動を創発するための取組を拡充し、様々な主体の協働・連携によるパラムーブメントの推進を図ります。 また、英国オリンピック・パラリンピック代表チームの事前キャンプの受入れ準備のために、施設の整備や関係機関との協議等を行うとともに、機運醸成に向けた取組を進めていきます。	市民文化局	全局・区
12	地域福祉・コミュニティ	普及啓発の取組を通じた動物飼育に関する福祉団体との連携	ペットが原因のトラブルを未然に防ぎ、生活支援の円滑な運用に繋がることを目指して、ペットを飼育する際に注意すべきポイントを記した小冊子及びチラシ「ペットと暮らす『さしすせそ』」を発行し、動物関係部署だけでなく福祉関係部署・団体に配布しています。	今後もより一層の普及啓発による動物・福祉関係部署の連携を目指して、取組を進めます。	健康福祉局	
13	地域福祉・コミュニティ	パラスポーツ体験会の実施	オリンピックパラリンピックを見据え、障害者も取り組むことができるスポーツの普及を促進するため、パラスポーツ体験会等を実施し、健常者と障害者の交流の機会を創出します。	夏に開催している「かわパラ」などによるパラスポーツの体験などを通じたパラムーブメントの推進を継続して実施します。 かわパラ実績 2.3万人	市民文化局	全局・区
14	地域福祉・コミュニティ	橋樹官衙遺跡群保存活用事業	橋樹官衙遺跡群の保存活用をすすめていくため、高津区、宮前区とも連携しながら史跡ガイドツアー、展示会などを実施し、地域の方々とともに、遺跡だけではなく、地域の魅力発見をしています。	今後も引き続き様々な事業を展開していくとともに、更に協力し合える部分については、史跡に係らず、実施していきます。	教育委員会 事務局	高津区役所 宮前区役所

## 視点2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

生活の基盤として、本人の尊厳が十分に守られた住環境が整備され、本人の希望にかなった住まい方が確保された環境をめざす。

①地域福祉計画掲載事業				主な関連局区		
No.	分類	事務事業名	取組内容の実績等(平成30年度)	今後の方向性	所管局区	関連局区
1	高齢	いこいの家・いきいきセンターの運営	①指定管理者によるいこいの家48か所・いきいきセンター7か所の運営を適切に実施しました。 ②施設の老朽化対策に係る補修工事(実施数:1か所)及び長寿命化予防保全工事(実施数:4か所) ③多世代交流をはじめとした地域交流のための連携モデル事業を48か所に拡大及び検証しました。 ④地域コミュニティ形成のためのいこいの家・老人福祉センター活性化計画を策定しました。 ⑤いきいきセンター併設老人デイサービスセンターの廃止に向けた利用者の移行調整及び跡地整備の検討・H30年度末で廃止となるさいわい老人デイサービスセンターの利用者移行調整を行い、さいわい・多摩両センター跡地の地域交流スペース等への転用に向けて取り組みました。	・地域包括ケアシステムの推進を目指し、引き続き多世代交流をはじめとした地域交流を促進するとともに、いこいの家といきいきセンターの公の施設としての機能や役割などについて検討を進めていきます。	健康福祉局	こども未来局
2	子ども・子育て	こども文化センター運営事業	①今後の運営のあり方や多世代交流の促進についての考え方を仕様書に反映させたうえで、令和元年度からの次期指定管理者を選定しました。 ②施設の計画的な維持・補修を行うため、劣化診断調査を実施しました。 ③小杉こども文化センターの開設に向けた取組を行いました。 ④連携モデル事業を全てのこども文化センターで行い、地域における高齢者や子育て世代等の共生意識を醸成するよう取り組みました。	・市内57か所のこども文化センターにおいて、引き続き青少年の健全育成事業を実施するとともに、今後は、乳幼児を持つ親子、小学生、中学生や高齢者まで、多世代が相互に交流することにより、子どもたちが、互いに支え合うことを学びながら育ち、地域の一員として主体的に活動していく力を培うための環境づくりを推進していきます。	こども未来局	健康福祉局
3	子ども・子育て	地域子育て支援事業	①事業を充実するための地域子育て支援センター職員向け研修を9回、意見交換を行う懇談会を2回実施しました。地域子育て支援センターの利用人数については、延べ利用人数246,133人になりました。 ②ふれあい子育てサポート事業利用促進のため、子育てヘルパー会員募集チラシの配架先を増やし、市HPの内容を充実させました。また、アゼリア広報コーナーと新聞折り込み広告を利用して事業の広報を行いました。ふれあい子育てサポートセンターの利用人数については、子育てヘルパー会員平均登録数が781人となりました。 ③「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組を実施し、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施しました。また、「子どもの未来応援プラン」に基づく年度評価を実施しました。	・地域子育て支援センター事業及びふれあい子育てサポートセンターについて、引き続き広報の強化を行い、利用促進に取り組みます。今後も引き続き運営団体と連携しながら、利用ニーズを踏まえた地域における子育て支援を推進していきます。また、令和元年度からは、「子ども・若者応援基金」を活用し、将来にわたり国際的な視野を持って活躍を目指す子ども・若者の挑戦を応援・後押しするため、新たに、グローバル人材育成事業を実施します。	こども未来局	
4	教育	地域の寺子屋事業	①地域や学校の実情に応じて寺子屋を拡充するとともに(平成29年度末38か所→平成30年度末47か所)、翌年度の開講に向けて準備を進めました。 ②寺子屋先生養成講座を年9回開催し144人の参加がありました。また、寺子屋コーディネーター養成講座を市内3か所で開催し、39人の参加がありました。 ③12月23日に地域の寺子屋推進フォーラムを開催し、寺子屋が開講していない学校の親子も参加できる体験プログラムの実施や、寺子屋の意義をより多くの方へ周知するための意見交換などを行いました。	・全小・中学校への寺子屋の拡充をめざして、中学生に合った方法など事業内容の工夫を検討しながら、引き続き事業を推進していきます。 ・寺子屋の拡充に向けて、寺子屋の運営を担う人材や団体の発掘、育成を行っていきます。 ・寺子屋事業をより多くの方に知ってもらうために、フォーラムの開催など、広報活動などに取り組みます。	教育委員会事務局	
5	住宅	居住支援協議会の運営	居住支援協議会において、高齢者等の住宅確保要配慮者が住まい探しの際に必要な支援や情報をコーディネートする拠点の整備や、「不動産店のマッチング」や「福祉との連携」を可能とする入居支援体制を構築するための検討や取組(各区役所・関係団体との意見交換会等を合計40回以上実施)等を進めました。	昨年度の検討や取組を踏まえ、令和元年8月より『すまいの相談窓口』の機能充実を図ることとし、「不動産店のマッチング」と「福祉との連携」について対応を開始しました。 今後も引き続き居住支援協議会(専門部会)での検討や、さらなる入居支援体制の充実等により、住宅確保要配慮者の住まいの確保や課題解決に努めていきます。	まちづくり局	
6	地域福祉・コミュニティ	地域福祉施設の運営	①福祉に関する情報の収集・提供及び相談業務 ②福祉活動の促進に向けた講習、講座等の開催 ③研修室・ボランティアコーナーの提供 ④福祉パルの運営(7か所) ⑤福祉パルかわさきの移転	・効果的な修繕を行いながら、引き続き事業を実施してまいります。	健康福祉局	

②各局区の重点事業・各局区の連携事業等						
No.	分類	事業名等	事業概要	今後の方向性	所管局区	関連局区
1	高齢	在宅生活を支える介護サービス基盤の整備	在宅生活を支える地域に密着した認知症高齢者グループホームなどの介護サービス基盤の整備を進めます。 (グループホーム事業所数) 平成31年3月1日時点:126か所	認知症高齢者グループホームの事業者の参入意欲向上に向けた取組を検討していきます。	健康福祉局	
2	高齢	特別養護老人ホームの整備	公有地を活用した新設特別養護老人ホームでの医療依存度の高い高齢者や高齢障害者の受け入れを進めます。	引き続き、地域共生社会の実現に向け、取組を推進していきます。	健康福祉局	
3	高齢	市営住宅における見守り活動等の場の提供	市営住宅において既存の住戸等を活用し、高齢者見守り等の地域活動に対し場を提供します。	地域ニーズや運営方法を見据えた見守り活動等への場の提供を推進していきます。	まちづくり局	健康福祉局 こども未来局
4	高齢	サービス付き高齢者向け住宅等の適正誘導	一定の質が確保された賃貸住宅に医療・介護や生活支援サービス等が適切に供給される「サービス付き高齢者向け住宅」(サ高住)の供給を適正に誘導します。	平成28年8月の高齢者住まい法の改正や平成29年度に改定した高齢者居住安定確保計画を踏まえ、良質なサ高住の供給を誘導するための制度構築を進めていきます。	まちづくり局	健康福祉局
5	高齢	小杉町1・2丁目地区C地区(日本医科大学武蔵小杉キャンパス再開発計画)	本市が導入する機能 (老人福祉センター、介護サービス基盤施設、交流・相談・情報提供拠点スペース) 事業者が導入する機能 (高齢者向け住宅、街ぐるみ認知症相談センター、地域医療機能(クリニック等))	小杉町1・2丁目地区(C地区)の整備に取り組みます。 ・事業スケジュール 平成34年度 工事着手予定 平成37年度 完成予定	まちづくり局	健康福祉局
6	障害	障害福祉サービス基盤の拡充	地域生活を支えるグループホームやショートステイ等の障害福祉サービス基盤の拡充を進めます。	重度障害者や医療的ケアが必要な方に対応できる、グループホーム、ショートステイ等の場の整備促進に向けて検討していきます。	健康福祉局	
7	住宅	住宅基本計画に基づく各取組の推進	本市の住宅・住環境に関わる施策を展開するにあたっての総合的な方針である本計画を、平成29年3月に改定しました。計画の中では、特に他分野との連携を高めていく施策として、子育て世帯に対する環境の整備や健康寿命の延伸等に向けた住まいに関する取組を挙げています。	子育て世帯に対しては、H29年度実施したアンケート調査の分析結果等を踏まえた上で、関係局と連携を図りながら新たな制度を構築します。 また、健康寿命の延伸に向けた住まいに関する取組については、関係局と連携して、ハードとソフトの両面から取組を検討します。	まちづくり局	健康福祉局 こども未来局
8	住宅	市営住宅建て替え時の余剰地活用	大規模団地の建替事業に伴い、社会福祉施設等の誘致のための余剰地を創出します。	大規模団地の建替計画の際、余剰地を創出し、地域ニーズにあった施設の導入に寄与していきます。	まちづくり局	健康福祉局 こども未来局
9	住宅	空き家所有者に対するアンケート調査の実施	平成30年9月～11月にかけて、市内に存在する空家の所有者等を対象に、空家となった経緯、維持管理の状況、利活用の意向等を把握するため、アンケート調査を実施し、分析を行いました。	調査結果を踏まえ、施策を展開していきます。 ・維持管理に関する意識啓発の強化、管理不全の空家の指導等の迅速化 ・自治会やNPO等の地域で活動する団体とのマッチングの促進 ・セミナー・個別相談会の開催など、空家の活用・流通促進に向けた普及啓発の強化、相談体制の充実等	まちづくり局	
10	地域福祉・コミュニティ	空き家を活用した地域住民のコミュニティ・スペースの運用	麻生区王禅寺みどり町会において、地域住民とのワークショップの開催等を通じ、空き家の活用に向けた意見交換や具体的な管理手法等の協議を行い、空き家を活用した住民主体のコミュニティ・スペースの運用を開始しました。	王禅寺での成果や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」等を踏まえ、まちづくりに資する空き家利活用を全市展開するための施策に取り組んでいきます。	まちづくり局	麻生区役所
11	地域福祉・コミュニティ	緑による地域コミュニティ形成	街区公園等の身近な緑の活用による地域コミュニティの強化や、地域における共生意識の醸成といった、地域包括ケアシステム構築の基礎となる取組を進め、地域の支えあいの充実や、住民が健康的に活動できる身近な場の創出を目指します。	区役所等と連携し、地域防災意識や子育て環境の向上、高齢者の健康増進などに資する街区公園等の活用を推進していきます。	建設緑政局	各区役所
12	地域福祉・コミュニティ	夢見ヶ崎動物公園の魅力発信	夢見ヶ崎動物公園が持つ魅力を広く発信し、同公園一帯を子育て世帯をはじめとする市民が集う場として憩いの空間づくりを推進し、地域コミュニティの活性化を図ります。	ゆめみらい交流会の実施や、日吉合同庁舎の動物公園の魅力発信コーナーの充実など、引き続き局と連携・協力して同公園の魅力向上を図っていきます。	建設緑政局	幸区役所
13	地域福祉・コミュニティ	大師公園指定管理者提案による地域包括ケアシステムの取組の実施	指定管理者の提案による「大師公園コミュニティ会議」を平成30年10月23日に開催し、大師地区小中学校PTA、町内会、民生委員等23団体、市役所関連課と意見交換を行いました。	「互助」をテーマとした地域密着型イベントやコミュニティ会議を開催し、地域と一緒に課題を解決する取組を実施します。	川崎区役所	建設緑政局
14	地域福祉・コミュニティ	マンションにおけるつながりづくり	住民同士のつながりづくりが少ないと言われるマンション(分譲集合住宅)に対し、区役所関係部署、まちづくり局住宅整備推進課が連携して、居住者間のつながりづくりの場の提供やつながりづくりに効果的な取組事例の紹介を行います。	マンション内でのつながりづくりの重要性について、普及啓発を進めるとともに、つながりづくりの機会の提供を引き続き行っていきます。	高津区役所	まちづくり局

### 視点3 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現

自立した生活の維持に向けて、インフォーマル・サポートが地域の中で提供されるよう、多様な主体の役割分担による「互助」の仕組みづくりを進める。

①地域福祉計画掲載事業					主な関連局区	
No.	分類	事務事業名	取組内容の実績等(平成30年度)	今後の方向性	所管局区	関連局区
1	高齢	介護予防事業 ※視点1にも記載	①「介護予防・日常生活支援総合事業」の継続実施…川崎市独自サービスは7事業所となり、全市的なサービス提供体制により、事業を展開しました。 ②「総合事業」の充実に向けた、多様なサービス提供主体の参入促進と、地域の担い手づくり及び活動への支援…一般介護予防事業は、各区役所保健福祉センターにおいて地域の実情に応じた取組を行いました。また、「いこい元気広場」の実施については、市内48か所のいこいの家において計2,346回実施しました。 ③要支援者等への家事援助に従事する「かわさき暮らしサポーター」を76人養成しました。	・超高齢社会の進展によるサービス需要に円滑に対応するため、事業内容については事業実績を踏まえ改善しながら実施していく必要があります。 ・いこい元気広場事業は、身近な介護予防の取組の場として、より効果的な実施について検討・改善しながら今後も継続して実施していきます。	健康福祉局	各区役所
2	高齢	老人クラブ育成事業	単位老人クラブ、友愛活動に対する助成…単位老人クラブへの補助(465件)については、補助金申請書及び手引きの見直しを行ったことにより手続きの簡素化につながりました。	・急速な高齢者の増加に対応していくためにも、地域を主役とした公益性の高い事業として、今後も積極的に取り組んでいきます。	健康福祉局	
3	高齢	高齢者就労支援事業	シルバー人材センターに対する支援を通じた高齢者の就業の場の確保…登録者数5,399人、受注件数6,865件、就業実人員2,118人	・超高齢社会を迎える中、高齢者の就労支援は今後ますます重要になっていくことから、シルバー人材センターの認知度を向上させる取組をより推進するとともに、就業機会の確保と拡大に努めながら、高齢者の就業を通じた生きがい・健康づくりの促進、社会参加の場の提供に取り組んでいきます。	健康福祉局	
4	高齢	福祉人材確保対策事業	①多様な人材の参入を促進し、人材の呼び込みにつながる取組を実施 ②介護の仕事に就くための支援の実施 ・就職相談会参加者数:124人、外国人介護人材雇用セミナー参加者数:24人 ③医療・介護人材の定着支援の実施 ・「メンタルヘルズ相談窓口」利用者及び「メンタルヘルズ研修」参加者:61人 ④管理者向け人材育成研修や介護福祉士国家試験対策講座など人材開発研修センターによる研修の実施 ・研修実施回数:73回	・今後の急速な高齢化の進展を見据え、福祉人材確保が急務となることから、引き続き事業内容の見直し等を図りながら、事業を推進していきます。	健康福祉局	
5	高齢	地域見守りネットワーク事業	①地域見守りネットワークの周知 ②協力民間事業者の拡充(事業者数:62か所) ③人命救助につながった協力民間事業者の表彰…人命救助につながった事例において、協力事業者に対し市長から表彰を行いました。	・地域に密着した民間事業者の協力者数が多いほど効果的であり、今後も協力事業者の拡充に努めていきます。	健康福祉局	上下水道局
6	子ども・子育て	青少年活動推進事業	①青少年を育成・指導する青少年団体への支援 ②こども110番事業への支援等の青少年の健全な育成環境づくりの推進 ③「成人の日を祝うつどい」や「青少年フェスティバル」を通じた青少年の社会参加の促進…成人の日を祝うつどいについては、成人式サポーター9人、当日の運営スタッフも併せ、155人が協力ボランティアとして参加しました。青少年フェスティバルについては、実行委員42人、当日の運営スタッフも併せ、175人が協力運営ボランティアとして参加しました。 ④青少年指導員活動への支援及び青少年指導員制度の充実に向けた検討…各区青少年指導員連絡協議会と連携し、活動の活性化に向けた課題整理や、広報活動の支援等を行いました。	・さらに積極的な広報活動を行うとともに、市と実行委員会組織のより円滑な運営体制の検討等を行いながら、引き続き青少年の社会参加を図ります。	こども未来局	

7	子ども・子育て	ひとり親家庭の生活支援事業	<p>①対象者への児童扶養手当の支給          ②対象家庭への医療費の一部助成の実施          ③母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施(自立支援プログラム策定件数:56件)          ④ひとり親家庭への自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金の支給(高等職業訓練促進給付金新規認定:19件)          ⑤ひとり親家庭への日常生活支援事業の実施          ⑥ひとり親家庭の子どもへの生活・学習支援の実施          ⑦母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設の運営          ⑧市バス特別乗車証交付事業のあり方の検討を含めた、ひとり親家庭支援施策全体の再構築に向けた検討…市バス特別乗車証交付事業のあり方の検討を含めた、ひとり親家庭支援施策全体の再構築について取りまとめました。平成30年度末で市バス特別乗車証を廃止することとし、令和元年度から新たに、高校生等通学交通費助成、通勤交通費助成、ひとり親家庭等医療費助成の所得制限の緩和、小・中学生を対象とした学習支援などの支援施策を拡充することとしました。</p>	<p>・平成30年度にひとり親家庭支援施策の再構築を取りまとめ、令和元年度から新たに高校生等通学交通費助成、通勤交通費助成、ひとり親家庭等医療費助成の所得制限の緩和、小・中学生を対象とした学習支援などを実施することとなりました。新たな施策について事業効果等を検証し改善等を行いながら継続していきます。</p>	こども未来局	
8	教育	地域における教育活動の推進事業	<p>①研修会の実施等による各行政区・各中学校区地域教育会議の活性化に向けた支援          ②地域教育会議交流会の開催による情報共有等の推進…地域教育会議においては、コミュニティ・スクールについて学ぶ研修会を開催し、地域と学校の協働のあり方について理解を深めました。さらに、交流会において、コミュニティ・スクールと両輪のものとして国が打ち出している「地域学校協働本部」について学び、川崎市におけるそのあり方や今後の地域教育会議の方向性について意見交換を行いました。          ③市子ども会議の開催と各行政区・各中学校区子ども会議との連携          ④地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施…市内17か所のスイミングスクールと連携し、泳げない子どもを対象とした水泳教室を開催しました。</p>	<p>・①②地域教育会議については、引き続き研修会や交流会などを通して、川崎らしい地域教育ネットワークの今後のあり方を検討していきます。          ・③引き続き、川崎市子ども会議の推進と、行政区・中学校区子ども会議との連携を進めます。          ・④地域のスイミングスクール等との連携を進めて、泳げない子どもを対象とした教室の実施に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	
9	教育	地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	<p>①学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりの推進…「夢教育21推進事業」を全校で実施し、学校がそれぞれの地域にある資源を活かして特色ある学校づくりを進めました。          ②各学校が、自らの教育活動等について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施(全校)          ③学校教育ボランティア配置による学校活動の支援…ボランティアコーディネーターを142校に配置しました。</p>	<p>・①引き続き、「夢教育21推進事業」を活用した特色ある学校づくりを推進します。          ・②学校評価の活用による学校の組織的・継続的な改善に取り組みます。          ・③学校ボランティアの配置により、地域の特性を活かした教育活動を推進します。</p>	教育委員会事務局	
10	防災	災害救助その他援護事業	<p>①災害時要援護者避難支援制度の広報、地域における日頃からの見守り支援の推進…災害時要援護者避難支援制度については、新たに要介護度3から5と、内部障害を除く身体障害者等級1から3級の方へのダイレクトメールの発送や、「高齢者福祉のしおり」、「ふれあい障害福祉の案内」への掲載により、制度の周知を行いました。          ②災害時に支援が必要な方の避難場所である、二次避難所の実効的な整備…二次避難所の整備:202か所、訓練の実施(1回)。二次避難所の運営については、施設の運営法人に委託する方向で協議を進めておりますが、内閣府発出の「福祉避難所の確保・運営に関するガイドライン」に基づき課題を整理するとともに、関係団体と課題の共有を開始しました。また、(一次)避難所における要配慮者向けスペースの設置に関する実践的な訓練を行い、基礎的な資料を得ました。          ③大規模災害時における医療・福祉拠点機能の強化…大規模災害時における医療拠点機能の強化については、昨年度の課題を踏まえ、健康福祉局防災訓練及び従事者研修を実施し、災害時に開設する保健医療調整本部の連携体制・調整機能の検証を行いました。          ④火災風水害の遺族への弔慰金及び被災者への見舞金の支給</p>	<p>・大規模災害時における医療拠点機能の強化については、訓練等による検証の結果、保健医療調整本部機能の充実化等を図るためには、ヒト、モノ、システム等多方面にわたる大幅な見直しが必要です。いつ災害が発生しても迅速かつ確かな対応が可能となるよう、課題解決に向けた検討を早急に行うとともに、引き続き、訓練等による検証を重ね、より実効的な体制整備を推進していきます。          ・要援護者避難支援制度及び二次避難所の開設・運営については、発災時の運用を見据えた課題があることから、関係部局で課題を共有し、事業手法の見直し等について検討していきます。</p>	健康福祉局	総務企画局 各区役所

11	地域福祉・コミュニティ	市民活動支援事業	<p>①市内のさまざまな市民活動支援施策の情報共有・連携強化…かわさき市民活動センターによる市内の中間支援組織(市社会福祉協議会、生涯学習財団、公園緑地協会、国際交流協会、男女共同参画センター)との個別ヒアリングや、ネットワーク会議を3回開催し、相互の情報共有し、機能連携する可能性について意見交換を行う等連携強化に向けた取組を推進しました。</p> <p>②「かわさき市民活動センター」の機能強化の推進…「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」の策定に向けて、かわさき市民活動センターとの意思疎通を図るため、定例会を7回、理事長・常務等との意見交換会を5回開催しました。また、新たに各種事業の効果を周知するため事業成果レポートを作成するとともに、ナンバーゼロ(情報誌)の効果的な運用を図るため、これまでの公共機関への配布に加えて、市民活動団体への直接郵送配布に向けた意向調査を行う等の取組を推進しました。</p> <p>③市民活動中の事故に対する「市民活動(ボランティア活動)補償制度」の実施(20件)</p>	<p>・市民活動支援指針が定める中間支援(人材育成、資金確保、活動の場、情報)に加えて、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、「市民創発」を促すコーディネートや、つながりづくりを進めていく必要があることから、各区に設置が予定されている「ソーシャルデザインセンター」の立ち上げ支援、連携、市内の分野別中間支援組織のコーディネート、連携強化等に取り組んでいきます。</p>	市民文化局	健康福祉局 各区役所
12	地域福祉・コミュニティ	地域振興事業	<p>①「町内会・自治会の活動の活性化に向けた条例」に基づく取組の推進</p> <p>②町内会・自治会館の整備に関する補助制度の実施</p> <p>③自治功労者表彰、永年勤続功労者表彰の実施</p> <p>④新総合自治会館の整備推進</p> <p>⑤市民自治活動を支援する(公財)川崎市市民自治財団の機能強化の推進</p> <p>⑥町内会・自治会等と連携した多摩川美化活動・市内統一美化活動…多摩川美化活動は、昨年度実績の13,659人を上回り、14,208人が参加しましたが、市内統一美化活動は、台風24号の接近のため、活動主要日となっていた9月30日の実施は中止となりました。なお、9月30日を除く前後1週間では14,356人が参加しました。</p>	<p>・平成31年3月策定の「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、引き続き、町内会・自治会の活動が活性化するよう、補助金の交付や表彰等により市として側面支援するとともに、地域住民の町内会・自治会への自発的な加入や活動への参加促進、町内会・自治会の自主的な設立につながるよう、(公財)川崎市市民自治財団や川崎市全町内会連合会等と連携した取組を行います。また、行政等からの依頼の負担軽減については、様々な分野の行政施策の円滑な実施に町内会・自治会の協力が欠かせないものとなっており、一律の軽減は難しい状況にありますが、負担軽減に向けた取組や支援を進めていきます。</p>	市民文化局	
13	地域福祉・コミュニティ	多様な主体による協働・連携推進事業	<p>①コミュニティ施策の再構築に向けた「今後のコミュニティ施策の基本的考え方」の策定…6回の有識者会議を実施するとともに、各区市民検討会議ワークショップ及び全市シンポジウム等を開催しました。また、平成30年11月の素案公表後は、パブリックコメントの実施に合わせ、32か所に出向いた団体説明会などにおいて寄せられた市民意見を反映し、平成31年3月に「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を策定しました。</p> <p>②地域人材の担い手拡充に向けたプロボノワーカーと市民活動団体等とのマッチング事業の実施(合計で8団体に38人)</p> <p>③協働・連携ポータルサイト「つながっどKAWASAKI」を活用した支援及び運営状況、検討結果に応じた機能拡充(訪問数29,177件)</p> <p>④企業、大学、他自治体など多様な主体との協働・連携の取組(企業360件、大学80件)</p>	<p>・「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく施策を進めていくとともに、プロボノを活用した人材マッチング事業の実施や協働・連携ポータルサイトの運営など多様な主体による協働・連携により効率性を高めつつ、引き続き、当該事業に取り組んでいきます。</p>	市民文化局	
14	地域福祉・コミュニティ	NPO法人活動促進事業	<p>①NPO法に基づく設立認証や情報公開、監督等の適切な実施…設立事務説明会(3回)、事業報告書等作成事務説明会(1回)、出張相談会(3回)、認定・条例指定制度説明会(1回)を市内各所で実施しました。</p> <p>②NPO法人の認定及び条例指定制度の適正な運用…かわさき市民活動センターとの共催で会計事務連続講座(2回)を開催するとともに「NPOを応援しよう!」キャンペーンを認定NPO法人等との協働により市内各所で実施(2回)しました。その結果、認定・条例指定NPO法人数は昨年度から2法人増えました。</p> <p>③NPO法人の運営基盤整備・強化に向けた支援等の実施及び市民による相互支援や寄附文化の醸成に向けた取組の推進…寄付月間に併せて「地域・社会貢献フォーラム」(企業、NPOなど74名参加)を開催するとともに「NPOを応援しよう!」キャンペーンを認定NPO法人等との協働により市内各所で実施(2回)しました。その結果、認定・条例指定NPO法人数は昨年度から2法人増えました。</p>	<p>・NPO法人が広く地域から支持を受け、信頼性の高い運営と活動を行うためには運営を担う人材育成、活動を支える寄附文化の醸成などさまざまな側面から課題を捉える必要があり、十分に時間をかけて行う必要があります。今後もNPO法に基づき適正な制度運用に取り組むとともに、川崎市指定特定非営利活動法人審査会の答申を踏まえた取組を、より効果的な手法を検討、改善しながら継続的に実施し、市内のNPO活動の活性化に取り組めます。</p>	市民文化局	
15	地域福祉・コミュニティ	民生委員児童委員活動育成等事業	<p>①民生委員児童委員の適正配置の実施</p> <p>②民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援</p> <p>③「民生委員児童委員あり方検討委員会」の検討結果に基づく定数充足に向けた取組の推進</p> <p>・増員に向けた調整等の欠員対策による担当世帯数の適正化</p> <p>・行政・社会福祉協議会・民児協の連携による効果的な研修の実施</p> <p>・様々な媒体を活用した広報強化による活動支援の充実</p>	<p>・「民生委員児童委員活動に関するアンケート」の結果による活動の負担感についての分析や、欠員地区の原因分析に基づき、社会福祉協議会や町内会・自治会等との更なる連携及び新たな担い手への働きかけ等により、民生委員児童委員の充足に努めていきます。</p>	健康福祉局	

16	地域福祉・コミュニティ	ボランティア活動振興センターの運営支援	社会福祉協議会が運営するセンターにおいて、地域コミュニティを支えるボランティア活動を効果的に支援し、民間主導による地域福祉の推進を図りました(延べ利用者数62,500人(見込み))。	・ボランティア活動のより効果的な振興に向けて、引き続き事業を実施してまいります。	健康福祉局	
17	地域福祉・コミュニティ	地域福祉コーディネート技術研修	地域福祉活動を行う団体等が実践の上で必要なコーディネート技術習得のため、団体向けの活動支援ワークショップ・講座等を実施しました。…コミュニティソーシャルワーク研修(基礎編:29名)(実践編:19名)	・研修の実績やアンケートなどで把握したニーズを踏まえより有意義な研修を目指し、引き続き事業を実施してまいります。	健康福祉局	
18	地域福祉・コミュニティ	生活保護家庭学習支援事業	生活保護受給世帯の中学生に対し、高校等への進学に向けた学習支援事業の実施…平成30年度は新たに1か所拡充し、市内12か所で週2回・1回2時間の学習支援事業を実施しました。	・国において、「子どもの貧困対策」や「貧困の連鎖防止」に向けた取組の強化が図られており、生活保護受給者に対する自立支援対策事業は重要な取組の一つになります。今後も高いニーズが見込まれるため、引き続き取組を推進していきます。 ・事業の充実・強化を図るため、対象を小学校高学年(5・6年生)に拡大します。	健康福祉局	
19	地域福祉・コミュニティ	社会福祉協議会との協働・連携	①地域福祉の担い手である社会福祉協議会との連携・協働 ②事業運営の補助	・社会福祉協議会の本来の役割及び行政との連携手法について、引き続き検討を行い、適切な支援を行ってまいります。	健康福祉局	

**②各局区の重点事業・各局区の連携事業等**

No.	分類	事業名等	事業概要	今後の方向性	所管局区	関連局区
1	高齢	見守りによる高齢者等の消費者被害未然防止に向けた取組	高齢者等の消費者被害の未然防止、拡大防止等の観点から、高齢者等と接点がある福祉関係者や高齢者を見守る地域の団体等を対象とした講座等を実施し、多様な主体等との連携・協働により、地域における安心・安全なまちづくりを推進します。	他の関係する見守りネットワークとの連携も含めたネットワークの構築等により、消費者教育の推進とともに「見守り」の体制を強化していきます。	経済労働局	健康福祉局 各区役所
2	高齢	ウェルフェアイノベーション推進事業	介護ロボットや排泄ケア機器の検証など、本人の自立支援や介護者の負担軽減の取組を推進する。 (KIS認証数; 平成28年度; 30製品 平成29年度; 16製品 平成30年度; 13製品)	福祉課題解決に対応する新たな製品・サービスの創出、活用の支援を、引き続き、実施していきます。	経済労働局	
3	高齢・障害	ふれあい収集による高齢者・障がい者への支援	自ら一定の場所までごみを持ち出すことのできない市民に対し玄関先などまでごみを取りに行く「ふれあい収集」を推進します。	関係局や地域コミュニティとの連携による、市民ニーズに対応したごみ収集手法について検討します。また、高津区や麻生区で実施している「高齢者見守りネットワーク事業」と連携し、全市拡大に向けて検討していきます。	環境局	健康福祉局 各区役所
4	健康・医療	市立病院におけるボランティアの活用	市立病院において、患者等への受診支援、療養支援等を目的としたボランティアを活用(病院内の誘導、外来患者の手伝い、小児病棟での子供とも関わり(読み聞かせなど)、患者用図書整理、フラワーコーディネート、入浴介助、イベント手伝い等)	市立病院において、ボランティアによる患者等への受診支援、療養支援を行い、効果的・効率的なケアの提供を進めるとともに、「互助」による助け合いの仕組みを構築します。	病院局	
5	子ども・子育て	「こどもサポート旭町」の運営及び不登校・引きこもりの子ども及びその保護者等に向けた支援の推進	学校生活への適応が困難な児童等を支援する「こどもサポート旭町」を運営するとともに、不登校や引きこもりの子どもに適した社会参加の促しや、保護者等への支援を行います。	「こどもサポート旭町」について、相談員やこどもの心理的ケアを目的としたメンタルボランティアの増員などによる相談体制の充実を図るとともに、多職種が連携した個別支援検討会議及び不登校児等の保護者の会を引き続き実施します。	川崎区役所	健康福祉局 こども未来局
6	防災	地域防災力向上に向けた取組	避難所開設・運営訓練を実施するなど、自主防災組織を中心とする地域の共助(互助)による避難所体制の充実・強化を推進します。	風水害も想定した自主防災組織活動への運営支援やより実効性の高い避難所開設・運営訓練の実施に向けた支援を推進します。	総務企画局	各区役所
7	地域福祉・コミュニティ	食品ロス削減に向けた取組	食品ロスの削減と食品の有効利用を目的として、各家庭で使いきれない未利用食品を回収するフードドライブを実施します。また、回収した食品はフードバンク団体を通じて、食料を必要としている世帯等に提供されています。	フードドライブの常設に向けて取り組むとともに、イベントなどでの回収及び普及啓発を実施していきます。	環境局	
8	地域福祉・コミュニティ	移動販売を起点とする地域コミュニティづくり	局のウェルフェアイノベーションプロジェクトと連携し、区の地域コミュニティを形成する取組。 高齢者福祉施設の利用者の外出機会創出に成功した例を発展させ、地域ニーズに応える移動販売を仕掛けに、買い物弱者への働きかけと、地域住民の集う場づくりに寄ります。施設及び町会等の協力による継続的な運用が可能になれば、地域における見守り機能や、多世代の交流の場としての発展も見込まれます。 東百合丘地区:月2回の移動販売のうち15回参加し活動支援実施 下麻生地区:月1回移動販売車の隣で福祉相談会を開催 金程地区:移動販売売上げ支援実施(H31.3月から本格稼働)	活動支援ニーズの把握、各関係機関等との連携を引き続き実施し、ワークショップや出前講座等イベントを企画・実行し、地域コミュニティづくりに繋がるよう支援します。また、その他の地域の介護施設や町内会などで実施されている取組状況を把握し、内容や実施手法等、区全体としての今後の活動の在り方を検証していきます。	麻生区役所	経済労働局

## 視点4 多職種が連携した一体的なケアの提供による、自立した生活の尊厳の保持の実現

本人の身体状況に応じた、専門職によるケアを多職種の連携により、切れ目なく提供できる体制づくりを進める。特に、医療と介護の円滑な連携を推進する。

①地域福祉計画掲載事業					主な関連局区	
No.	分類	事務事業名	取組内容の実績等(平成30年度)	今後の方向性	所管局区	関連局区
1	高齢	地域包括支援センターの運営	①地域包括支援センター(49か所)の適正な運営 ②地域ケア会議の推進(277回) ③対象者の心身の状況等に応じて、介護サービス等が包括的・効率的に実施されるよう介護予防ケアマネジメントの推進 ④地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる総合相談支援業務の取組 ⑤権利侵害の予防や対応を専門的に行う権利擁護業務の取組 ⑥介護支援専門員へのサポートや地域における連携体制の構築等に関する支援を通じた包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の取組	・「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」及び「第7期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて、その中核的機関である地域包括支援センターの体制の強化を図りながら取組を進めます。	健康福祉局	
2	高齢	ひとり暮らし支援サービス事業	①緊急通報システム事業における自宅設置型から携帯型への移行の促進を図りました。 ②福祉電話相談事業を民間へ委託し、安定的な運営を確保しました。 ③ひとり暮らし等高齢者実態調査の結果をもとに、地域における見守り事業を実施しました。	・引き続き、携帯型緊急通報システム事業の周知を図るとともに、見守り活動を実施していきます。	健康福祉局	
3	高齢	高齢者生活支援サービス事業	①要介護者生活支援ヘルパー派遣事業の実施 ②紙おむつ及び日常生活用具給付事業の実施 ③寝具乾燥事業の実施 ④訪問理美容サービス事業の実施 ⑤川崎市歯科医師会が実施する歯科医師等を対象とした対応力向上研修への事業支援の実施	・介護等のサービスを必要とする高齢者及びその家族の負担を軽減し、地域で安心して在宅生活を送れるよう事業を継続しますが、社会情勢等に応じて見直しを検討します。	健康福祉局	
4	高齢	高齢者虐待防止対策事業	高齢者虐待の早期発見・早期対応に向けて、市民への啓発や、専門的な支援の充実を図ります。 ・地域包括支援センター職員、行政管理職向け研修、行政職員向け事例検討会の開催	・引き続き事業を実施してまいります。	健康福祉局	
5	高齢	在宅医療連携推進事業	①多職種連携の促進に向けた在宅チーム医療を担う人材育成研修の実施(累計923人) ②在宅療養調整医師(7人)による在宅療養の推進 ③多職種連携の強化、一体的な支援体制の構築に向けた在宅療養推進協議会の実施(3回) ④円滑な多職種連携による、よりよいケアの提供の推進(連携のためのルールづくり) ⑤在宅医療サポートセンターの運営(多職種への医療的助言等) ⑥在宅医療・介護連携におけるリハビリテーション体制の構築に向けて、調整を行いました。 ⑦看取りの提供体制の実態調査の方策について、庁内で検討を進めました。 ⑧リーフレットの配布や市民シンポジウム開催(1回、160人)等による在宅医療に関する市民啓発の推進	・医療と介護の連携に向けた取組を推進するため、在宅療養推進協議会等の取組を通じて、入退院調整モデルの運用、相談支援・ケアマネジメント体制の再構築を図ることにより、在宅医療・介護に係わる多職種連携の強化を図っていきます。 ・併せて、在宅医療を必要とする市民からの相談対応を円滑に進めるため、訪問診療や往診などを実施する診療所等の情報を更新し、在宅医療に係わる関係機関に情報提供を行っています。	健康福祉局	
6	障害	障害者相談支援事業	①障害者相談支援センター(28か所)の運営 ②障害者相談支援センターの検証結果に基づく体制強化に向けた検討…当事者や学識経験者、事業者団体、障害者相談支援センター等の関係者による懇談会を1回開催し、現状の課題を踏まえた取組や、今後の障害者の相談支援体制強化の方向性について意見を聴取しました。 ③地域自立支援協議会の開催(3回) ④相談支援専門員の養成(初任者研修7日、現任研修5日、地域リーダー養成研修5日、プレ研修4日の実施)	・障害者相談支援センターについては、今年度開催した懇談会において聴取した意見も踏まえて、今後の体制強化に向けて取り組んでいきます。	健康福祉局	
7	障害	障害者虐待防止対策事業	障害者虐待の早期発見・早期対応に向けて、市民への啓発や、専門的な支援の充実を図ります。 ・障害者虐待防止センター機能を設置(市及び各区) ・24時間対応可能な専用の電話窓口を設置	・引き続き事業を実施してまいります。	健康福祉局	

8	高齢・障害	権利擁護事業	<p>①成年後見制度の法人後見や社会福祉法に定める日常生活自立支援事業を行う「あんしんセンター」(本庁1か所、区7区分)の運営</p> <p>②成年後見制度の普及啓発、親族向け・関係機関向け研修の開催…親族向け・関係機関向けだけでなく、対象を広げ、市民向けにも研修会を4回開催いたしました。</p> <p>③成年後見制度利用促進法に基づく基本計画の策定及び審議会等設置の検討、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける取組全体のコーディネートを担う中核機関等設置の検討にあたり、情報把握等を実施しました。</p> <p>④市民後見人の養成フォローアップ及び裁判所から選任された後見人の相談支援の実施</p> <p>⑤市職員への虐待対応研修、事例検討会の開催及び弁護士等による相談支援事業の実施(2回)…市職員だけではなく、地域包括支援センター等の職員にも参加してもらい、対象者を広げて開催しました。</p> <p>⑥障害者差別解消法に基づく取組の実施 ・市職員の服務規律である「対応要領」の周知、及び研修等の実施、障害者差別解消支援地域協議会の運営</p>	<p>・日常生活自立支援事業を行う「あんしんセンター」の運営や、成年後見制度の普及啓発、親族向け・関係機関向け研修を開催するとともに、市及び関係機関職員への虐待対応研修、事例検討会の開催及び弁護士等による相談支援事業等を着実にし、高齢者や障害者等の権利を擁護するための取組を進めます。</p>	健康福祉局	
9	子ども・子育て	母子保健指導・相談事業	<p>①思春期の心と身体の健康教育の実施…学校保健と連携し、児童の発達状況に応じた思春期の心と身体の健康教育を実施しました。(参加者数:7,443人)</p> <p>②各区における母子健康手帳の交付・相談の実施…妊娠届出時に母子保健コーディネーターによる全数面談を実施し、より早期に支援の必要な家庭を把握し継続的な支援を実施しました。</p> <p>③各区における両親学級等の開催による出産・育児支援の実施(参加者数:5,197人)</p> <p>④新生児訪問及びごんごんには赤ちゃん訪問の実施…地域の情報や相談窓口を周知し孤立化を防ぐとともに、支援の必要な家庭の把握を行いました。(訪問実施率:94.2%)</p> <p>⑤産後ケア事業等(妊娠・出産包括支援事業)による産前からの相談及び産後早期の支援の強化…産後4か月までの産婦を対象に、宿泊型、訪問型に加え、助産所に通所し助産師のケアを受ける来所型を実施しました。(産後ケア利用者数:1,346人)</p>	<p>・妊娠・出産・育児に関する知識や支援の不足は児童虐待につながる恐れもあり、健全な子育て環境づくりのために、引き続き相談支援体制や情報提供の充実を図っていきます。</p>	こども未来局	
10	子ども・子育て	児童虐待防止対策事業	<p>①各区要保護児童対策地域協議会(個別支援会議)は624回実施しました。</p> <p>②児童虐待防止センターによる電話相談を2,589回実施しました。</p> <p>③児童虐待防止普及啓発活動は22回実施しました。</p> <p>④児童相談システムの開発等、児童及び家庭に関する情報の一元的な管理による包括的な支援を実施しました。</p>	<p>・児童虐待防止啓発活動は、今後も新たな手法を検討しながら継続的に実施していきます。また、支援が必要な子ども達への対応については、児童福祉法改正により定められた義務研修をはじめ、各種研修等を実施し、児童相談所や区役所地域みまもり支援センター職員の資質向上を図り、より良い支援を実施することにより、子どもを安心して育てることができるまちづくりを推進していきます。</p>	こども未来局	
11	子ども・子育て	妊婦・乳幼児健康診査事業	<p>①特定不妊治療の相談及び治療費の一部助成の実施…治療費が高額となる体外受精及び顕微授精について治療に要する費用の一部助成により、負担軽減を行いました。(助成件数:2191件)</p> <p>②妊婦健康診査の費用の一部助成の実施…安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査費用の一部を助成し、妊婦と胎児の健康管理を実施しました。(助成件数:170,081件)</p> <p>③乳幼児健康診査の実施(1歳6か月、3歳(3歳6か月児対象)は各区で実施 3か月、7か月、5歳児は医療機関で実施)…乳幼児の健やかな発育・発達の確認を行い、医療機関と連携し実施しました。(受診者数:64,679人)</p> <p>④健診未受診者へのフォローの実施…健診未受診者については、受診勧奨を行うとともに家庭訪問等により状況を把握しました。</p> <p>⑤医療機関と連携した健診後の要支援家庭等への支援に向けた取組の推進…妊婦・乳幼児健康診査の受診状況等から要支援家庭を抽出し、継続的な支援を実施しました。</p>	<p>・安心・安全な出産を迎えるための環境を整備するとともに、出産後の乳幼児の健やかな成長発達を支え、安心して子育てができる環境づくりを今後も推進していきます。</p>	こども未来局	
12	教育	児童生徒支援・相談事業	<p>①児童支援コーディネーターのスキルアップに向けた研修の実施…市立全小学校に専任化した児童支援コーディネーターの研修を新任を対象に12回、全員を対象に1回実施し、特別支援教育コーディネーター連絡会議4回、児童生徒指導連絡会議7回実施しました。</p> <p>②スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーを活用した専門的相談支援の充実…市立全中学校にスクールカウンセラーを配置、市立小学校・特別支援学校には要請に応じて、市立全高等学校には週1回程度計画的に、学校巡回カウンセラーを派遣し、専門性を活かした教育相談活動を行いました。</p> <p>③スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援及び関係機関との連携…学校からの要請に応じてスクールソーシャルワーカーを各区・教育担当が派遣し、必要に応じて区役所内をはじめとする関係部署や関係機関と連携しながら、適切な支援を展開しました。</p> <p>④多様な相談機能による相談支援の実施…必要に応じて各相談機能が連携を取り、面接による相談、電話相談等を実施し、また、「SNSいじめ相談@かながわ」に抽出校が参加するなど神奈川県教育委員会の取組とも連携を図りながら、相談者の多様なニーズに応じるように努めました。</p>	<p>①児童支援コーディネーターの研修については、児童理解や特別支援についての知識を深め、実践に活かせるよう内容の充実を図りながら継続します。</p> <p>②スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーの配置・派遣について、今後も効果的な相談体制を維持していきます。</p> <p>③スクールソーシャルワーカーの配置・派遣について、今後も各区1名以上の体制を維持し、効果的な支援体制を維持していきます。あわせて、事例研修・専門研修の継続・充実を通して専門性の向上や一定の統一感を持った対応等を図っていきます。</p> <p>④多様な相談機能を今後も継続し、専門性を維持しながら相談者の多様な相談ニーズに適切に応じられるように取組を進めます。</p>	教育委員会事務局	

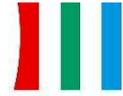
13	人権	女性保護事業	<p>①女性相談員による相談・保護・自立支援を実施し、女性相談の件数については、2,179件となりました。</p> <p>②DV被害者等への相談・支援を実施し、DV相談支援センターの相談件数については403件となりました。</p> <p>③DV被害者等の緊急一時保護を実施しました。</p>	<p>・配偶者等からのDVを含む様々な困難な状況におかれた女性は、外部からの発見が難しく、潜在化・深刻化しやすいことから、川崎市DV相談支援センターの一層の周知を行うとともに、川崎市DV相談支援センター及び区役所地域みまもり支援センターは、困難を抱えた女性の相談に応じ、女性の人権擁護と自立に向けた支援を継続してまいります。</p>	こども未来局	
14	人権	人権オンブズパーソン運営事業	<p>①子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に関する相談に対する助言及び支援</p> <p>②救済申立てに関する調査・調整等の実施</p> <p>③相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オンブズパーソンの運営状況の公表…相談カードの配布や人権オンブズパーソン子ども教室の開催等を通じて広報・啓発を行うとともに、5月に平成29年度の報告書を公表しました。</p> <p>④市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進</p>	<p>・依然として、いじめ等の子どもの権利の侵害やDV等の男女平等に関わる人権の侵害については、深刻な状況が続いており、引き続き相談・救済活動を行っています。</p>	市民オンブズマン事務局	
15	地域福祉・コミュニティ	地域包括ケアシステム推進事業(再掲) ※視点5に記載	<p>①地域包括ケアシステムの理解促進に向けた、リーフレットやポータルサイトなど多様な手法による普及啓発の推進</p> <p>②多様な主体と連携した地域づくりの取組</p> <p>・地域資源の把握及び人材の養成・場づくりの推進に向けた、小地域単位でのワークショップ等の開催促進</p> <p>・多様な主体による取組の共有・連携の推進に向けた、地域包括ケアシステム連絡協議会については、参画団体を22団体から88団体に拡充して開催しました(2回)。また、連絡協議会の協議内容を検討する地域包括ケアシステム運営委員会を設置し開催しました(2回)。</p> <p>・地域包括ケアシステム懇話会の開催(交流会・講演会)(3回)</p> <p>③関係機関のネットワークによる住み慣れた地域で安心して暮らしていることができるしくみづくりに向けた、包括的相談支援体制の充実…包括的な相談支援ニーズの具体的な内容や分量、支援が困難な理由を分析するため、区役所・相談支援機関を対象とした包括的相談支援に関する実態調査を実施しました。</p>	<p>・パンフレット、ポータルサイト等による情報発信については、引き続き地域包括ケアシステムの理解度向上に向け、多様な広報媒体を活用しながら取組を進めます。連絡協議会については、参画団体を拡充して2年目になることから、より効率的な運営手法の検討と併せて、多様な主体間での顔の見える関係づくりや、各主体が連携した取組の活性化を目指し、効果的な実施方法について検討します。住民主体による地域課題解決に向けた仕組みの構築に向け、平成30年度の実施内容を踏まえ、引き続き小地域におけるワークショップ等の実施を進めます。</p>	健康福祉局	
16	地域福祉・コミュニティ	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	<p>①ゲートキーパー養成・メンタルヘルスに関する知識普及のための市民向け講座を6回実施しました。</p> <p>②民間事業者、職能団体、市職員等へのゲートキーパー講座を23回実施しました。</p> <p>③地域保健福祉機関における地域精神保健関連研修との相互連携(精神保健従事者研修や社会福祉協議会、労基署、協会けんぽ他)は計7回実施しました。</p> <p>④「第2次川崎市自殺対策総合推進計画」に基づき、基本的認識の普及や重点課題に取り組みながら、新たな取組である自殺未遂者支援に関して、毎月会議を開催(12回)し関係機関との連携を進めました。</p>	<p>・川崎市の自殺対策は「川崎市自殺対策の推進に関する条例」に基づいて、平成27～29年度の3か年を「川崎市自殺対策総合推進計画(第1次計画)」によって推進し、更に平成30年3月に策定した「第2次川崎市自殺対策総合推進計画(平成30～令和2年度)」のもと平成30年度は事業展開を行いました。精神保健・自殺対策については、障害保健福祉の領域にとどまらず、広く市民生活の中に存在し、地域包括ケアシステムの視点も重要です。一つひとつの事業内容を見直し改善しながら、自殺及び防止対策の実態把握、人材育成、未遂者支援、普及啓発、遺族支援等、幅広い事業を総合的に進めていきます。</p>	健康福祉局	
17	地域福祉・コミュニティ	社会的ひきこもり対策事業	<p>①社会的ひきこもり等、ひきこもり状態の方への支援…228件のケースに対して、延べ1,412件の支援を行いました。</p> <p>②「ひきこもり」に関する普及啓発</p> <p>③関係機関同士の連携強化の促進…ひきこもり相談従事者研修会を開催し、多岐にわたる機関に出席してもらい(障害者福祉、生活困窮者自立支援等)、ネットワークの強化に取り組みしました。</p> <p>④市内における広義のひきこもりの実態およびニーズ調査…平成30年12月から翌年1月に実施し、210機関から445事例の回収を行いました。</p> <p>⑤ひきこもり相談従事者の育成(研修1回開催)</p>	<p>・今年度実施の「川崎市における広義のひきこもり支援ニーズ調査」の分析を活用し支援に反映させます。多分野がひきこもり支援を行うためのネットワークの構築、ひきこもり支援の支援機関同士の共有、今年度の各事業を振り返り、見直すべき点の改善等を実施します。また、より効果的かつ質の高いひきこもり支援を展開するために、庁内関係部局を横断して本事業の推進を行ってまいります。</p>	健康福祉局	

②各局区の重点事業・各局区の連携事業等						
No.	分類	事業名等	事業概要	今後の方向性	所管局区	関連局区
1	高齢	健幸福寿プロジェクトの実施	介護サービス提供事業者のケアにより、要介護度の維持・改善を図り、無理なく安心して介護サービスを利用できる新たな仕組みづくりを進めます。	健康福祉福寿プロジェクトへの一層の参加促進の取組を進めます。	健康福祉局	
2	障害	医療的ケア支援事業	医療的ケア(経管栄養、たんの吸引、導尿等)を必要とする児童生徒に看護師による医療的ケアを行います。	医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図る協議の場を開催していきます。	健康福祉局	教育委員会事務局
3	高齢・障害	総合リハビリテーションセンターの整備	福祉センター跡地活用施設整備基本計画改訂版と地域リハビリテーションセンター整備基本計画に基づき進めている取組について、地域包括ケアシステム構築に向けた取組の方向性を踏まえ、導入する施設機能や地域リハビリテーション施策のあり方を取りまとめました。	年齢や疾病・障害の種別を問わない全世代・全世代対象型リハビリテーション体制を整備するため、令和3年4月に総合リハビリテーション推進センターと総合研修センター、南部リハビリテーションセンターを開設します。 また、令和3年4月から、既設の中部・北部リハビリテーションセンターにおいても、全世代・全対象型支援を展開していきます。 総合リハビリテーションセンターの整備と合わせて、専門職を効率的・効果的に活用しながら高度なニーズにも包括的に対応できるよう、高齢者、障害者、障害児等に対する相談支援や介護・福祉サービスの提供体制の再構築に向けた取組を進めます。	健康福祉局	
4	健康・医療	地域の医療機関との役割分担及び連携の推進	地域の医療機関との役割分担及び連携の推進(患者の紹介・逆紹介、医療機器や病床の共同利用の実施、地域医療従事者を対象とした研修会等の実施) ・患者の紹介率・逆紹介率 川崎病院:68.7%・79.8%、井田病院:56.9%・55.6%、多摩病院:70.7%・53.0% ・医療機器の共同利用件数 川崎病院:637件、井田病院:277件、多摩病院:4,343件 ・医療従事者向け研修会開催数・参加者数 川崎病院:23回854名、井田病院:14回438名、多摩病院:18回605名	役割分担と連携等により限られた医療資源を有効に活用し、地域完結型の医療を効率的・効果的に提供します。	病院局	
5	健康・医療	市立病院における地域包括ケアに関する懇談会、学習、調整会議等の開催	市立病院での地域ケア懇談会の開催、地域包括支援センターや訪問看護ステーション・介護施設職員との市立病院退院患者の在宅療養に向けた調整会議の開催、市立病院看護職員と訪問看護ステーション・介護施設等の看護職員・介護職員との学習会の開催 ・地域ケア懇談会開催数・参加者数 川崎病院:2回191名 ・調整会議等開催数 川崎病院:908回(退院支援調整会議)、井田病院:409回(退院支援調整会議) ・学習会開催数 川崎病院:5回(知っとくナース)、井田病院:8回(地域連携相互交流学習会)、多摩病院:5回(在宅ケアネットワーク)	市立病院職員と地域他職種間における「顔の見える関係」を構築し、切れ目のない継続したケアを提供することで、地域全体の看護・介護の質を向上を目指します。	病院局	
6	健康・医療	市立井田病院における地域包括ケア病棟の運用	市立井田病院に在宅・生活復帰支援等の機能を有する「地域包括ケア病棟」の運用	市立病院職員と地域他職種間における「顔の見える関係」を構築し、切れ目のない継続したケアを提供することで、地域全体の看護・介護の質を向上を目指します。また、理学療法士及び作業療法士を増員し、リハビリ提供体制を強化します。	病院局	
7	健康・医療	市立病院における退院患者の在宅療養支援の実施	市立病院退院患者の在宅療養支援の実施 ・外来通院中患者の在宅療養支援相談窓口の一本化(川崎病院) ・退院前訪問及び退院後訪問の実施等(井田病院・多摩病院)	引き続き、市立病院退院患者の在宅療養支援機能を強化します。	病院局	
8	子ども・子育て	こどもサポート南野川	ひきこもり、不登校等の子どもの居場所づくり、相談支援・学習支援等を実施します。	平成30年度より併任の学校・地域連携が所管することにより連携強化を図ります。	宮前区	教育委員会事務局
9	教育	サポートノート	特別支援学校及び小・中学校で「個別の教育支援計画」を作成します。	就学前後を含む「かわさきサポートノート」の活用による切れ目のない支援の実施に繋がります。	教育委員会事務局	健康福祉局
10	防災	災害対策協議会医療救護部会の開催	災害時医療・救急部会において、災害時の保健医療・救急に関する体制の充実を図るための課題抽出や検討を行うほか、災害時保健医療活動訓練等、それに伴う研修を実施します。	今年度の訓練の実施を踏まえ、災害時医療・救急部会において災害時の保健医療・救急に関する体制の検討及び災害時保健医療活動訓練・研修等を引き続き実施します。	健康福祉局	各区役所

## 視点5 地域全体における目標の共有と地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

地域の目標を地域全体で共有しながら、個々の活動が1つの目標に向かってより効果的に機能できるような仕組みづくりを進める。

①地域福祉計画掲載事業					主な関連局区	
No.	分類	事務事業名	取組内容の実績等(平成30年度)	今後の方向性	所管局区	関連局区
1	健康・医療	健康づくり事業	①「健康増進計画(第2期かわさき健康づくり21)」に基づく、企業や職域保健等と連携した健康づくりの普及啓発活動の取組の実施 ②歯科口腔保健に関する各種事業やホームページ・チラシ等を活用した普及啓発取組の実施 ③若い世代や健康意識の低い人の参加を促す取組として、妊婦とそのパートナーを対象とした歯科健診を含めた総合的な健康づくりの取組として歯っぴーファミリー健診や、市民の健康づくりの取組に対してインセンティブを提供するかわさき健康チャレンジ等の実施	・健康増進計画の中間評価の取りまとめを行いましたので、評価に沿った新たな事業展開を検討していきます。また、若い世代を含めた様々な世代が健康づくりに取り組むきっかけとなる事業を実施できるよう、取組を進めます。	健康福祉局	
2	子ども・子育て	子ども・若者支援推進事業	①子ども・若者の支援、子どもの貧困対策の総合的な推進…「子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、庁内の関係部署、関係機関・団体等との相互連携に向けた横断的な調整等を図るため、課長級会議を立ち上げ、係長級ワーキングを7回実施したほか、現場ヒアリングや研修を実施しました。 ②ひきこもり等児童福祉対策の実施…不登校・ひきこもりへの支援として、大学生等のボランティアを活用し、個別支援活動に298人、集団支援活動に90人の子ども・若者が参加しました。 ③児童家庭支援センターにおける子育て相談・支援の推進…児童相談所や区役所地域みまもり支援センターなどの行政の相談機関と連携し、4,032件の相談・支援を行いました。	・今後も事業の位置付け等の整理や見直しを検討しながら、「子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、子ども・若者がその生まれ育った環境に左右されることなく、「自分の未来」に自信と夢と希望を持てるよう、様々な施策を総合的に推進していきます。	こども未来局	
3	地域福祉・コミュニティ	地域包括ケアシステム推進事業 ※視点4にも記載	①地域包括ケアシステムの理解促進に向けた、リーフレットやポータルサイトなど多様な手法による普及啓発の推進 ②多様な主体と連携した地域づくりの取組 ・地域資源の把握及び人材の養成・場づくりの推進に向けた、小地域単位でのワークショップ等の開催促進 ・多様な主体による取組の共有・連携の推進に向けた、地域包括ケアシステム連絡協議会については、参画団体を22団体から88団体に拡充して開催しました(2回)。また、連絡協議会の協議内容を検討する地域包括ケアシステム運営委員会を設置し開催しました(2回)。 ・地域包括ケアシステム懇話会の開催(交流会・講演会)(3回) ③関係機関のネットワークによる住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるしくみづくりに向けた、包括的相談支援体制の充実…包括的な相談支援ニーズの具体的な内容や分量、支援が困難な理由を分析するため、区役所・相談支援機関を対象とした包括的相談支援に関する実態調査を実施しました。	・パンフレット、ポータルサイト等による情報発信については、引き続き地域包括ケアシステムの理解度向上に向け、多様な広報媒体を活用しながら取組を進めます。連絡協議会については、参画団体を拡充して2年目になることから、より効率的な運営手法の検討と併せて、多様な主体間での顔の見える関係づくりや、各主体が連携した取組の活性化を目指し、効果的な実施方法について検討します。住民主体による地域課題解決に向けた仕組みの構築に向け、平成30年度の実施内容を踏まえ、引き続き小地域におけるワークショップ等の実施を進めます。	健康福祉局	
4	地域福祉・コミュニティ	社会福祉審議会の運営	①地域福祉専門分科会(1回開催)において、地域福祉計画の進捗状況の確認、評価を行いました。 ②障害福祉専門分科会・3審査部会の適切な実施…障害福祉専門分科会3審査部会については26回開催しました。	・今後も、各審議会を適正に開催していきます。	健康福祉局	
5	地域福祉・コミュニティ	地域福祉計画推進事業	①第5期地域福祉計画に基づき計画の進捗管理…第5期地域福祉計画の評価手法を総合計画における事務事業点検を活用しながら、区計画とあわせて一括で評価を行うように見直しました。 ②社協の第4期地域福祉活動推進計画との連携を強化	・行政と社会福祉協議会が段階的に計画期間を合わせ、策定プロセスや理念を共有化することなどにより、施策展開の整合性を図り、地域福祉推進のため、今まで以上に連携した事業展開を図ってまいります。	健康福祉局	
②各局区の重点事業・各局区の連携事業等						
No.	分類	事業名等	事業概要	今後の方向性	所管局区	関連局区
1	地域福祉・コミュニティ	「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」に基づく取組の推進	前回実施方針策定後、区役所や支所・出張所等を取り巻く状況にも変化等が生じていることから、平成30年3月に現状に即した実施方針へ改定を行いました。今後は、「共に支え合う地域づくりに向けて、区役所等の窓口サービス機能や体制を見直し、市民目線に立った利便性の高いサービスの提供を行う」を基本目標として、実施方針改定版に基づく取組を推進します。	実施方針改定版に基づき、支所を含めた川崎区全体の機能・体制の検討、建替えも含めた支所庁舎の整備の検討、生田出張所の建替整備の推進、支所や出張所の「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用策の検討などの取組を進めます。	市民文化局	総務企画局 財政局 健康福祉局 こども未来局 各区役所



Colors, Future!  
いろいろって、未来。  
川崎市

# 川崎市における地域包括ケアシステム構築に向けた 戦略的広報についてのガイドライン

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

平成 31（2019）年 3 月



## 目 次

<b>1. 戦略的広報の必要性について</b> .....	1
(1) 一般的な広報の定義.....	1
(2) 自治体における戦略的広報とは.....	1
<b>2. 本市における地域包括ケアシステム構築に向けた取組とこれまでの広報</b> .....	3
(1) 本市における地域包括ケアシステム構築に向けた取組.....	3
(2) 地域包括ケアシステム構築に向けた広報の取組.....	9
(3) 広報の基本方針.....	13
<b>3. 地域包括ケアシステム構築に向けた戦略的広報の推進に向けて</b> .....	14
(1) 戦略的広報を進める上での基本的な考え方の視点.....	14
(2) 地域包括ケアシステムにおける想定される対象者像について（例示） .....	16
(3) 配慮すべき広報の視点について.....	20
<b>4. 地域包括ケアシステム構築に向けた戦略的広報の評価</b> .....	22
<b>5. 戦略的広報の基本的な考え方の視点に基づく広報の推進</b> .....	26
<b>参考資料</b> .....	31
参考資料 1 自治体における戦略的広報とは.....	33
参考資料 2 各区における地域包括ケアシステムに関わる広報媒体一覧.....	49
参考資料 3 地域包括ケアシステムにおける想定される対象者像.....	52
参考資料 4 地域包括ケアシステムの理解度を測るアンケート.....	56
地域包括ケアシステム構築に向けた戦略的広報のあり方検討会議開催運営等要領.....	57
地域包括ケアシステム構築に向けた戦略的広報のあり方検討会議委員名簿 .....	58
地域包括ケアシステム構築に向けた戦略的広報のあり方検討会議における これまでの検討経過 .....	59



# 1. 戦略的広報の必要性について

---

## (1) 一般的な広報の定義

---

- 「広報」とは、米国発祥の概念の「Public Relations (パブリック・リレーションズ)」が元となっており、原義としては、「組織と組織を取り巻く人間（個人・集団・社会）との望ましい関係を作り出すための考え方及び行動のあり方」を意味している。
- つまり、自治体広報の本来の意味としては、自治体と利害関係者（ステークホルダー）との関係に置きなおすと、自治体のPR（パブリック・リレーションズ）とは、自治体と利害関係者（住民、企業、団体、来訪者等）との良好な関係を、双方向的なコミュニケーションによって構築していくことであるといえる。
- 一方、「地域包括ケアシステム」は、少子化と相まって超高齢社会が進行する中で、すべての市民が住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりである。その中でも、住民、町内会・自治会などの地縁組織、地域・ボランティア団体、医療・保健・福祉（介護）に関する専門職種、事業者、行政などの多様な主体間で、「顔の見える関係づくり」を進めることが重要である。

## (2) 自治体における戦略的広報とは

---

- これまで、自治体における広報の定義としては、自治体から「構成員としての市民」や「利害関係者」へ広く情報を発信するような比較的狭義なものとして捉え、「構成員としての市民」や「利害関係者」から自治体の経営・運営に関わる情報を受信する「広聴」と区別をしてきた。しかしながら、原義に立ち戻り、自治体と利害関係者との良好な関係を双方向的なコミュニケーションによって構築していくことを念頭に考えると、正に、「地域包括ケアシステム」構築に向けた取組と符合するものと考えられる。
- こうした中で、「戦略的」に広報を進めるためには、最終的に多様な主体からの評価を得るために、目標を設定し、手段を決定した上で実際の広報を実施し、評価を行うなどの様々な活動を効率的・効果的かつ計画的に行うことが必要とされる。
- 「自治体における戦略的広報」については、「自治体の明確な意図を達成するための、よく組織化されたエッジの効いた広報」などと定義されることもある（北村倫夫氏 北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院教授）（参考資料1）。

- そこで、「川崎市における地域包括ケアシステム構築に向けた戦略的広報についてのガイドライン」（以下「ガイドライン」）をまとめることで、本市における地域包括ケアシステム構築のための一助としていくことを目指す。そのため、改めて「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」における課題認識や、本市における政策を推進するための理念を確認しながら、地域包括ケアシステムの理解度の向上を図るとともに、多様な主体間において双方向的にコミュニケーションを取ることで、良好な「顔の見える関係」の構築にもつなげていく。
- 「ガイドライン」は、本市における地域包括ケアシステムの構築にあたり、各事業や、各区において地域の実情に応じて進められていく取組の広報を推進する上で、重視した方が良いと考えられる視点や、気にすべき視点をまとめたものである。今後はこの「ガイドライン」を参考としながら、戦略的広報を進めていくこととしたい。
- 「ガイドライン」取りまとめに向けては、外部有識者等による検討会議（「地域包括ケアシステム構築に向けた戦略的広報のあり方検討会議」）で意見をいただくとともに、庁内においても、関係部署の意見を得ながらまとめたものである。

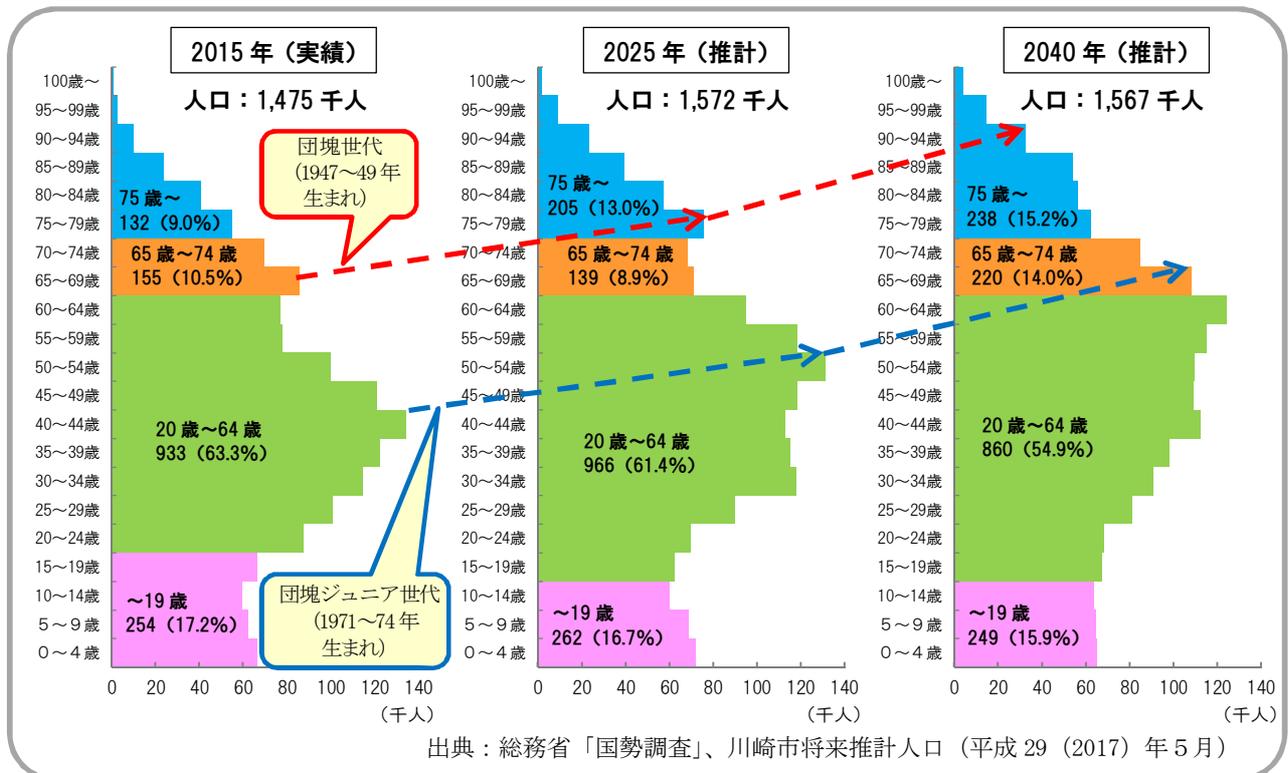
## 2. 本市における地域包括ケアシステム構築に向けた取組とこれまでの広報

### (1) 本市における地域包括ケアシステム構築に向けた取組

○本市の人口は平成 29 (2017) 年 4 月に 150 万人を超え、2030 年度の 158.7 万人をピークとして人口減少に転ずると推計している。高齢化率は平成 30 (2018) 年 10 月 1 日時点で 20.2%と、全国平均と比較して若い世代が多いといえるが、合計特殊出生率は平成 27 (2015) 年度に 1.45 と全国平均と同水準であり、今後も少子高齢化が進むことが見込まれている。

○わが国では、都市部を中心に後期高齢者が激増していくが、今後、前期高齢者については、その割合に大きな変動はないと推計されている。ところが、本市においては、平成 29 (2017) 年 5 月の将来人口推計によると、後期高齢者はもとより、2040 年に向けて前期高齢者も大きく増加することが見込まれており、増加した前期高齢者がさらに 10 年後に後期高齢者となるため、長期間にわたり後期高齢者数の増加傾向が続くことが見込まれる (図 1)。

図 1 川崎市における人口ピラミッドの推移



○今後は、慢性疾患、さらには複数の疾病を抱えながら生活を送る高齢の患者数が増加することが見込まれるため、医療においてはこれまでの「治す医療」から「治し支える医療」へのシフトが必要であり、医療のみでなく看護、介護、福祉・生

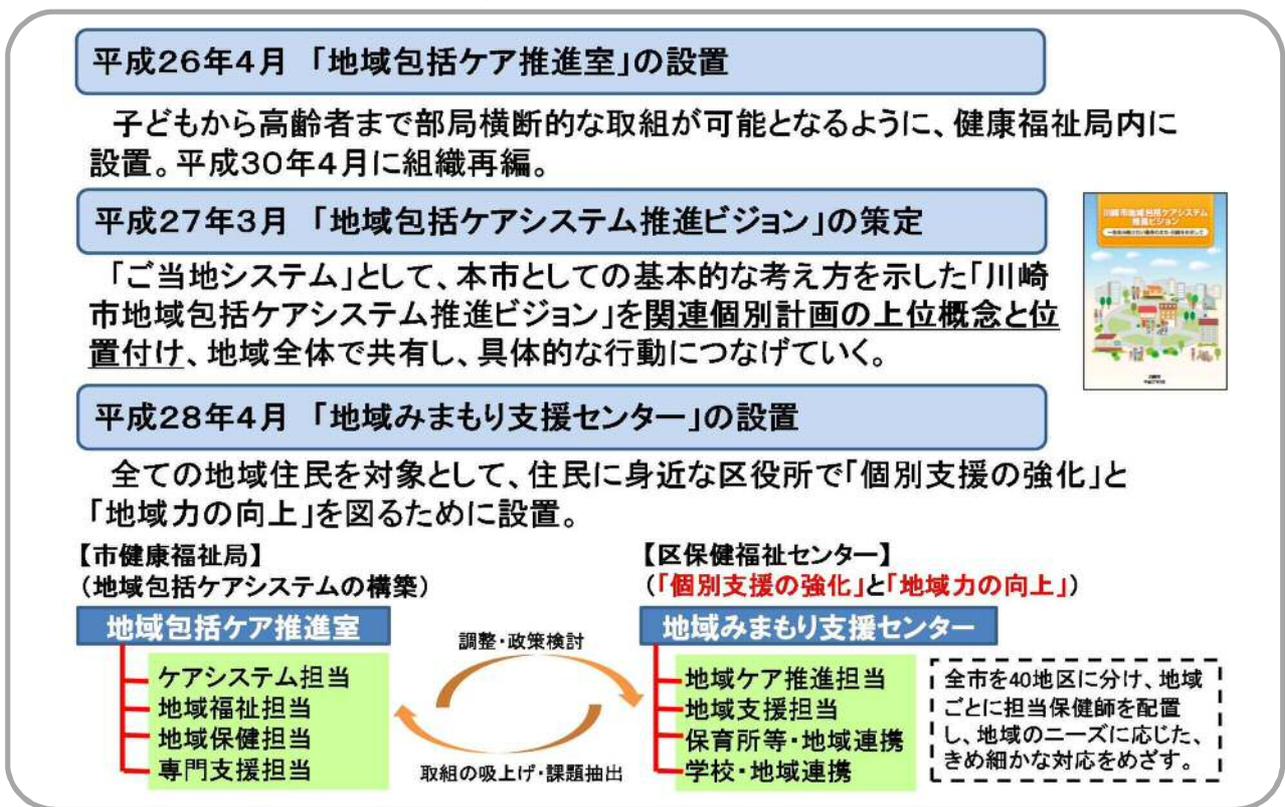
活支援などを含めた必要なケアが、地域において包括的・一体的に提供されることが求められており、こうした取組として「地域包括ケアシステム」の構築が必要とされている。

○国においては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の中で、地域包括ケアシステムを「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」と規定している（同法第2条）。

○本市においては、現状を踏まえて、システムの汎用性に着目し、高齢者に限定せず、すべての住民を対象としたシステムの構築を目指している。

○そこで、本市の取組として、平成26（2014）年4月、子どもから高齢者まで部局横断的な取組が可能となるよう、健康福祉局内に「地域包括ケア推進室」を立ち上げるとともに、学識経験者や、保健・医療・福祉等関連団体を中心とした「川崎市地域包括ケアシステム検討協議委員会」を設置し、平成27（2015）年3月には、関連個別計画の上位概念の位置付けで「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン（以下、「推進ビジョン」という。）」を策定した。また、平成28（2016）年4月には「推進ビジョン」の具体的な推進に向けて、住民に身近な区役所で「個別支援の強化」と「地域力の向上」を図るため、各区に「地域みまもり支援センター」を設置した（図2）。

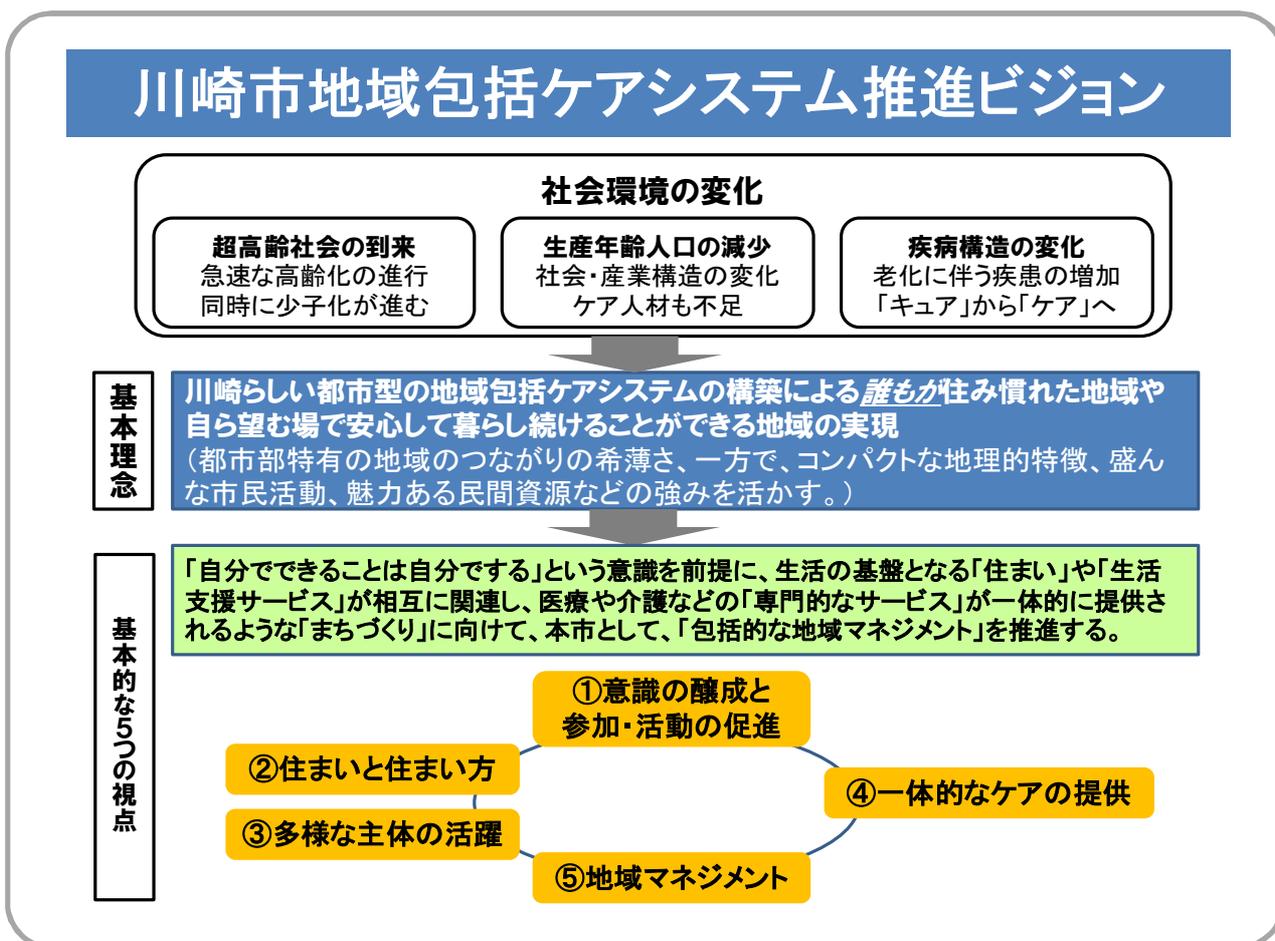
図2 地域包括ケアシステム構築に向けた川崎市の取組



○関連個別計画の上位概念として定めた「推進ビジョン」において、基本理念を「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」とし、5つの基本的な視点（①意識の醸成と参加・活動の促進、②住まいと住まい方、③多様な主体の活躍、④一体的なケアの提供、⑤地域マネジメント）を定め、その構築に向けた具体的な行動につなげることを目指している（図3）。

○この5つの視点は、①セルフケア（民間サービス等を購入することを含む。）を自発的に行うなど、「自分でできることは自分です」という意識を前提に、生活の基盤となる②「住まい」や「住まい方（地域コミュニティ等との関わり方）」と、③多様な主体による互助的な支え合いを含めた「生活支援」に加え、疾患を抱えながらも地域で暮らし続けられるための④医療や介護などの「専門的なサービス」が一体的に提供されるようなまちづくりに向けて、⑤行政が「包括的な地域マネジメント」を推進する、といった一連の流れとして相互に関係している。

図3 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの構成



○5つの視点に基づく具体的な取組に向けた考え方や、取組の例を表1に示した。

表1 ビジョン実現に向けた考え方や取組例

基本的な視点	視点に基づく具体的な方策の考え方	具体的な取組の主な例
①意識の醸成と参加・活動の促進	すべての住民が社会環境の変化に対応する意識を持ち、自発的に努力するとともに、「共生の意識」を育み、「自立した生活」と「尊厳の保持」を実現できる地域を目指す。	①地域包括ケアシステムに関する広報（マンガ、リーフレット、ポータルサイト等） ②在宅医療の普及啓発（在宅医療サポートセンターによる出前講座） ③認知症サポーター養成講座
②住まいと住まい方	生活の基盤として、本人の尊厳が十分に守られた住環境が整備され、本人の希望にかなった住まい方が確保された環境を目指す。	①住宅基本計画に基づく取組の推進（子育て世帯の市内定住促進、健康長寿の住まいづくり等） ②在宅基盤を支える介護サービス基盤の整備（認知症グループホーム等の整備） ③居住支援協議会の設置 ④地域の寺子屋の設置
③多様な主体の活躍	自立した生活の維持に向けて、インフォーマル・サポートが地域の中で提供されるよう、多様な主体の役割分担による「互助」の仕組みづくりを進める。	①「今後のコミュニティ施策の基本的考え方」の策定 ②地域包括ケアシステム連絡協議会における多様な主体によるプラットフォームづくり ③市民活動センター、ボランティア活動振興センター等の中間支援組織の運営
④一体的なケアの提供	本人の身体状況に応じた、専門職によるケアを多職種連携により、切れ目なく提供できる体制づくりを進める。特に、医療と介護の円滑な連携を推進する。	①医療・介護連携に向けた在宅療養推進協議会の開催 ②健幸福寿プロジェクトの実施 ③身近な相談支援体制の充実（地域包括支援センター、障害者生活支援センター、子育て支援センター等） ④在宅チーム医療を担う人材育成研修の実施 ⑤社会的引きこもりの支援体制の強化
⑤地域マネジメント	地域の目標を地域全体で共有しながら、個々の活動が1つの目標に向かってより効果的に機能できるような仕組みづくりを進める。	①各区における地区カルテを活用した地域づくりの取組の推進 ②「地域包括ケア推進室」の設置（健康福祉局内） ③「地域みまもり支援センター」の設置（各区） ④「地域包括ケアシステム推進本部会議」の開催（庁内）

○これらの取組は、各関連個別計画に基づき進めていくことを目指しているが、主にサプライサイド（供給者側）の視点に立った課題・対応策の整理になっている面がある。

○取組を進める上では、市民の生活から想定される課題が個別計画で挙げられたような課題と裏表の関係にあることに留意する必要があるため、生活から想定される課題について、関連計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安全・安心」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源」に分けて整理し、これらの主な生活課題から目指すべき方向性についても、平成30（2018）年3月策定の「第5期川崎市地域福祉計画」において整理した（表2）。

表2 生活課題として想定される課題と目指す姿

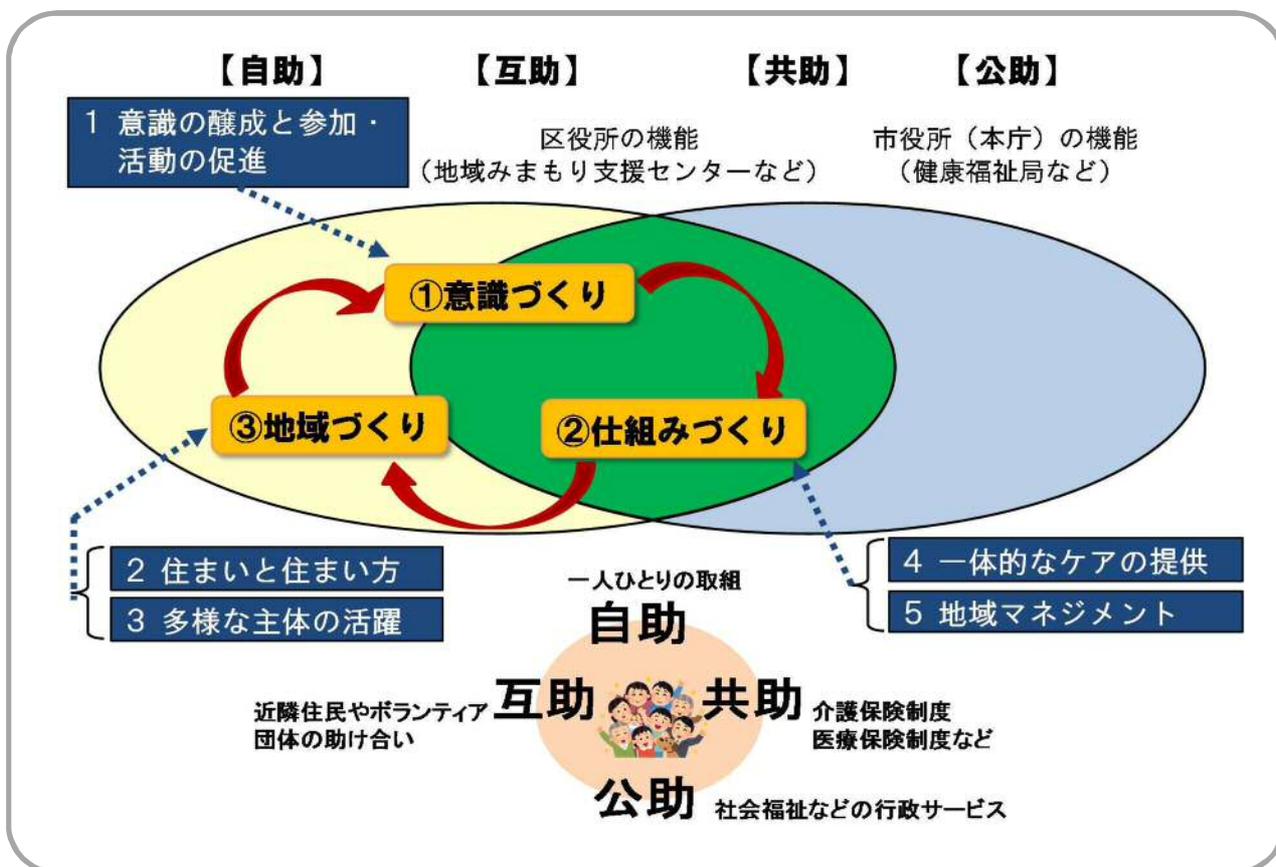
	現状の課題と2025年に向けて想定される課題	2025年に向けて目指す姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて、市内においても地域差が出てきており、担い手の確保など、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況が差し迫ってきている。</li> <li>○高齢単身・夫婦のみ世帯、ひとり親世帯、孤立している子育て世代・介護世帯等の増加により、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多くの地域で、地域の状況に応じた住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。</li> <li>○高齢者は支えられる側という意識が薄まり、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっている。</li> <li>○行政や社会福祉協議会などの公的機関は、基本的な役割を担いながら、各地域の課題解決に向けた支援を行っている。</li> </ul>
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援に結びつかない人を地域の中で気にかけて、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。</li> <li>○大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○困ったときに声をあげられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲に相談できる環境づくりにつながっている。</li> <li>○日ごろからの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要援護者支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安全・安心が広がっている。</li> </ul>
健康・予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。</li> </ul>
権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○少子高齢化、世帯人員の減少などにより、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進されて、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現をできる環境が広がっている。</li> </ul>
次世代育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域のつながりが希薄化している中で、住民が自ら暮らしている地域に関心を持ち、市民参加が進んでいくような取組を広げていくことが必要となっている。</li> <li>○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次世代を対象とした地域でのつながりを育てていくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもたちの地域への愛着が育まれている。</li> </ul>
社会参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害や病気への市民の理解が進み、お互いに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。</li> </ul>
地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が協働・連携し、地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。</li> </ul>

○また、推進ビジョンでは、システム構築に向けたロードマップとして、平成29(2017)年度までを第1段階（土台づくり）、平成30(2018)年度からを第2段階（システム構築期）とし、2025年度末までに、地域のあるべき姿の合意形成がなされるとともに、地域包括ケアシステムの必要性及び推進ビジョンの考え方が地域全体で共有されることで、行政をはじめ、事業者や町内会・自治会などの地縁組織、地域・ボランティア団体、住民などの各主体が、それぞれの役割に応じた具体的な行動が行えるようになることを目指している。

○第2段階(システム構築期)では、推進ビジョンの基本的な5つの視点を踏まえ、システム構築に向けてポイントとなる3つの視点を掲げ、重点的に取り組んでいくこととし、①意識づくり、②仕組みづくり、③地域づくり、に分けて進めることとしている(図4)。①「意識づくり」では、市内保健・医療・福祉関係団体のみならず民間企業など多様な主体を交えた「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」の開催や、市政広報紙の活用、ポータルサイトの運用、市在宅療養推進協議会と連携した看取りなどに関する情報誌・シンポジウムの開催等を行い、②「仕組みづくり」では、各区の在宅療養調整医師を中心とした在宅医同士の診診連携の仕組みづくりや、市・区在宅療養推進協議会の開催等を通じた医療・介護連携の取組のほか、各専門相談機関と連携した地域の複合的な課題への対応を進めるための包括的な相談支援ネットワークの構築を進め、③「地域づくり」では、地域課題の共有・解決に向けた住民ワークショップの開催等を通じた住民主導の地域課題解決の仕組みの構築や、民間事業者等協力機関との協定締結による「地域見守りネットワーク」の構築等を進めている。

○第2段階においては、こうした「意識づくり」「仕組みづくり」「地域づくり」の取組を進めながら、基本的な5つの視点における取組の充実を図り、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を目指している。

図4 今後の地域包括ケアシステム構築に向けた取組推進イメージ



## (2) 地域包括ケアシステム構築に向けた広報の取組

- (1)で述べたとおり、推進ビジョンのロードマップにおいて、「2025年度末までに地域包括ケアシステムの必要性及び推進ビジョンの考え方が地域全体で共有される」ことにより、「行政をはじめ、事業者や町内会・自治会などの地縁組織、地域・ボランティア団体、住民などの各主体が、それぞれの役割に応じた具体的な行動が行えるようになる」としている。したがって、推進ビジョンの考え方を地域全体で共有するとともに、各主体の行動を喚起することを目指して広報の取組を進める必要がある。
- また、それら各主体に期待される役割についても推進ビジョンに記載しており、要約すると次の表3のとおりである。

表3 推進ビジョンにおける各主体に期待される役割

対象	期待される役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民一人ひとりが地域活動に積極的に参加し、地域における様々な役割を理解し、地域特性に応じた具体的な取組を進めていくことが必要である。</li> <li>○人生100年時代を迎え、これまで支えられる存在として捉えられてきた高齢者についても、<u>今後は、地域の一員として、活躍していくことが期待される。</u></li> </ul>
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○今後、<u>拡大する高齢者向け市場を1つのビジネス機会として捉え、ニーズに即した質の高いサービスを提供し、生活満足度の向上や地域産業の活性化につなげていくなどの役割が期待される。</u></li> </ul>
医療・福祉関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○24時間365日の生活を支えるための<u>切れ目ないサービスの提供をコミュニティレベルで実現していくことが必要であり、多様な主体の連携により、積極的に取り組んでいくことが求められている。</u></li> <li>○医師会、病院協会をはじめとした医療関係団体は、<u>疾病を伴っても自宅など住み慣れた地域での療養・生活が可能となるよう、地域の医療体制の面的な仕組みづくりが求められている。</u></li> <li>○社会福祉法人は、<u>社会福祉を目的とする事業の担い手として、より積極的な取組が求められる。</u></li> <li>○社会福祉協議会などは、<u>住民によるふれあい活動や見守り活動などの組織化や支援、ボランティアの振興などを行っており、今後も、地域福祉の推進を強化していく必要がある。</u></li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民に最も身近な基礎自治体として、行政区を基本単位とし、<u>地域の課題や必要となる資源・機能等を把握・分析しながら、その地域に適した仕組みづくりを進める。</u></li> <li>○すべての住民が地域包括ケアシステムの推進に関わり、将来にわたって支え合うことができるよう、<u>地域住民の理解を深め、地域住民やNPO等の多様な主体によるネットワークの構築を図る。</u></li> </ul>

※「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」をもとに編集

○こうした中、これまで本市では、全市民を対象として、次の表4のとおり、様々な広報媒体を活用して、主に地域包括ケアシステムの理解度向上に向けた広報の取組を進めてきた。

表4 これまでの地域包括ケアシステム構築に向けた広報の取組

(1) リーフレット(平成28(2016)～平成29(2017)年度)、パンフレット(平成30(2018)年度～)	
目的	市民への普及啓発
概要	リーフレット100,000枚 パンフレット40,000枚 区役所などの出前講座、シンポジウム等で配布 町内会回覧 45,000部(平成28(2016)年度)
(2) ポータルサイト(平成28(2016)年3月～)	
目的	市民への普及啓発
概要	<p>ポータルサイトを活用し、「地域包括ケアシステム」という耳慣れない言葉に対し、より身近に感じてもらえるようなコンテンツを増やし多方面から理解につながるようなアプローチを行う。</p> <p>地域包括ケアシステムに関する情報をいつでもどこでも確認できるため、様々な広報の中心になるものとして考えている。</p> <p>市民団体のイベントに直接取材を行い、地域包括ケアシステムに関わる活動であることを伝えるコンテンツ「編集者が行く!」では、団体の活動自体を紹介することで団体の活性化につながることから、活動団体に理解を得やすくその後の関係性も築けている。また、身近なイベントやちょっとした気づきなどを地域包括ケアシステムと絡めて紹介するコンテンツ「みぢかなちけあ」なども更新し、アクセスしやすいウェブサイトづくりに取り組んでいる。</p> <p>アクセス数 約224,000件、訪問者数 約105,000人 ※ともに平成30(2018)年10月現在</p>
(3) 市民向け説明資料の作成(パワーポイント版)	
目的	各区みまもり支援センターの職員による出前講座など地域活動用の資料として作成
概要	地域包括ケアシステムの概要と地域みまもり支援センターの実例で市民の理解がより深まるパワーポイント資料。リーフレット等より深い情報を盛り込める上、資料を活用する際は口頭での説明も同時に行うのでより深い理解につながると考えられる。

(4) 職員研修 eラーニング	
目 的	インナープロモーション（市職員への広報活動）
概 要	<p>市職員の一人ひとりの理解が、市民への普及啓発につながるため、職員に向けた広報は重要と考える。</p> <p>市の職員が地域包括ケアシステムの内容を説明できなければ、市民の理解度向上は難しい。</p> <p>様々な事業の中で新たな地域包括ケアシステムのアプローチが生まれることが期待できる。</p> <p>事務職及び技術職を中心に、平成28（2016）年10月～12月（地域包括ケアシステム全体を学習する形式、全体受講率69.9%）、平成30（2018）年5月～8月（社会的背景や推進ビジョンの内容を問う形式、全体受講率68.7%）に実施（平成30（2018）年度対象職員数10,817人）</p>
(5) 市政だより	
目 的	市民への普及啓発
概 要	<p>平成28（2016）年3月1日（「地域みまもり支援センター」を設置）</p> <p>平成28（2016）年10月1日（地域包括ケアシステム特集市民向け広報マンガ）</p> <p>平成29（2017）年1月21日（平成28（2016）年度講演会のお知らせ）</p> <p>平成29（2017）年10月21日（平成29（2017）年度講演会のお知らせ）</p> <p>平成30（2018）年3月1日（地域包括ケアシステム特集 地域資源マップ）</p> <p>平成30（2018）年10月21日（平成30（2018）年度シンポジウムのお知らせ）</p> <p>※市政だより各区版においても、適宜、地域包括ケアに関する情報を発信</p>
(6) マンガによる広報	
目 的	市民への普及啓発
概 要	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けては、自助・互助といった日常の取組も重要になるため、簡単なところから取り組めるよう身近なストーリーでマンガを作成</p> <p>口頭での説明も必要なく見てわかる内容のため、配布するだけで、システムの理解につながりやすいと考える。</p> <p>理解度、認知度が低い50歳代以下に向けた広報媒体としても有用と考える。</p> <p>パンフレットに第1～3話を、ポータルサイトには第1～9話を掲載</p>

○また、小学校の教材やシティプロモーションのための広報媒体を活用し、地域包括ケアシステムに関する考え方を組み込むなどの取組を進めてきた（表5）。

表5 その他の分野における地域包括ケアシステム構築に資する広報の取組

<b>(7) 福祉副読本「ふれあい」</b>	
目的	福祉教育
概要	<p>社会科で活用する副読本で、福祉全般の内容を小学6年生向けに作成した冊子</p> <p>地域包括ケアシステムの構築に向けた第一歩ともいえる「協力していくことや助け合うという意識、気持ち」を児童期から、できるだけ多く触れることで、地域での助け合いや、高齢者、障害者等の多様性への理解を深める。</p> <p>平成30（2018）年度 17,000部発行（市内公立小学校6年生生徒数分）</p>
<b>(8) ブランディングムービー「COLORS」</b>	
目的	市民への普及啓発
概要	<p>認知症の普及啓発イベントとして行われているRUN伴をモデルに、「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることのできる地域の実現」を目指している川崎市の2025年をイメージした動画</p> <p>障害のある人もない人も多様な人が混ざり合う社会をイメージした内容で意識の醸成につなげる。</p> <p>平成29（2017）年3月に公開。アゼリアビジョンや南武線車内での放送を行った。現在もYouTube川崎市チャンネルなどで閲覧可能</p>

○さらに、各区役所においても、地域包括ケアシステムの理解度向上を目的としたパンフレット・グッズや、地域への参加を促すための資源マップ、子育て情報を集めたガイドブックなど、幅広く広報媒体を作成してきた（参考資料2）。

### (3) 広報の基本方針

---

- 一方、市政全般の広報の進め方については、市民ニーズの多様化と行政の説明責任の遂行、市民との協働・連携によるまちづくりと情報の共有化、情報通信技術の進歩を背景として、平成 28 (2016) 年 2 月に「広報の基本方針」を策定している。その中では、広報の役割を「住民とのより良い関係を構築するための活動」「まちの魅力の発信手段」とし、市民のニーズを意識した対話型の広報への変革が求められるとしている。
  
- 市の施策や取組等の情報が十分に市民に届いていないという現状を踏まえ、より効果的な広報に向けた取組を展開するために、「1. オール市役所で情報発信力を強化」「2. 市民に『伝わる』広報活動の推進」を 2 つの基本方針とし、職員の意識改革と広報技術力の向上に向けた研修・手引書の作成や、庁内の広報体制の整備と連携に向けた関連部署の横断的な情報共有の仕組みづくりやメディアコーディネーターの設置、多様な広報媒体の効果的な活用方法の周知などの取組を示した。
  
- 地域包括ケアシステム構築に向けた戦略的な広報を進めるにあたっての基本的な考え方については、この章で述べたこれまでの取組内容をもとに、このガイドライン、及び外部有識者等による検討会議での意見を参考としながら、次の章で整理していく。

### 3. 地域包括ケアシステム構築に向けた戦略的広報の推進に向けて

---

#### (1) 戦略的広報を進める上での基本的な考え方の視点

---

- まず、戦略的広報を進める上では、「知らせる（認知向上）」、「理解してもらう（意識喚起）」、「何らかの行動に移してもらう（行動喚起）」といった段階をどのように踏んでいくかを検討していくことが重要である。
  
- 推進ビジョンにおいては、ロードマップ上で最終的に行動喚起までを目指すことが記されているが、2（2）で述べたとおり、これまでは様々な広報媒体を活用しながらも、主に認知向上（川崎市の地域包括ケアに関する広報においては、理解度向上）に向けた取組を行ってきたため、どのようにして意識喚起、行動喚起につなげていくか、地域包括ケアシステム構築に資する各事業や各区で行われている広報と役割分担をしながら検討を進めていくことが必要となる。
  
- また、戦略的広報を進める上では、ターゲット・メッセージを明確にすることも重要である。
  
- ターゲットに関しては、一般に「子育てしやすいまち」や「認知症になっても暮らしやすいまち」など、細かく絞り込むことが必要であるとされるが、本市ではすべての市民を対象とした「地域包括ケアシステム」の構築を目指していることから、個別施策の広報との役割分担を意識しつつも、明確なターゲットの絞り込みはせずに、対象者のイメージが伝わりやすい方法を検討していくことが重要となる。
  
- 一方、メッセージとしては、「地域包括ケアシステム」という用語が指し示す範囲全体となると、市民にとって情報量が膨大なので、自分たちはどの部分を理解すればよいかわからない状況が生じやすいことに留意すべきであり、どこを理解すればよいか、市民の中でも類似したニーズごとにグループ化（セグメンテーション）し、ある程度メッセージを明確にすることが必要である。
  
- したがって、理解度向上に向けた広報についてのターゲットの絞り込みはせず、メッセージの発信にあたって、グループ化（セグメンテーション）を意識しながら、市民の生活から想定される課題に対応するメッセージを整理するとともに、地域包括ケアシステムの構築に資する各事業や各区で行われている広報についても、こうしたグループ化（セグメンテーション）やメッセージを踏まえて進めていくことが望ましいと考える。

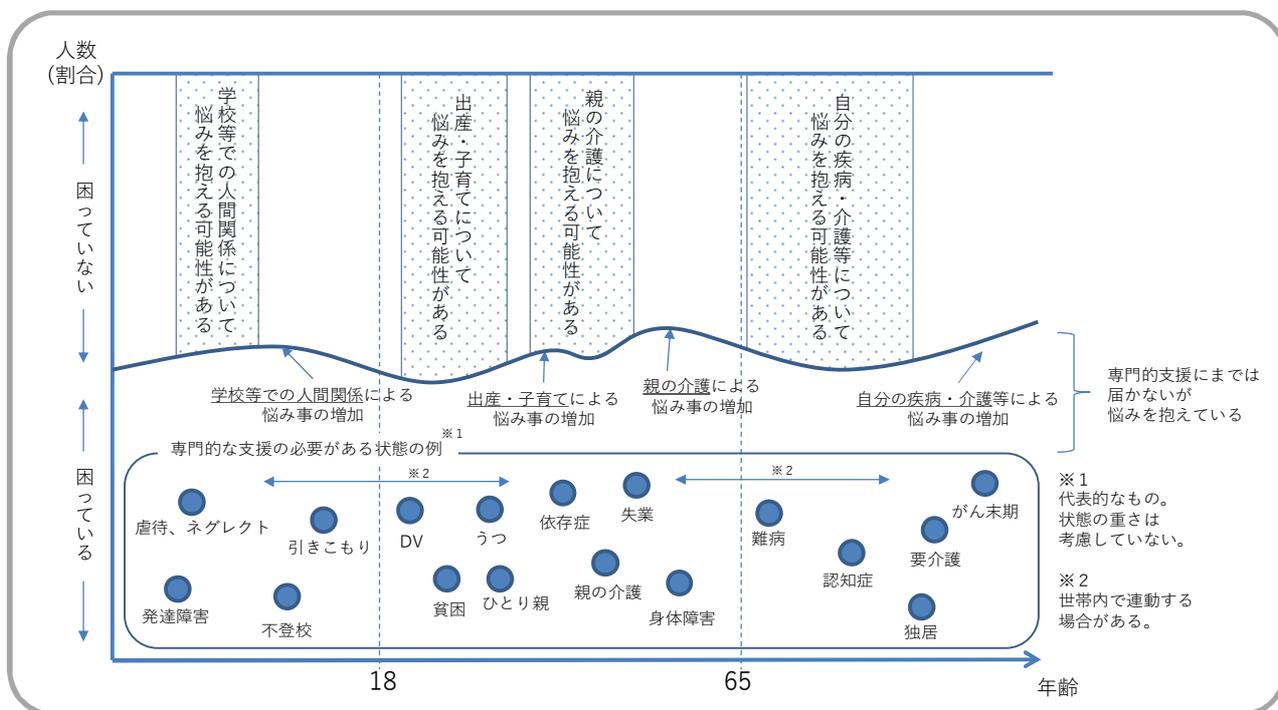
○グループ化（セグメンテーション）を進める上では、2（1）表2「生活課題として想定される課題と目指す姿」に関して述べたとおり、推進ビジョン実現に向けた課題設定と取組は主に供給者側の視点に立った整理となっていることから、市民の生活から想定される課題を捉えるために、絶えず双方の視点から課題を見つめ直していくことが重要である。

○また、ここでは、生活課題の視点から整理を試みているが、前提として、「あらかじめ自分でできることは自分です」という自助の視点、及び「自分自身を含めた住民が暮らしやすい地域となるために、できる範囲で行動を起こす」という互助の視点に基づく情報発信も必要であるため、生活課題の視点と並行して対象者のグループ化（セグメンテーション）を行うことが重要である。

## (2) 地域包括ケアシステムにおける想定される対象者像について(例示)

○ (1) の視点を踏まえ、課題整理を行った内容が以下のとおりである (図5)。

図5 ライフステージに応じた悩み事の発生イメージ



○まず、図の下部にある囲みで、行政側で把握している様々な年代における代表的な課題を整理した。こうした状態の市民に対しては、共助・公助による支援が行われており、個別の施策の中で適切な支援が行われるよう引き続き取り組んでいく必要がある。

○しかしながら、市民全体を見ると、専門的な支援を必要としていない（現時点で悩みを抱えていない）市民も多く存在し、そうした市民からしてみれば、囲み内の状態は自分事として捉えられないと感じられることが多い。そのため、専門的な支援を必要としていない市民から見ても自分事と感じられるような視点で課題を捉えられるようにすることが必要であると考えます。

○こうした課題の多くは、ある時突然発生するものではなく、前兆として何らかの悩み事が発生していると考えられるため、そこにはどのような悩み事があるのかを考察する必要があるのではないかと考え、「気になる人を真ん中に（すずの会, 2016）」などを参考に、囲み内にある各課題に対してより身近な事例をまとめることとした。

○たとえば、次の事例①のような、母親が認知症の診断を受けたことにより今後の生活に漠然とした不安を抱えている状態は、今後も高齢化の進展が見込まれる中では、専門的な支援を必要としない市民から見ても、いつ身の回りで起こってもおかしくない事例として理解しやすいと考えられる（表6）。

○また、事例②のような、子育てに関わる出口のない不安を抱えている状態は、「虐待」と呼ぶには程遠い状態ではあるものの、このような悩みを抱え続けることで、場合によっては虐待に発展してしまう可能性もある。こうした事例は、専門的支援を必要としない市民から見ても、自分事として捉えやすいと考えられる（表7）。

表6 課題をより市民目線で捉え直した事例

事例① 認知症の親の今後を考えると不安	
本人の状況	46歳男性。警備会社に勤務
家族構成	未婚、母親(77歳)と同居
住宅状況	分譲公団住宅4階、エレベーターなし
困りごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母親が、食事をしても食事をしたことを時々忘れるようになってきた。</li> <li>・ちょっとおかしいなと思い、母親の病識はないものの、やっとの思いで一緒に近くの診療所を受診、大きな病院で検査を受けることになる。</li> <li>・病院で検査を受け、認知症の診断を受ける。</li> <li>・以前、父親も認知症となり、病院に入院させたことを今も後悔している。</li> <li>・これから自宅で母親を介護することを考えると不安になる。</li> </ul>

表7 課題をより市民目線で捉え直した事例

事例② 子育てがうまくいかず不安	
本人の状況	32歳女性。商社勤務（時短勤務）
家族構成	夫(33歳)と息子(2歳)。自身の実家は遠方
住宅状況	賃貸マンション15階、オートロック
困りごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫は仕事の帰りが遅く、家事育児を自分が行っているため、自分の時間が取れない。</li> <li>・これからも仕事を続けていきたいが、育児のため仕事に十分に打ち込めず、キャリアアップに支障が出ないか心配</li> <li>・夫の実家が車で20分程度の距離にあるが、手伝いは、頼みにくい。</li> <li>・息子は成長とともに自己主張が強くなり、言うことを聞かないときに、意識せずついカッとなって大声で叱ってしまい、手を上げてしまいそう。</li> <li>・子育てについて相談相手がおらず、子育てと仕事の両立に悩んでいる。</li> </ul>

- その他の事例は参考資料3にまとめた。今後は、これらの対象者像を踏まえ、よりイメージしやすいメッセージの出し方を検討し、自分事として捉え直す契機としたい。また、現時点では支援を受けずに生活している市民から見て、より自分事として捉えられるような事例を挙げることにより、意識・行動が喚起されるよう、工夫していく必要があると考えられる。
- 事例を整理する中で、一人の人生に応じた課題の発生状況を俯瞰してみると、課題が多く発生しやすいと考えられる代表的な年代とその要因が想定されてきた。
- まずは学童期における学校生活に関する課題、次に20～30代を中心とした出産・子育てに関する課題、40～50代を中心とした親の介護に関する課題、最終的に、60代以降では自分自身の疾病・介護に関する課題が発生すると考えられる。
- こうした状態を表すにあたり、ライフサイクルの中で課題を抱えることが多い時期に、経済的な問題を含むことも多いと考えられ、19世紀末にイギリスで行われたラウントリーによる貧困調査における貧困線と図5の曲線は、時期が符合している。そのため、図5においてもこの曲線を参考に、年齢ごとの悩み事を抱える人数割合の増減を描いた。
- 今後広報していく上では、こうした「これから悩み事を抱えるかもしれない」市民の存在を意識しながらメッセージを出していく必要があると考える。
- また、(1)で述べたとおり、「あらかじめ自分でできることは自分です」、「自分自身を含めた住民が暮らしやすい地域となるために、できる範囲で行動を起こす」という視点に基づく広報が必要である。この視点は、図5で例示したすべての対象者像に有効であり、支援の必要性の有無を問わないものであると考えられる。また、これらの行動を起こすことで、自らの健康を維持することに資するなど、悩み事の解決の一助となる可能性もある。
- こうした対象者に向けたメッセージを考えるにあたり、「人生100年時代」と言われる昨今、市民一人ひとりがどのように行動していくのかを考えるとともに、困ったときにどのような支援を受けたいと考えるかを、個別に整理していく必要がある。さらに、整理していく中で、一般化できる部分については、生活課題の視点の整理と同様に、対象者像ごとに事例を用いて意識・行動の喚起を促していく必要があると考えられる。

表 8 自らのための取組を起こす事例

事例③ 健康診断をきっかけに生活習慣を改める	
本人の状況	35歳男性。地方公務員
家族構成	妻(36歳)と息子(4歳)、実家は車で10分程度の距離。両親ともに健在
住宅状況	賃貸マンション2階
行動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年半前に受診した健康診断の結果で内臓脂肪や血糖値が基準値を若干ながら上回ったことをきっかけに、休日は早朝5時に起床し、隣駅の前にあるコンビニまでウォーキングをすることにした。</li> <li>・仕事中や休憩中には、糖分の多いコーヒーやお菓子を食えることが多かったが、水やお茶、糖分を含まないコーヒーなどに変えた。</li> <li>・今年の健康診断の結果では、数値が基準値内に戻った。達成感もあり、せっかくなのでこうした生活を続けたいと考えている。</li> </ul>

表 9 地域の活動へ参加したきっかけを表す事例

事例④ 引退後の地域での暮らし方	
本人の状況	66歳男性。電機メーカーを定年退職後に同企業に再就職したが、昨年退職
家族構成	妻(66歳、専業主婦)と2人暮らし。3人の子どもは全員自立し、都内で暮らしている。
住宅状況	一戸建て(築25年)、ローンは退職金で完済
行動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現役時代は、仕事の付き合いも兼ねた趣味のゴルフに出かけることが多かったが、退職をきっかけに誘いが減り、自然と外出の機会が減ってきていた。</li> <li>・仕事をしているうちは億劫に感じていた町内会の集まりに参加してみたところ、初めは古くから参加しているメンバーとうまくなじめなかったものの、町内会主催のゴルフ大会への参加をきっかけに少しずつ会に溶け込むことができ、最近では特に親しくなった友人と個人的に遊びに行くこともある。</li> <li>・町内会は仕事量が多く大変なこともあるが、参加することで、自分の力を発揮することや、人と会話できることの大切さを感じている。</li> </ul>

### (3) 配慮すべき広報の視点について

- (2)で述べたような、「現時点で専門的な支援を必要としていない（これから悩み事を抱えるかもしれない）」市民に対して、行政としてどのような支援が必要だと考えており、また、そうした市民に対して訴求したい「意識喚起」「行動喚起」は何かを整理していくこととする。
- (2)の事例のように、現時点では専門的な支援につながっていない場合でも、万が一支援が必要になったときには、迅速に適切な窓口につながることで、一定の解決が図られると考えられるが、その方法は、本人があらかじめ知識を持っていて自発的に専門支援機関につながるか、または家族や身近な関係の人、公的機関等を介してつながることが考えられる。
- 同様に、「あらかじめ自分でできることは自分です」、「自分自身を含めた住民が暮らしやすい地域となるために、できる範囲で行動を起こす」という自助・互助に関する意識・行動喚起を促す必要がある。
- さらに、これらの行動が自らの課題解決に寄与する可能性があることや、行動の原理として、自分自身が人生をどのように生きたいのか、そのために何ができる（してほしい）のかを具体的に考えることの重要性を踏まえる必要がある。
- したがって、こうした市民に対して訴求したい「意識喚起」「行動喚起」（広報の目標）は、

- ①自分自身や家族等の周りの人が困ったときの相談先を知ってもらうこと（相談先の認知）や、
- ②将来に備え、日頃から情報収集をしておき、何かあったときに適切な選択をしやすくしてもらうこと（適切な選択のための情報収集）、
- ③周辺の顔見知りの人が、いつもと様子が違って、行政等の外部機関による支援が必要と考えられる際に相談窓口等につないでももらうこと（身近な人への声かけ）ではないかと考えられる。

さらに、こうした意識・行動を地域全体に広めること、つまり

- ④地域の中には様々な悩み事を抱えている人がいることを知ってもらうこと（地域住民の悩み事の認知）や、
- ⑤自分自身も含めた住民が暮らしやすい地域となるように何ができるかを考え、できる範囲で行動することによって、地域での生活の質が高まることを知ってもらうこと（地域活動への共感）

も、次の段階として訴求していきたい。

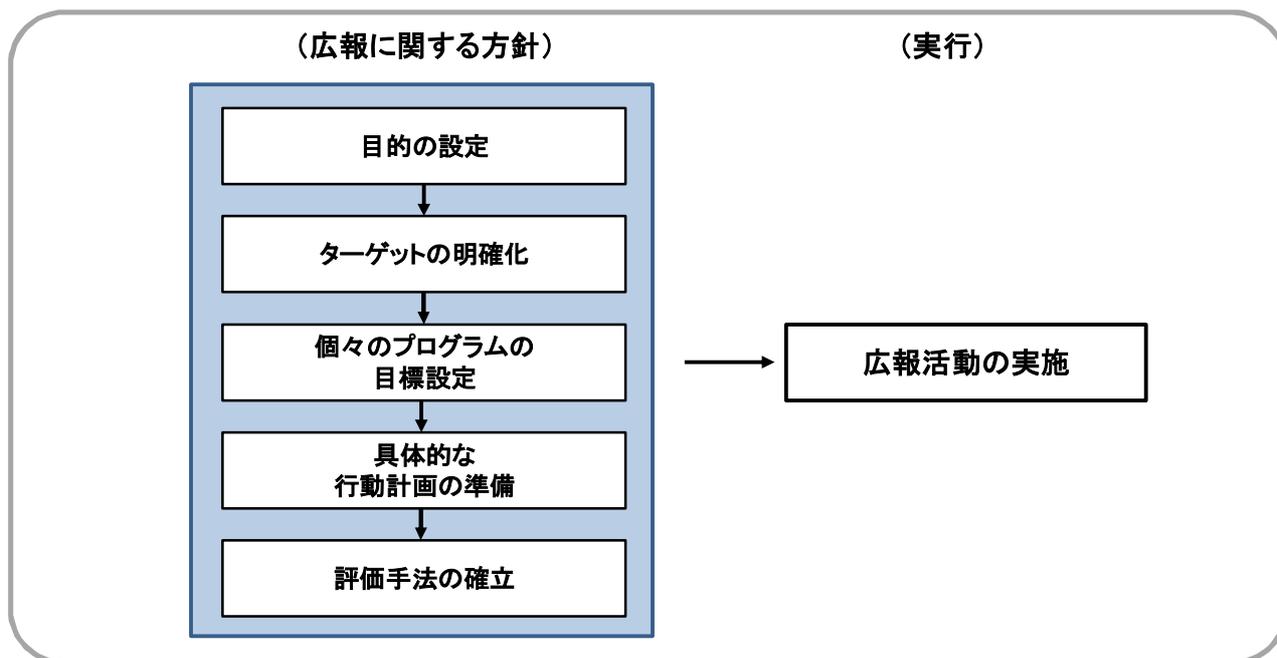
- これら①～⑤を達成するために、それぞれに向けた取組について、共通して(2)までで整理したグループ(セグメンテーション)を意識し、市と区で適切に役割分担しながら進めていく必要がある。
  
- 具体的には、市においては、全市を対象とした、事業広報を含めた広報媒体を活用し、区においては、市における取組などを踏まえつつ、地域の実情に応じてターゲットを絞りながら、効果的な広報に取り組んでいくことなどが考えられる。

## 4. 地域包括ケアシステム構築に向けた戦略的広報の評価

---

- 戦略的に広報を行うためには、広報に関する方針を立てる必要がある。方針の策定に向けては、まず、①「目的の設定」が必要となる。つまり、広報活動を行うことによってどのような課題を解決するのかを決めることが必要となる。これについては、「地域包括ケアシステムの考え方の理解度」がベースとはなるが、抽象的な面もあり、より具体化が必要となる。
- 次に、②「ターゲットの明確化」である。この点について、本市においては、すべての市民を対象とした地域包括ケアシステムの構築を目的としていることから、明確なターゲットの絞り込みをせずに、対象として考えられるニーズごとのグループを意識しながら、広報を進めていくこととしたい。
- 次に、③「個々のコミュニケーション・プログラムの目標の設定」である。戦略的に広報を進める上では、「認知（理解度）向上」、「意識喚起」、「行動喚起」という段階をどう踏んでいくかが重要となるが、まずは、「地域包括ケアシステム」についての理解度向上に重点を置きながら、各事業や各区で行われている広報と役割分担を図り、広報を推進していくこととする。
- 次に、④「具体的な行動計画の準備」である。これは、ターゲット別、目標別に細分化された個々のコミュニケーション・プログラムごとに考えられるべきものである。具体的な行動計画については、「5. 戦略的広報の基本的な考え方の視点に基づく広報の推進」に記載のとおりである。
- 最終的には、⑤「評価手法の確立」である。目的と目標が定めれば、達成されているかどうかを測定し、その結果を評価し、次期以降の活動の参考にすることができるため、あらかじめ評価手法を決めておくことが望ましい。
- こうした一連の流れに基づき、「広報活動の実施」を行っていくことが必要と考えられる（図6）。

図6 戦略的な広報に関する方針(案)



○これまでは、評価の指標として、「地域包括ケアシステムの考え方の理解度（地域包括ケアシステムの考え方を知っていて、かつ何に取り組むべきかを理解していること）」とし、市民アンケートで捕捉していくこととしている。川崎市総合計画（平成28（2016）年3月策定）においては、平成27（2015）年度時点の実績値10.1%に対し、2021年度には32.0%を目標としている（アンケート内容は参考資料4）。

○しかしながら、「地域包括ケアシステム」という用語自体が一般にはわかりづらい側面も指摘されており、地域包括ケアシステム構築につながるような活動に取り組んでいるような場合には、考え方を理解していることとしても良いのではないかという考え方もある。

○そこで、「地域包括ケアシステム」に関する広報の目標としては、これまで中心的に進めてきた、

- ①自分自身や家族等の周りの人が困ったときの相談先を知ってもらう（相談先の認知）、
- ②将来に備え、日頃から情報収集をしておき、何かあったときに、適切な選択をしやすくしてもらう（適切な選択のための情報収集）、
- ③周辺の顔見知りの人が、いつもと様子が違って、行政等の外部機関による支援が必要と考えられる際に相談窓口等につなぐ（身近な人への声かけ）、

とともに、

- ④地域の中には様々な悩み事を抱えている人がいることを知ってもらう（地域住民の悩み事の認知）、

⑤自分自身も含めた住民が暮らしやすい地域となるように何ができるかを考え、できる範囲で行動することによって、地域での生活の質が高まることを知ってもらうこと（地域活動への共感）、

も目指していくこととしており、「理解度の向上」を基本としながらも、それを支えるための指標を設けることも重要と考えられる。

○平成 28（2016）年度に実施した「川崎市地域福祉実態調査」における、関連項目を記載したい。「①自分自身や家族等の周りの人が困ったときの相談先を知ってもらう」と関連して、「（初期）相談窓口を知っているか（同調査；問 29）」において、保健福祉センター、地域みまもり支援センター、地域子育て支援センター、障害者相談支援センター、地域包括支援センターなどの認知度を確認していくことが考えられる（表 10）。

表 10 「（初期）相談窓口を知っている」人の割合

区分	知っている（％）	
	平成 25（2013）年度	平成 28（2016）年度
保健福祉センター	67.8%	61.8%
地域みまもり支援センター	—	17.0%
地域子育て支援センター	39.7%	39.2%
障害者相談支援センター	35.7%	29.3%
地域包括支援センター	25.8%	31.1%

資料：川崎市地域福祉実態調査（地域生活課題調査；問 29）

○また、「③周辺の顔見知りの人が、いつもと様子が違って、行政等の外部機関の介入による支援が必要と考えられる際に相談窓口等につなぐ」と関連して、「地域福祉を推進するために、市民が取り組むべきこととして、家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすことが重要だと考える（同調査；問 39）」人の割合を確認していくことが考えられる（表 11）。

表 11 「家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすことが重要だと考える」人の割合

平成 25（2013）年度	平成 28（2016）年度
33.6%	34.9%

資料：川崎市地域福祉実態調査（地域生活課題調査；問 39）

○さらに、「⑤自分自身も含めた住民が暮らしやすい地域となるように何ができるかを考え、できる範囲で行動することによって、地域での生活の質が高まることを知ってもらう」と関連して、「地域活動やボランティア活動に参加している割合（同調査；問 28）」や、「今後の暮らし方について、他の世代も含めて広く交流

していると考えている割合（高齢者実態調査（一般高齢者調査；問 40）」を確認していくことが考えられる（表 12、表 13）。

表 12 「地域活動やボランティア活動に参加している割合」

平成 25 (2013) 年度	平成 28 (2016) 年度
43.4%	45.8%

資料：川崎市地域福祉実態調査（地域生活課題調査；問 28）

表 13 「今後の暮らし方について、他の世代も含めて  
広く交流していると考えている割合」

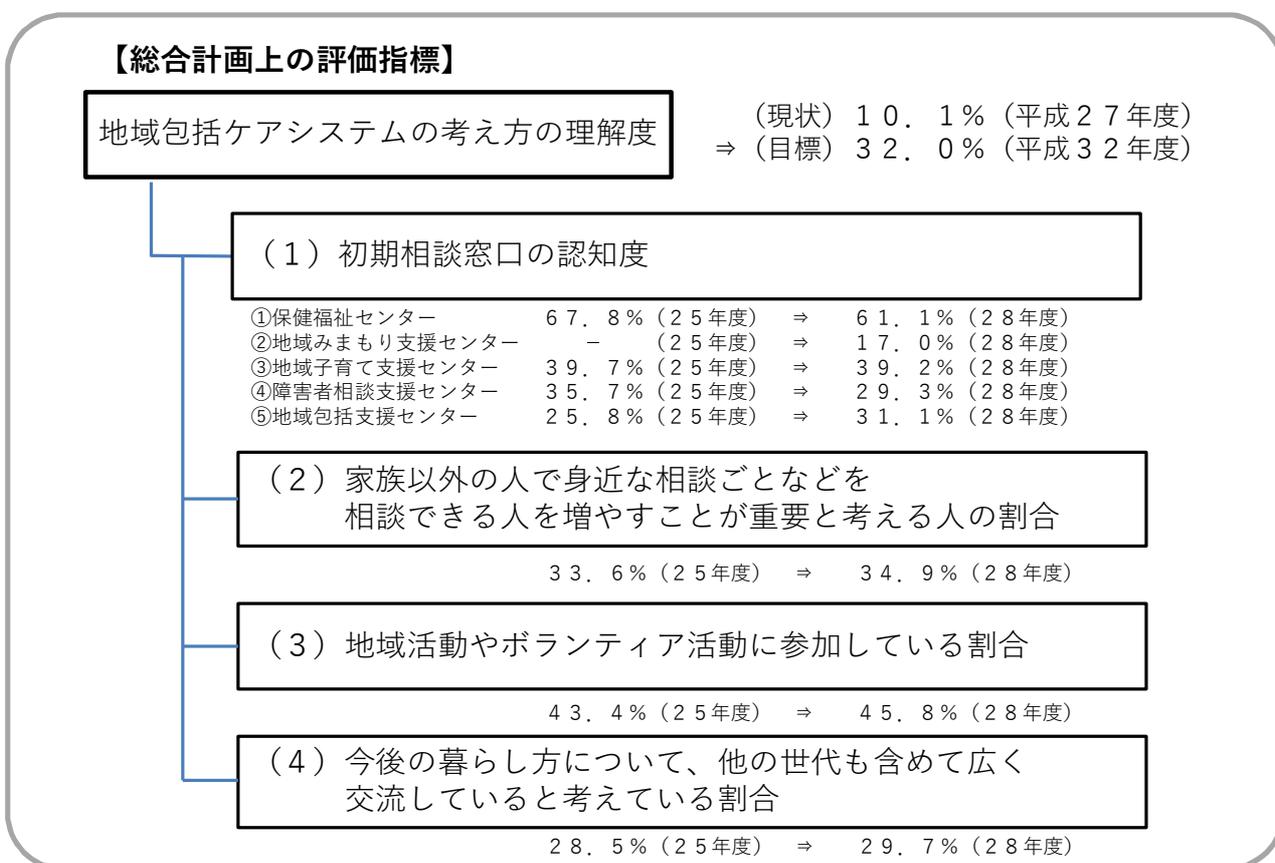
（「地域での何らかの活動の中心的役割を果たしている」、  
「特に目立った存在ではないが、他の世代を含め広く交流している」と回答した割合）

平成 25 (2013) 年度	平成 28 (2016) 年度
28.5%	29.7%

資料：川崎市高齢者実態調査（調査；問 40）

○評価手法について、「考え方の理解度」をベースに置きながら、上記の視点も踏まえて、状況の把握に努めることとしたい（図 7）。

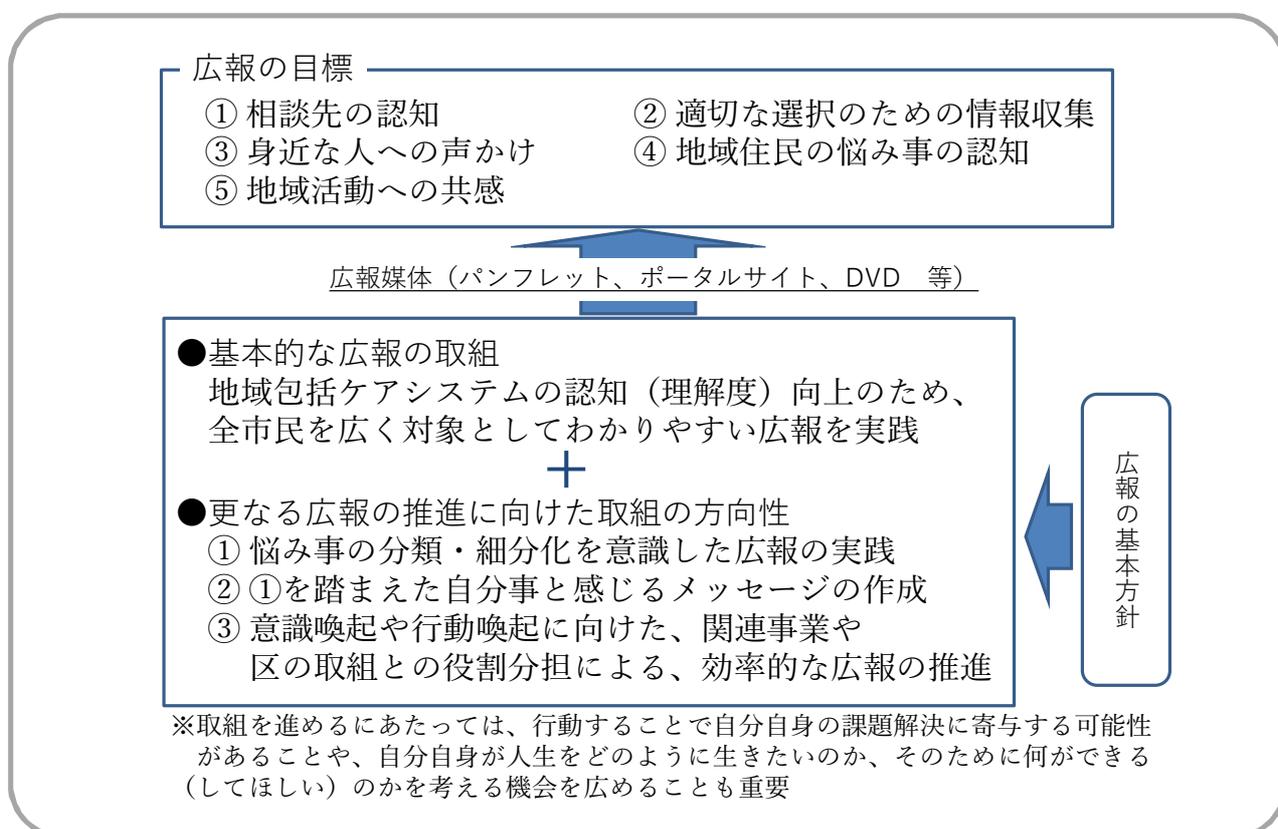
図 7 「意識の醸成と参加・活動の促進」に関する評価の構造



## 5. 戦略的広報の基本的な考え方の視点に基づく 広報の推進

- 具体的な広報の推進に向け、これまでに述べた戦略的広報の基本的な考え方を以下のとおり整理する（図8）。
- ターゲットの絞り込みはしないが、対象者のグループ化（セグメンテーション）により、市民が自分事と感じられるようにメッセージを明確化していく必要がある。また、情報量が多くなると受け手が理解しづらいという点に配慮する必要がある。
- また、理解度の向上（認知向上）に加え、意識喚起、行動喚起という広報の段階に応じた取組を検討する必要がある。
- その目標として、自分、家族が困ったときの相談先を知ってもらうことをはじめ、地域の活動に目を向けてもらうことなどを目指すこととしたい。
- その際には、地域包括ケアシステム構築に資する各事業や、区のと組と合わせて、効率的・効果的に進めていく必要がある。

図8 地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく戦略的広報の基本的な考え方





## ②パンフレット

○主に「現時点で専門的な支援を必要としていない」市民をイメージし、3（3）で述べた目標①～⑤に向け、生活する上で気を付けると良いと考えられる行動や、困ったときの相談先として区役所地域みまもり支援センターなどの相談先を案内することで、市民の意識喚起及び行動喚起を促すことを目指した。

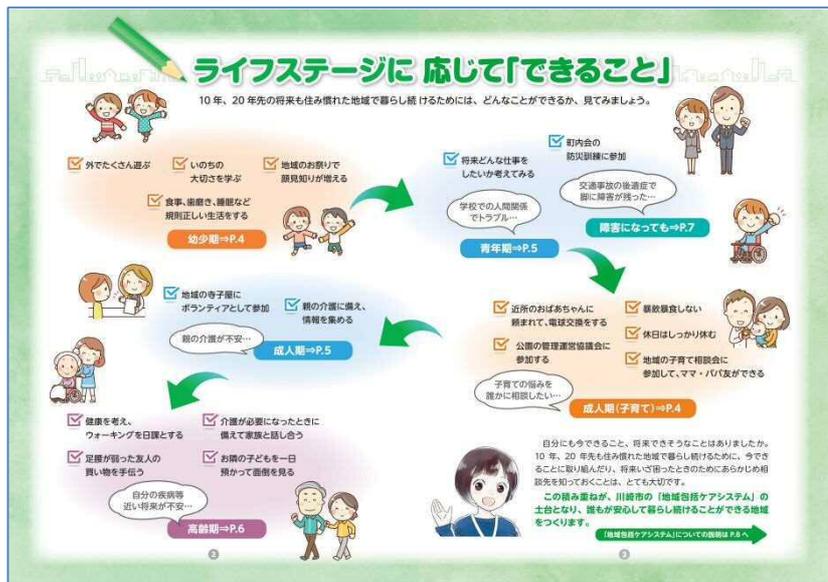
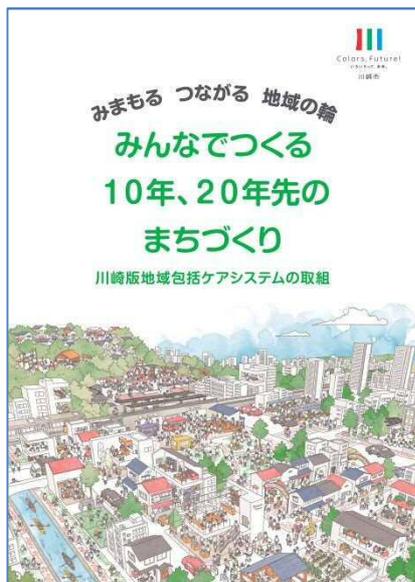
○構成は次のとおりである。

ア 見開きページに「生活する上で気を付けると良いと考えられる行動や、起こるかもしれない悩み事の例」を記載

イ 年代ごとの個別ページにおいて、「できること」とともに、主な悩み事に対応した相談先を記載

ウ さらに興味を持った方向けに、川崎市の地域包括ケアシステムについて説明（相談先を知っておいたり事前に情報を得たりすることが地域包括ケアシステムの土台となることを記載）

エ 巻末には市民に身近な相談窓口として、各区地域みまもり支援センターの事業概要と、連絡先一覧を記載



### ③DVD

○YouTube の川崎市チャンネルのほか、区役所などの公的機関や、講演会等における合間の時間での放送を想定していることから、川崎市の地域包括ケアシステムについての説明や、市としてのこれまでの地域包括ケアシステム構築に向けた取組を紹介し、市民理解度の向上を目指すものとして、15分程度のフルバージョンと、短いダイジェストバージョンを作成

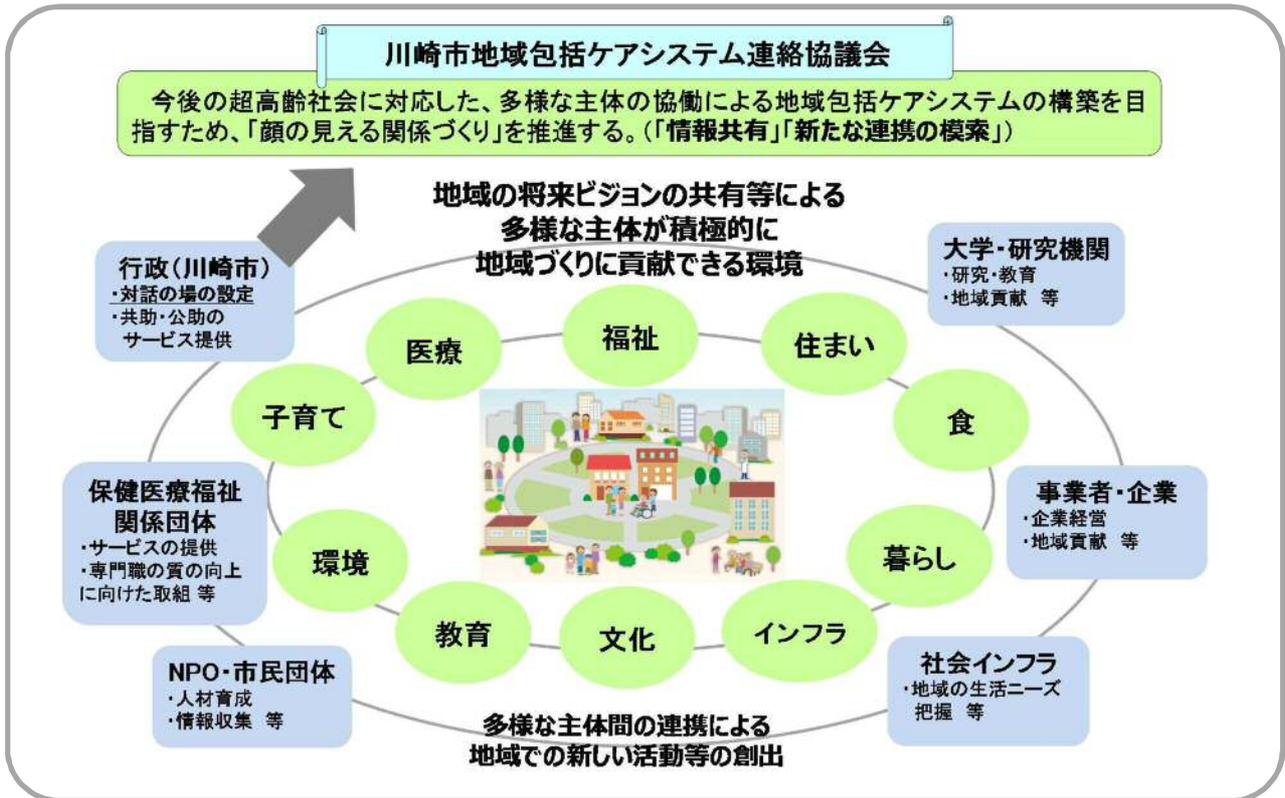


④その他

(川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会)

○ 2 (1) で述べた「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」には、平成 30 (2018) 年度から、医療や介護等に関係する専門職のほか、町内会・自治会、社会福祉協議会等の地域活動団体、趣旨に賛同した企業・研究機関等、多様な主体が参画していることから、行政を含めた参加者間の双方向の情報共有の場として活用を進める。

図 9 川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会



分類	番号	名称	分類	番号	名称	分類	番号	名称
学識経験者	1	田中 堀玉県立大学理事長・ 慶應義塾大学名誉教授		30	川崎市身体障害者協会		59	神奈川雪印メグミルク協会
	2	黒岩亮子 日本女子大学准教授	市民公益活動団体・ 青少年支援団体等	31	NRE新川崎弥生テラス		60	神奈川東部ヤクルト販売(株)
有識者	3	中澤伸 (社)福川崎聖風福祉会専任推進部長		32	川崎市全町内会連合会		61	(株)柏屋
保健・医療・福祉関係 団体等	4	川崎市医師会		33	川崎市認知症ネットワーク		62	かわさき生活クラブ生活協同組合
	5	川崎市病院協会		34	市民福祉事業センター・かわさき		63	東都生活協同組合
	6	川崎市歯科医師会		35	かわさき市民活動センター		64	森永牛乳 川崎支部
	7	川崎市薬剤師会		36	川崎市PTA連絡協議会		65	(株)ケー・エス・エフサービス
	8	川崎市看護協会	公益活動団体	37	川崎市青少年指導員連絡協議会	新聞小売業	66	川崎読売会
	9	川崎市助産師会	協定締結大学	38	川崎市消防防災指導公社		67	東京新聞 川崎東支会
	10	川崎市栄養士会		39	専修大学		68	京浜新聞販売組合
	11	川崎市獣医師会		40	日本女子大学	各種商品小売業	69	(株)セブーン・ジャパン
	12	川崎市介護支援専門員連絡会		41	横浜国立大学		70	(株)ビーバートザン
	13	川崎市社会福祉協議会	【企業等】				71	(株)東急ストア
	14	川崎市民生委員児童委員協議会	経済団体	42	川崎商工会議所		72	小田急商事(株)
	15	川崎市老人福祉施設事業協会	農業	43	セレサ川崎農業協同組合		73	(株)日本レストランエンタプライズ
	16	川崎市介護老人保健施設連絡協議会	電気・ガス・水道業	44	神奈川LPGガス協会川崎南支部	金融・信託業	74	横浜銀行 川崎支店
	17	川崎市障害福祉施設事業協会		45	神奈川LPGガス協会川崎北支部		75	城南信用金庫
	18	川崎市福祉サービス協議会		46	東京電力カワフワグリッド(株) 川崎支社		76	横浜信用金庫
	19	川崎市鍼灸マッサージ師会		47	東京ガス(株)川崎支店		77	川崎信用金庫
	20	神奈川県柔道整復師会 川崎支部		48	第一環境(株)		78	藍澤證券(株)
	21	神奈川県理学療法士会 川崎北部ブロック		49	(株)宅配	不動産業	79	神奈川県宅地建物取引業協会川崎南支部
	22	神奈川県理学療法士会 川崎南部ブロック	鉄道業	50	東京急行電鉄(株)		80	神奈川県宅地建物取引業協会川崎中支部
	23	神奈川県介護福祉士会		51	小田急電鉄(株)		81	神奈川県宅地建物取引業協会川崎北支部
	24	川崎市老人クラブ連合会	運輸サービス業	52	京浜急行電鉄(株)		82	小田急不動産(株)
	25	川崎市シルバー人材センター		53	佐川急便(株)神奈川支店		83	(株)ジェイ・エル東日本都市開発
	26	上布田つとむの家		54	ヤマト運輸(株)川崎主管支店	家事サービス業	84	福祉クラブ生活協同組合
	27	(株)横浜調剤薬局		55	神奈川県タクシー協会 川崎支部		85	(株)アドベル
	28	(株)東戸塚調剤薬局	通信業	56	(株)マインスタイル	理容業	86	川崎市理容協議会
	29	(株)横浜浜名薬局	配達飲食サービス業	57	イッツ・コミュニケーションズ(株)		87	川崎市美容連絡協議会
				58	生活協同組合ハルシステム神奈川ゆめ工房	医療	88	川崎医療生活協同組合

※参画団体 88団体等(平成31年2月1日現在)

## 參考資料

---



関係者限り

第1回川崎市地域包括ケアシステム構築に向けた戦略的広報のあり方検討会資料



### 自治体における戦略的広報とは

2018年11月2日 配布

北村 倫夫

北海道大学大学院 国際広報メディア・観光学院  
メディア・コミュニケーション研究院 教授

〒060-0817  
札幌市北区北17条西8丁目  
TEL: 011-706-5110(研究室)  
E-mail: kitamura@imc.hokudai.ac.jp

### ■自己紹介 個人経歴

- 氏名: 北村 倫夫 (きたむら みちお)
- 現職(兼職含む):
  - 北海道大学大学院 国際広報メディア・観光学院 メディア・コミュニケーション研究院 教授  
(担当分野: パブリックセクター広報論、観光マーケティング論)
  - 広報関連兼職: 新潟市広報戦略アドバイザー、山形県戦略広報アドバイザー
  - 観光関連兼職: 一般社団法人 日本ゴルフツアーリズム推進協会 監事
- 略歴
  - 札幌出身。1981年北海道大学経済学部卒。同年、野村総合研究所入社。以降、国際研究部、地域計画研究部、行政システム研究部、地域政策研究部、社会情報コンサルティング部、社会システムコンサルティング部等に所属し、主に国・自治体・公的機関からの受託調査研究に従事。2017年2月同社を退職
  - 2007年より、北大大学院国際広報メディア・観光学院客員教授(野村総研と兼務)を経て、2017年3月より現職
- 専門分野
  - 政策領域 (国土・地域・都市政策<産業・観光・文化・情報・国際交流>)
  - 公共経営領域 (行政改革、地域経営、公的広報等)
  - 事業支援領域 (地域開発・都市再生プロジェクト、大規模施設構想・計画等)
- 主な著書
  - 『電子自治体アウトソーシング実践の手引き』共著、ASPICジャパン、2006.5
  - 『ユビキタス・ネットワークと新社会システム』共著、野村総合研究所、2002.7
  - 『情報世紀の育都論』共著、野村総合研究所、1993.10
  - 『地価と詳細都市計画』共著、野村総合研究所、1991.4

## ■自己紹介 研究論文等(広報コミュニケーション分野)

### ■ 広報コミュニケーション分野の研究論文等

- 「自治体の戦略的広報へのSNSおよびAIの活用」『市政』2018年1月vol.67、全国市長会
  - 「企業誘致のための広報は”人”と”ビジネス”に着眼せよ」日経ビジネス,2017.11.13 No.1916, 日経BP社
  - 「自治体に求められる戦略的広報のススメ」『月刊事業構想別冊「自治体PRガイド」』,事業構想大学院大学,2017
  - 「自治体の企業誘致の広報戦略」日経ビジネス,2017.03.06 No.1881, 日経BP社
  - 「より革新的な自治体広報広聴戦略プランの策定に向けて」PMR,2014.11,野村総研
  - 「外国人留学生のリクルーティング戦略-海外向け大学広報戦略の立て方と実践方法-」ウェブマガジン『留学交流』2014年6月号 Vol.39,日本学生支援機構
  - 「更生保護の戦略的広報のあり方」 更生保護,平成26年8月号,日本更生保護協会
  - 「ソーシャルメディアを利用した行政広報のガバナンスのあり方」PMR,2012.10,野村総研
  - 「自治体実践すべき戦略的広報」国際文化研修,2010秋 vol. 69,全国市町村国際文化研修所
  - 「省庁・自治体の信頼回復に向けた統合リスクマネジメント戦略(上,下)」知的資産創造,2010.3-4,野村総研
  - 「公的セクターにおけるコミュニケーション革新と戦略的広報(上)・(下)」知的資産創造,2006.9-10,野村総研
  - 「地方パブリックセクターに求められる観光広報の改革」PMR,2006.11,野村総研
  - 「市民に正しく伝わる政策広報の在り方」文部科学時報2006年5月号,文部科学省
  - 「自治体の企業誘致における戦略的広報のあり方」PMR,2006.04,野村総研
  - 「公的セクターの戦略的な“政策広報”のあり方」PMR,2005.12,野村総研
  - 「“政策を説く・売る・守る広報”のススメ」毎日フォーラム2005.10,毎日新聞社
- ※PMR:パブリックマネジメントレビュー

Copyright(C) 2018 Hokkaido University All rights reserved.

2

## 0. 今、自治体広報に何が起きているのか

### ■ 今、何が自治体広報をめぐるトピックか？

～マスコミ・出版等で取り上げられる自治体広報をめぐるニュース・トピック～

- 地方創生に必要な地域の広報力
  - ・ 地方創生の実現には、地域の広報・PR力の向上が不可欠との考え方
- 地域マーケティング、ブランディング
  - ・ 地域ブランドづくり、「買いたい」、「訪れたい」、「交流したい」、「住みたい」地域づくり(電通)がトレンド
- シティプロモーション
  - ・ 自治体の「シティプロモーション戦略プラン」づくりがブーム。しかし、ガラパゴス化。。。。
- ソーシャルメディア活用による広報
  - ・ SNS(Facebook, Twitter, YouTube, LINE等)を活用した広報がブーム。しかし、なかなかうまくいっていない。。。。
- 自治体PR動画をめぐる事件
  - ・ 志布志市ふるさと納税PR動画「UNAKO」事件、宮城県 観光PR動画「涼・宮城の夏」事件

Copyright(C) 2018 Hokkaido University All rights reserved.

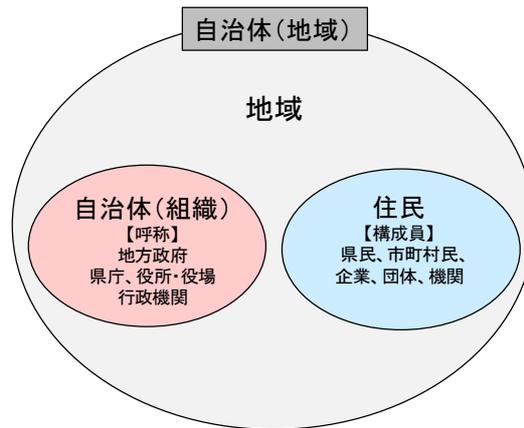
3

# 1. 自治体における戦略的広報の必要性と概念

## (0) そもそも、地方自治体とは

■改めて、「自治体」って何？ ～広報を考えるうえでとても重要な視点～

- 地方自治体とは、「一定の地域と住民からなり、その地域内において、自治権に基づき、公の行政を行なうことを目的とする公共団体」（ブリタニカ国際大百科事典）
- 自治体には、「組織としての自治体」と「地域としての自治体」の2つの考え方がある
- ここでは、前者を「自治体(組織)」、後者を「自治体(地域)」と表現する



Copyright(C) 2018 Hokkaido University All rights reserved.

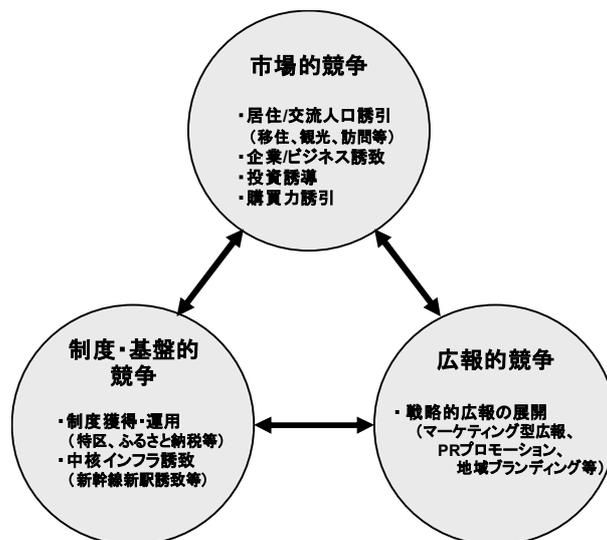
4

# 1. 自治体における戦略的広報の必要性と概念

## (1) 激化する自治体(地域)間競争

■激化する三位一体の「自治体(地域)」間競争

- 市場的競争
- 制度・基盤的競争
- 広報的競争



Copyright(C) 2018 Hokkaido University All rights reserved.

5

## 1. 自治体における戦略的広報の必要性と概念 (2) 自治体に求められる“外”を意識した経営変革

- “外”の力を“内”へ取込む政策運営 <自治体(地域)>
  - 厳しい地域間競争に勝つための「力」を呼び込む政策展開
    - 【人口力】: 居住人口(移住・定住者、二地域居住者等)、交流人口(観光客、旅行者、MICE客等)
    - 【経済力】: 事業・ビジネス、投資、事業所・機関
    - 【購買力】: 地域産品購入(地域外からの)
    - 【基盤力】: インフラ、制度
- 住民との運命共同体的統治(ガバナンス)の確立 <自治体(組織)>
  - 東日本大震災によって明らかとなった、自治体(行政)と地域住民の「運命共同体的関係性」の強化に向けた新しい統治(ガバナンス)の遂行
- 社会的責任・社会的貢献を重視した経営 <自治体(組織)>
  - 企業と同様なCSR(組織体の社会的責任)の理念と活動の実践によって、自治体の価値を高める経営
- 住民の目に敏感な経営 <自治体(組織)>
  - 自治体の政策や組織活動に対して、住民からの「支持」、「信頼」、「人気」を得るための経営



「外」を意識した自治体経営の重要性が一層高まっている  
+「内」の求心力・意識を高める経営も不可欠

## 1. 自治体における戦略的広報の必要性と概念 (3) “外”を意識した経営変革に必要な自治体の戦略的広報

- “外”を意識した自治体(組織、地域)の経営変革には、「理解」、「信頼」、「共感」、「貢献」そして「愛」を醸成するための「戦略的広報」が必要

“外”を意識した自治体の経営変革に必要なことは、

自治体(組織、地域)を取巻く外の人たちに、  
実体・ビジョン・政策・取組について;

「理解」、「信頼」、「共感」、「貢献」してもらうこと  
そして、「永く愛される」こと



そのために、「戦略的広報」が必要

## 1. 自治体における戦略的広報の必要性と概念 (4) 自治体広報の定義と役割

### ■「自治体広報」の本来の意味

- 米国発祥の概念「PR (パブリック・リレーションズ)」は、「組織とその組織を取り巻く人間(個人・集団・社会)との望ましい関係をつくり出すための考え方および行動のあり方」を意味していた。
  - ・ なお、PRのそもそもの語義は、「公衆関係」、すなわち、「組織等 (Organization) と一般公衆 (General Public) との間の諸関係」のこと
- 「PR (パブリック・リレーションズ)」が、日本に輸入された後、次の2つの用語法に分化 (これが混乱を招く)
  - ・ 「広報」 →主に行政での訳と使用
  - ・ 「PR(ピーアール)」 →主に民間での使用。「宣伝広告」と同意味で使われる場合が多い
- このため、日本におけるPRの代表的定義は、「企業体または官庁などが大衆や従業員などの信頼と理解とを高めるために行う宣伝広告活動」(広辞苑)となっているが、宣伝のイメージに偏っている点、また官庁から大衆への一方的活動となっている点で不適切
- 以上を踏まえて、自治体と利害関係者(ステークホルダー)との関係に置きなおすと、自治体のPR(パブリック・リレーションズ)とは、自治体と利害関係者(住民、企業、団体、来訪者等)との良好な関係を、双方向的なコミュニケーションによって構築していくことである。

## 1. 自治体における戦略的広報の必要性と概念 (4) 自治体広報の定義と役割

### ■「自治体広報」の定義

- 以上を踏まえ、かつ「自治体(組織)」と「自治体(地域)」の考え方を包含し、「自治体広報」を定義すると以下のとおり。
- 広報(狭義) → 自治体(組織、地域)から「構成員」及び「利害関係者」へ広く情報を発信すること
- 広聴 → 「構成員」及び「利害関係者」から自治体(組織、地域)の経営・運営に関わる情報を受信すること
- 広報(広義) → 上記の「広報(狭義)」と「広聴」を合わせた広い意味での広報



「自治体広報(広義)」とは、  
自治体の構成員と利害関係者との良き関係を構築するために行われる、  
双方向コミュニケーション(情報発信・受信)を通じた、  
相互認知・理解の行為の総体である。

# 1. 自治体における戦略的広報の必要性と概念

## (4) 自治体広報の定義と役割

### ■「自治体広報」の基本的役割

#### ①自治体(組織)と構成員の運命共同体的共生を維持する

- 構成員の自治体に対する理解と信頼を高める
- 構成員と自治体の責任・義務(give & take)関係を円滑化する
- 構成員の質の高い生活、安心・安全を維持する

#### ②自治体(地域)の活力を維持・向上する

- 地域外からの活力源(人口、ビジネス、投資、購買力等)を地域へ誘導する
- 地域内の商品(モノ、ソフト)を外へ販売促進する
- 地域内活力源(人、企業)のネットワーキングパワーを高める

#### ③自治体(組織、地域)の運営に資する情報や知恵を獲得する

- 構成員からの自治体(組織)への要望・希望を把握する
- 地域外利害関係者の自治体(地域)への期待・ニーズを把握する
- 自治体(組織、地域)を取り巻く経済社会環境変化を把握する

より優れた  
自治体(組織)の運営/  
自治体(地域)経営  
の実現

# 1. 自治体における戦略的広報の必要性と概念

## (5) 自治体の戦略的広報とは

### ■自治体の「戦略的広報」とは

自治体の明確な意図を達成するための、よく組織化されエッジの効いた広報

## 1. 自治体における戦略的広報の必要性と概念

### (5) 自治体の戦略的広報とは

#### ■ 自治体(組織、地域)の戦略的広報の7原則 (成功事例スタディより)

##### ①体系的かつ組織的に行われること

- 自治体で推進すべき広報の指針やルールのもとで、体系化され重複なく効果的に広報活動が展開されていること
- 広報担当部門が中核(ハブ/センター)となり、統率のとれた組織的な広報活動が行われること
- 効率的・効果的な「広報媒体連携」が実現していること (Webサイトを中核とした、広報誌、PR動画、SNS、TV番組、パンフ等の情報連携)

##### ②持続的に行われること

- 広報活動が短期的または一過性のものではなく、持続発展的に行われるメカニズムが備わっていること
- たとえば、広報のコンテンツが頻度高く更新される、広報の専門人材(民間人登用等)が長期にわたり配置される、住民や民間企業との協働やアウトソーシングによる運営の仕組みが確立していることなどが重要

##### ③訴求ターゲット・テーマが明確であること

- 広報の訴求対象やテーマ(分野)の重点が、選択と集中の考え方によって絞られている、あるいは優先順位が付けられていること
- 訴求ターゲットとしては、自治体からみた“内”、“外”の切り口によって、広報対象者が明確に意識されていること
- テーマとしては、たとえば、インバウンド・ツーリズムの誘致(観光広報)、U・Iターンの促進(定住広報)など

## 1. 自治体における戦略的広報の必要性と概念

### (5) 自治体の戦略的広報とは

##### ④有効なプレースメントがなされていること

- 広報される対象(自治体が広報を意図しているテーマ、モノ、コト、ヒト)が、影響力の大きい媒体(TV番組、映画、小説等)の中で効果的にプレースメント(間接的宣伝・露出)されていること

##### ⑤“世界目線”に立っていること

- 世界を意識し、世界の目線に立って広報を行うこと。すなわち、自治体(地域)広報の訴求対象としてアジアなどの外国、自治体(組織)広報の対象として地域内の外国人居住者などを、明確に意識することが重要
- たとえば、観光広報では、アジア系の多言語化と外国人の感性に響くコンテンツの提供、各国・地域の特性に応じた適切な広報チャネル(媒体、場所、仲介者等)の選択が不可欠

##### ⑥大胆で意表を突く(目立つ)こと

- 広報の手法、コンテンツ、デザイン、ネーミングなどが大胆で意表を突くこと(目立つこと)。目立つことによって、各種メディアに取りあげられ(露出度が高まり)、ネット上の口コミで拡散する効果「(“いいね！効果”)が発揮される
- 例えば、最近流行りの「自虐キャンペーン型プロモーション」、「四月馬鹿キャンペーン型プロモーション」など

##### ⑦広報の“顔”が見えること

- 広報をやっている“人”ができるだけ前面に出る、「顔の見える広報」であることが望ましい
- 例えば、広報官、広報担当者が、必要な場面においてメディア露出することが信頼感の醸成や話題づくりにつながる

## 2. 自治体の戦略的広報のケーススタディ ～最前線の考察～ (1) 広報誌

本日は講話時間が短いため、自治体のWebサイト、PR動画、SNS広報などは、省略

### ■ 全国広報コンクール(日本広報協会)の最近の入賞広報誌<都道府県・政令指定都市部>

【都道府県・政令指定都市部】

	2017年	2018年
特選	京都府京都市 ◎◎	福島県 ◎
1席	秋田県	秋田県
2席	静岡県浜松市	京都府
3席	福島県	神戸市 ○

◎◎: 内閣総理大臣賞 ◎: 総務大臣賞 ○: 読売新聞社賞

京都市 <http://shimin-shimbun.kyoto.jp/201606/index.html#>

秋田県 [https://static.akita-ebooks.jp/actibook\\_data/2017\\_07\\_kouhou\\_pref\\_akita/HTML5/PC/Main.html](https://static.akita-ebooks.jp/actibook_data/2017_07_kouhou_pref_akita/HTML5/PC/Main.html)

浜松市 [http://static.shizuoka-ebooks.jp/actibook\\_data/se1608019/HTML5/pc.html#/page/1](http://static.shizuoka-ebooks.jp/actibook_data/se1608019/HTML5/pc.html#/page/1)

福島県 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/book/view.php?id=51>  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/book/view.php?id=70>

京都府 <http://www.pref.kyoto.jp/koho/dayori/201707/index.html>

神戸市 [http://www.city.kobe.lg.jp/information/public/kouhoushi/2017/1711/img/1711kobe01\\_13\\_A.pdf](http://www.city.kobe.lg.jp/information/public/kouhoushi/2017/1711/img/1711kobe01_13_A.pdf)

Copyright(C) 2018 Hokkaido University All rights reserved.

14

## 2. 自治体の戦略的広報のケーススタディ ～最前線の考察～ (1) 広報誌

### ■ 全国広報コンクール(日本広報協会)の最近の入賞広報誌<都道府県・政令指定都市部>

福島県広報誌



秋田県広報誌



京都市広報誌



Copyright(C) 2018 Hokkaido University All rights reserved.

15

## 2. 自治体の戦略的広報のケーススタディ ～最前線の考察～ (1) 広報誌

- 札幌市の広報誌の革新
  - ドラマチックに変化！



2018年4月号 <http://www.city.sapporo.jp/somu/koho-shi/201805/index.html>

2018年5月号 <http://www.city.sapporo.jp/somu/koho-shi/201804/index.html>

Copyright (C) 2018 Hokkaido University All rights reserved.

16

## 2. 自治体の戦略的広報のケーススタディ ～最前線の考察～ (1) 広報誌

- 自治体広報誌への気づきと展望
  - 紙媒体から、電子書籍(e-book)媒体へ
    - ・ PDFから、HTML5やEPUB<イーパブ:電子書籍のオープンな標準規格>へ  
PDFは、読みにくい、ダウンロードに時間がかかるなどの制約あり
  - 対外広報(県外向け)コンテンツの比重の高まり
    - ・ 県民向け広報+県外向けマーケティング型広報の重視
  - 対内広報(県民向け)コンテンツの目的の進化
    - ・ 認知向上に資する、アカウントパリティ型(説明・告知型)の広報
    - ↓
    - ・ 意識喚起を促す、アジェンダ型(課題提起型)の広報
    - ・ 行動喚起を促す、プロモーション型(利用・遵守促進型)の広報
  - “読ませる”コンテンツの重視
    - ・ 特集・独自企画コンテンツの充実
    - ・ ドラマチックな記事(=脚本・演出、取材による記事)
  - “見せる”コンテンツの重視
    - ・ 非写真ビジュアル(イラスト、アニメ、スケッチ等)の効果的活用

Copyright (C) 2018 Hokkaido University All rights reserved.

17

### 3. 戦略的広報に必要なマネジメントのあり方 (1) 4つのマネジメント領域

#### ■ ミッションマネジメント

- フレームワーク、ビジョン・計画のマネジメント

本日は講話時間が短いため、  
ミッションマネジメントの  
一部についてのみ言及

#### ■ システムマネジメント

- 組織・体制、人材のマネジメント

#### ■ メディアマネジメント

- 広報媒体、手段のマネジメント

#### ■ プロセスマネジメント

- PDCAサイクル(計画→実行→評価→改善)のマネジメント

### 3. 戦略的広報に必要なマネジメントのあり方 (2) ミッションマネジメントで重要なこと

本日は講話時間が短いため、  
ミッションマネジメントの  
一部についてのみ言及

自治体(組織、地域)の戦略的広報に不可欠な3つの「コミュニケーション・フレームワーク」

#### ■ マーケティング・コミュニケーション (対外・対内)

- 自治体(組織): 政策・事業、行政サービスの広報コミュニケーション
- 自治体(地域): 外の活力源を地域へ誘導するための広報コミュニケーション

#### ■ コーポレート・コミュニケーション (対外・対内)

- 自治体(組織): 行政組織体と活動の広報コミュニケーション

#### ■ リスク・コミュニケーション (対外・対内)

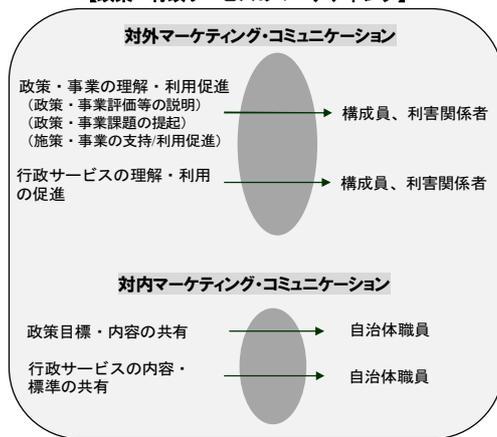
- 自治体(組織): 行政組織の危機管理、社会的危機管理の広報コミュニケーション

### 3. 戦略的広報に必要なマネジメントのあり方 (2) ミッションマネジメントで重要なこと

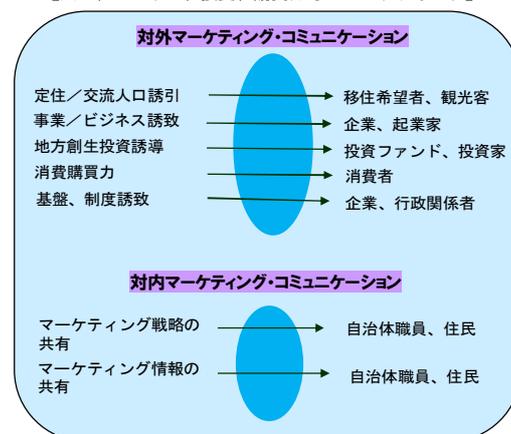
#### ■ マーケティング・コミュニケーション

- 自治体(組織)の政策・事業や行政サービスへの理解を深め、利用を促すためのマーケティング・コミュニケーション
- 自治体(地域)へ外から活力源(人、ビジネス、投資、購買力等)を誘引するためのマーケティング・コミュニケーション

#### 「自治体(組織)」のマーケティング・コミュニケーション 【政策・行政サービスのマーケティング】



#### 「自治体(地域)」のマーケティング・コミュニケーション 【人口、ビジネス、投資、購買力等のマーケティング】



Copyright(C) 2018 Hokkaido University All rights reserved.

20

### 3. 戦略的広報に必要なマネジメントのあり方 (2) ミッションマネジメントで重要なこと

#### 【参考】 マーケティングとは何か ~広義の社会的定義~

#### ■ 世界で権威のある「米国マーケティング協会」(AMA)による定義 <2013年>

- マーケティングとは、一般顧客、得意先客、パートナー、そして社会全体にとって価値ある提供物を、創造し、コミュニケーションし、配送し、交換するところの、活動、一連の制度及び過程である
- Marketing is the activity, set of institutions, and processes for creating, communicating, delivering, and exchanging offerings that have value for customers, clients, partners, and society at large. (Approved July 2013)  
(出典) AMAホームページ <https://www.ama.org/AboutAMA/Pages/Definition-of-Marketing.aspx>

#### ■ 日本で権威のある「日本マーケティング協会」の定義 <1990年>

- マーケティングとは、企業および他の組織<sup>1)</sup>がグローバルな視野<sup>2)</sup>に立ち、顧客<sup>3)</sup>との相互理解を得ながら、公正な競争を通じて行う市場創造のための総合的活動<sup>4)</sup>である。

1) 教育・医療・行政などの機関、団体などを含む。 2) 国内外の社会、文化、自然環境の重視。

3) 一般消費者、取引先、関係する機関・個人、および地域住民を含む。

4) 組織の内外に向けて統合・調整されたリサーチ・製品・価格・プロモーション・流通、および顧客・環境関係などに係わる諸活動をいう。

(出典) 日本マーケティング協会ホームページ <http://www.jma2-jp.org/jma/aboutjma/jmaorganization>



広義のマーケティングとは、要するに;

『諸主体が、社会全体のニーズを捉え、市場的価値を提供すること』

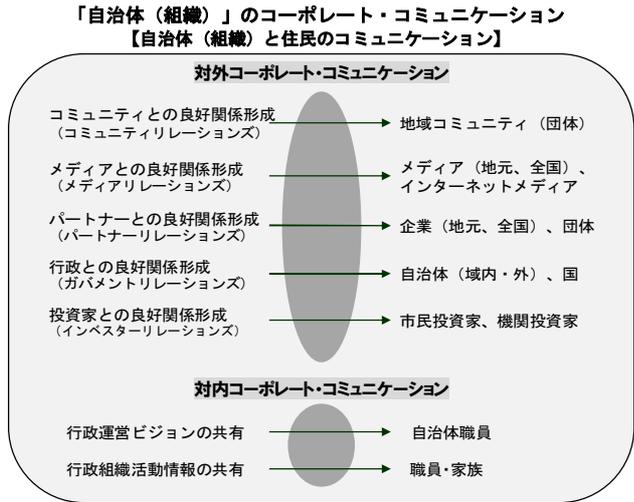
Copyright(C) 2018 Hokkaido University All rights reserved.

21

### 3. 戦略的広報に必要なマネジメントのあり方 (2) ミッションマネジメントで重要なこと

#### ■ コーポレート・コミュニケーション

- 自治体(組織)と構成員及び一部利害関係者の間で、また組織内部での“良好な信頼関係”の構築を目的とした、対外・体内コミュニケーション活動



Copyright(C) 2018 Hokkaido University All rights reserved.

22

### 3. 戦略的広報に必要なマネジメントのあり方 (2) ミッションマネジメントで重要なこと

#### ■ 自治体において重要となる戦略的広報の分野

- マーケティング・コミュニケーション型の広報
  - ・ 政策広報、行政サービス広報、観光広報、産業広報、定住広報、産品広報
- コーポレート・コミュニケーション型の広報
  - ・ コミュニティ広報、メディア広報、企業広報、投資広報、庁内広報
- リスク・コミュニケーション型の広報
  - ・ 社会危機管理広報、組織危機管理広報

自治体の戦略的広報の分野

分類	主な対象	主な目的
<b>マーケティング・コミュニケーション型の広報</b>		
政策広報	自治体構成員 利害関係者	政策・計画、行政評価に関わる情報の相互伝達 「事業(プロジェクト)広報」を含む
行政サービス 広報	自治体構成員	行政サービス・公共施設等の利用に係る情報提供 サービス・施設の利用の促進
観光広報	観光客、来訪者	観光・イベント・MICE における外部からの集客促進
産業広報	企業・機関	ビジネス、企業、機関、投資、基盤等の誘致・誘引
定住広報	移住者	地域への定住(移住)や半定住(二地域居住)の促進
産品広報	消費者	地域産品の域外への販売促進(購買力喚起)
<b>コーポレート・コミュニケーション型の広報</b>		
コミュニティ広報 (生活広報)	住民、NPO	住民生活全般、コミュニティ活動に関わる情報の相互 伝達
メディア広報	マスメディア	マスメディアに対する正確な情報提供と関係維持
企業広報	地元企業	立地企業、取引先企業への関連情報の提供
投資広報	住民投資家	地方債の消化による資金調達促進、事業の進捗報告
庁内広報	職員、家族	自治体の組織運営ビジョン等の共有
<b>リスク・コミュニケーション型の広報</b>		
社会危機管理広報	自治体構成員	平時～有事の防災情報、安否・災害対応情報の提供
組織危機管理広報	自治体構成員	事件・不祥事等の有事における組織損害の最小化

(出典) 筆者作成

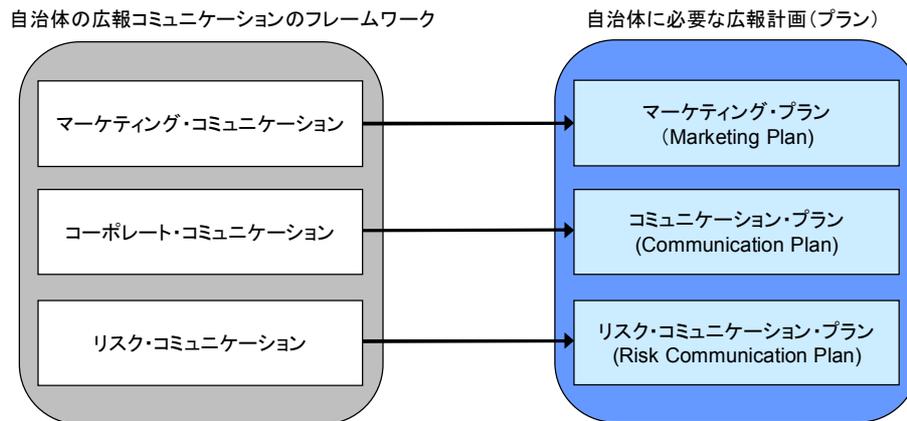
Copyright(C) 2018 Hokkaido University All rights reserved.

23

### 3. 戦略的広報に必要なマネジメントのあり方 (2) ミッションマネジメントで重要なこと

#### ■ 自治体(組織、地域)に必要な3つの広報計画(プラン)

- 海外先進自治体の実態を参考にすると、3つの広報計画(マーケティング・プラン、コミュニケーション・プラン、リスク・コミュニケーションプラン)の策定が望ましい



Copyright(C) 2018 Hokkaido University All rights reserved.

24

### 4. (各論)戦略的「政策広報」の展開 (1) 政策広報の目標と対象

#### ■ 自治体マーケティングコミュニケーションの一環として重要な「政策広報」

- マーケティングコミュニケーションとは(再掲)
  - ・ 自治体(組織)の政策、事業、行政サービス等への理解を深め、利用を促すためのコミュニケーション
  - ・ 自治体(地域)へ外から活力源(人、ビジネス、投資、購買力等)を誘引するためのコミュニケーション
- 「政策広報」とは、行政の政策(ビジョン、計画、施策等)に対する理解を深め、需要を拡大するための広報

#### ■ 政策広報の4つの目的

- 認知向上 ⇒ 政策に対する認知度・理解度を高める
- 意識喚起 ⇒ 政策課題への関心や問題意識を高める
- 行動喚起 ⇒ 政策(制度)を利用、あるいは遵守してもらう
- 緊急対応 ⇒ 緊急時の適切な対応を促す

#### ■ 政策広報の訴求対象

- 国内 (国民、企業、団体、政府・自治体 等)
- 外国 (政府、国民、企業 等)

Copyright(C) 2018 Hokkaido University All rights reserved.

25

## 4. (各論)戦略的な「政策広報」の展開 (2) 政策広報のカテゴリー

- 認知向上に資する、アカウントビリティ型の政策広報【説明・告知＝政策を説く】
  - 行政事務や公共事業にとどまらず、より上位の「政策」の意義・内容・影響・成果について、住民にわかりやすく説明し理解を得ること
- 意識喚起を促す、アジェンダ型の政策広報【課題提起＝政策を問う】
  - 住民生活に関わる重要な政策課題(福祉・医療、教育、環境等)について、論点提起、説得誘導、関心喚起、意見公募などを行うこと
- 行動喚起を促す、プロモーション型の政策広報【利用・遵守促進＝政策を促す】
  - 政策を多くの住民や企業等に利用・遵守してもらうために、人の心を動かし行動の動機付けとなる情報・価値の提供を行うこと
    - ① 政策(施策・制度)の利用を促す広報 <各種の補助・助成制度、支援制度、特区制度、電子申請など>
    - ② 政策の遵守を求める広報 <地球環境対策(クールビズ、ごみリサイクル等) など>
- 緊急対応に資する、リスク管理型の政策広報【危機管理＝政策を守る】
  - 政策の執行前／後に社会的な問題が発生した場合、あるいは政策に対して国内外から批判が出た場合、適切かつ迅速に対処し、問題の深刻化を防ぐこと
    - ① 社会リスクへの対応を目的とする政策広報
    - ② 自損リスクへの対応を目的とする政策広報

## 4. (各論)戦略的な「政策広報」の展開 (2) 政策広報のカテゴリー

### ■ 政策広報カテゴリー別の広報事項の例 (政府広報の場合)

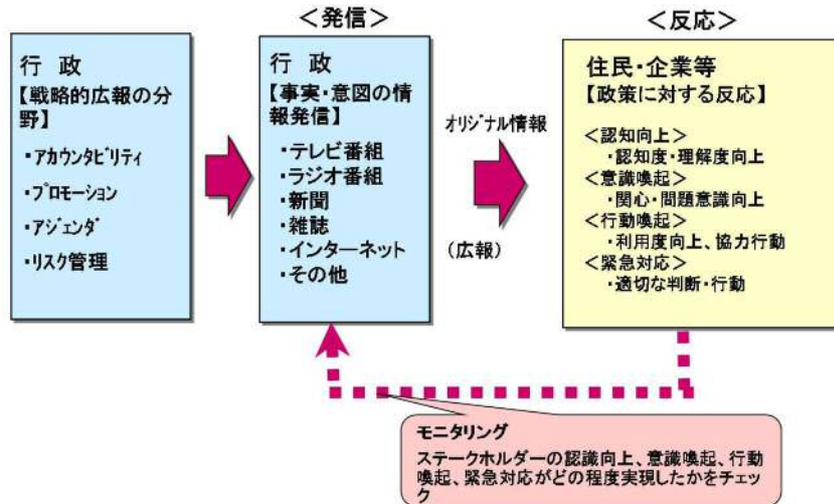
政策広報のカテゴリー	広報事項の事例
アカウントビリティ型 政策広報 (説明責任遂行)	個人情報の保護に関する条例の制定状況 介護保険制度改革 独占禁止法改正 少子化社会対策大綱の閣議決定 子ども・子育て応援プランの決定 「情報通信白書」の公表
アジェンダ型政策広報 (検討課題提起)	「次世代ブロードバンド戦略2010(案)」に対する意見募集 「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会最終報告書案」に対する意見募集 公正な買収防衛策のあり方に関する論点公開 「今後の国有財産の制度及び管理処分のある方について——効率性重視に向けた改革」(中間答申)
プロモーション型政策 広報 (利用・遵守促進)	「豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドライン」 モノ作りに取り組み中小企業への支援 再チャレンジ支援の推進 タウンミーティング一般参加者募集 全国河川難防止強固運動の実施 環境にやさしいおしゃべり——WARM Bizのスヌメ 女性のチャレンジ支援
リスク管理型政策広報 (国民の危機管理)	北朝鮮によるミサイル発射関連情報 @policeの名を騙った架空請求メールについて わが国からの北朝鮮への渡航自粛 金融機関を装ったCD-ROMの配布事例について フランス各地における騒擾事件 今冬のインフルエンザ総合対策

注) @police: 警視庁のセキュリティ情報提供サイト、CD-ROM: コンパクトディスクを利用した読み出し専用メモリー  
出所) 「政府広報オンライン」(<http://www.gov-online.go.jp/>) より抽出

#### 4. (各論)戦略的な「政策広報」の展開 (3) 政策広報のプロセス

##### ■「広告型政策広報」のプロセス：「発信⇒反応」

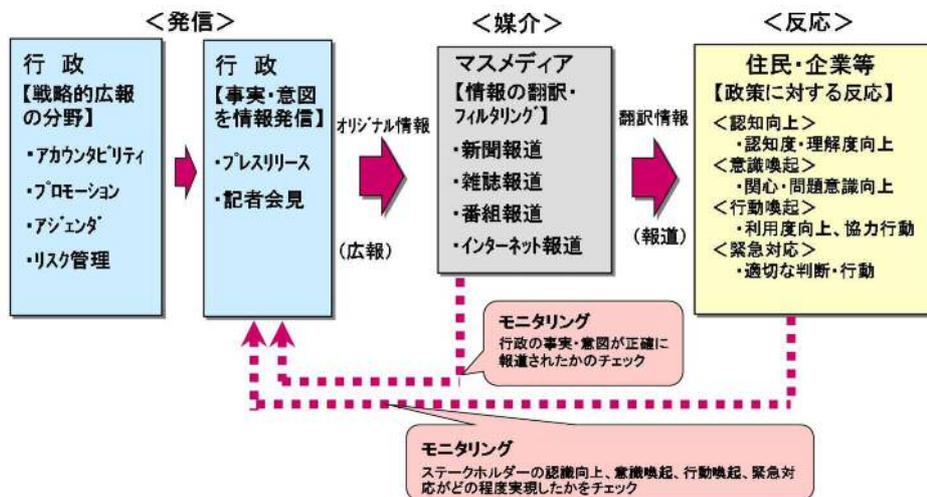
- 住民や企業等の訴求対象に対して、政策に関する情報を直接的に公開・提供するタイプの広報



#### 4. (各論)戦略的な「政策広報」の展開 (3) 政策広報のプロセス

##### ■「パブリシティ型政策広報」のプロセス：「発信⇒媒介⇒反応」

- マスメディアに対して政策に関する情報を積極的に公開・提供し、報道されるよう働きかけるタイプの広報



## 4. (各論)戦略的な「政策広報」の展開 (4) 人々に正しく伝わる「政策広報」

- 「伝える」と「伝わる」の違い
  - コミュニケーションにおいて、「伝える」と「伝わる」には大きな差異がある。
  - 「正しく伝わる」とは、情報やメッセージの送り手側が「正しく伝えること(表現すること)」と、受け取る側が「正しく理解すること(受取ること)」が達成されること
  
- 正しく伝わる政策広報が重要
  - これまでの政策広報は、行政からの上意下達の面が強い、子どもから高齢者まで誰もがわかりやすい内容になっていないなど、市民への理解浸透の面で多くの課題あり
  - これからは、「正しく伝わるコミュニケーション」の考え方によって、政策広報を実践していくことが重要
  
- 正しく伝わる政策広報の実現に必要なこと
  - 訴求対象者の違いをしっかりと認識すること
    - ・ 住民の場合は、納税者、市民(公民)、生活者、消費者、投資家、事業者、パートナー など
  - 訴求対象者の目線に立った政策広報を行うこと

## 5. 最後に 川崎市地域包括ケアシステム広報への雑感

- ポータルサイト
  - 冒頭、「地域包括ケアシステムを分かりやすく理解していただくことを目的」とあるが、それだけか？
  - 政策広報なので、認知向上以外に、意識喚起、行動喚起の目的も必要では
  - 要するに、市民、事業者、関係機関・団体に「何を」してほしいのかの訴求があいまい
  - 広報訴求対象者のセグメンテーションと、それに相応しい広報コンテンツの整理・作成が必要  
など
  
- マンガで伝える地域包括ケア
  - マンガ(イラスト)表現は理解を助けるので良いが、、
  - 読者は誰を想定？ (利用者、事業者、子ども、高齢者、障害者？)
  - マンガの肝(ドラマ性、ストーリー性)が弱く、ワクワク感が湧かない。 第1話～6話のストーリーは何？
  - 文字が多い、説明調の文が多い。(子ども、高齢者、障害者には読みづらい、難しい)  
など

## 参考資料2 各区における地域包括ケアシステムに関わる広報媒体一覧

No	媒体	区	名称	時期	発行部数	主な用途	
1	リーフレット パンフレット	共通	第5期地域福祉計画 各区版 概要版	-	-	・町内会回覧 ・区内公共施設、関連会議等 ・関係機関等に送付	
2		川崎区	みんなであつなごう！ちいきの輪	H29.11	5,000部	・関係機関への配布 ・町内会送付 ・地ケアイベントでの配布 ・出前講座や研修等での活用	
3		幸区	地域みまもり支援センターの紹介・地域包括ケアシステムって何	H29.2	10,000部	・町内会回覧 ・転入者、各公共施設等	
4			みんなであつなごう幸の未来	H29.8	4,000部	・各イベントでの子ども向け地ケアクイズ参加者等 ・子ども・子育て関連講演会等	
5		中原区	自分で考えよう！～いきいきライフプラン～	随時	2,000部	自身の高齢期の過ごし方について考える 区役所、いこいの家、関係機関等で配布	
6			いつまでもご自宅で！	随時	2,500部	高齢者の変化の早期発見や地域全体での緩やかな見守り や相談窓口を掲載 区役所、いこいの家、関係機関等で配布	
7			仮)在宅療養パンフレット	随時	3,000部	在宅療養に興味を持っている方向けの詳細パンフレット (H30作成予定) 区役所、いこいの家、関係機関等で配布	
8			仮)在宅療養リーフレット	随時	10,000部	在宅療養をまだよく知らない方向けの入門編のリーフレット (H30作成予定) 区役所、いこいの家、関係機関等で配布	
9			中原区シニアのためのおでかけマップ	随時	約10,000部	・シニアのための区内地域活動情報を掲載 区役所、いこいの家、関係機関等で配布	
10			高津区	マンションにおけるつながりづくり支援事業報告書【概要版】	H30.3	1,500部	・区分譲マンション管理組合へ送付
11			宮前区	”地ケア”ってなあに？	H30.8	1,800部	・子ども向け地ケア啓発 ・区内イベントで配布
12				宮前区民のくらしを豊かにするためのアンケート<結果概要>	H30.9	700部	・町内会等会議での配布 ・地ケアイベントでの配布
14				宮前区公園体操マップ	H28.12	-	・区内公園体操を紹介 ・窓口配布 ・関係機関等配布
15		みやまえシニアのためのいきいきマップ		H30.2	-	・高齢者を対象としたサロン、活動を紹介 ・窓口配布 ・関係機関等配布	
16		多摩区	誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮し続けるために	H27.9	5,000部	・地区活動、出前講座等で活用	
17			誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮し続けるために(改訂)	H29.3	5,000部	・地区活動、出前講座等で活用	
18		麻生区	みんなであつなごうこれからの麻生	H29.6	3,000部	・地ケアイベント(講演会)での配布 ・各種事業等(大学連携事業)で配布	
1		冊子	共通	第5期地域福祉計画 各区版 本編	-	-	・町内会回覧 ・区内公共施設、関連会議等 ・地域福祉計画の周知のため高津区役所内での配架や関係機関等に送付
2	幸区		幸区ご近所支え愛(モデル)事業事例集 第1版、第2版	H28.3 H30.3	各2,500部	・全町内会・自治会 ・民生委員児童委員等	
3	幸区		幸区ご近所支え愛事業実践講座テキスト	H30.7	200部	・講座受講者等	
4	高津区		マンションにおけるつながりづくり支援事業報告書	H30.3	100部	・アンケート調査協力マンション管理組合等へ送付	
5			高津区地域資源マップ	H29.3	100部	・高津区内の町会の情報 ・こどもや高齢者関係の地域活動の紹介 ・趣味や繋がり作りが出来る施設の紹介	
6	宮前区		宮前区民のくらしを豊かにするためのアンケート報告書2017	H30.3	50部	・アンケート協力者への配布 ・希望する方への配布	
1	web	高津区	高津区地域資源マップ	H30.8	-	・高津区内の町会の情報 ・こどもや高齢者関係の地域活動の紹介 ・趣味や繋がり作りが出来る施設の紹介	
2			高津区地域福祉活動レポート「ハートリレー」	H20～	-	・高津区内の地域活動の普及啓発 ・活動団体同士の交流	

No	媒体	区	名称	時期	発行部数	主な用途
1	DVD	幸区	幸区地域包括ケアシステムの取組 YouTube、待合スペースでの活用	H28.10	260部	・全町内会・自治会 ・撮影団体、関連会議・団体、希望団体等
2		高津区	つながり ひろがれ 高津 ～高津区地域包括ケアシステムに関わる取組 ～ 自助・互助の促進に向けて	H29.3	300部	・地ケア関連のイベントや会議等での放映 ・自助互助の取組を理解しやすいよう映像で表現(普及啓発)
3		宮前区	優しさをつなぐ仕組み	H29.11		・子ども向け地ケア啓発 ・区内団体より要望があれば貸出 ・職場体験の児童、生徒への広報
1	広報紙	幸区	市政だより幸区版 さいわい広報特別号	年数回 特集	48,000部	・新聞折り込み ・区内公共施設等
2		中原区	みんなの地域包括ケア	毎月1日	-	・市政だより区版1日号内でのコーナー
3		高津区	つながり ひろがれ 高津	原則 毎月1日	-	・市政だより(高津区版)にて、地ケア関連の地域での活動を 紹介
4		宮前区	タウンニュースへの広告掲載(タイトル「宮前区 の人をつなげる地域の輪」)	H30.10 ～	-	・月1回、タウンニュース宮前区版で、区内の地域活動を3か 所ずつ紹介
5		麻生区	地域みまもり支援センターだより (区内4ブロックでそれぞれ作成)	H30.2	延べ7,500部	・町内会回覧板・掲示板用に送付 ・地ケア講演会等で配布
1	グッズ	川崎区	ウェットティッシュ	H28.8	4,000個	・各種イベントでの配布
2			クリアファイル	H28.8	2,000枚	・各種イベントでの配布
3			エコバッグ	H29.10	1,000枚	・各種イベントでの配布
4			みまもるつながる地域の輪 展示用パネル	H30.9	1セット	・各イベントで設置
5			折りたたみ携帯コップ	H30.8	1,000個	・各種イベントでの配布
6		幸区	みんなでつなごう幸の未来 顔出しパネル	H29.8	1台	・各イベントで設置
7		宮前区	ウェットティッシュ	H30.8	2,000個	・子育て中の方向け地ケア啓発 ・区内イベントで配布
8			地域包括ケアシステムの説明用パネル	H30.9	1枚	・乳幼児の保護者向け講座で使用
1	アンケート	幸区	子ども向け地域包括ケアシステムクイズ 保護者向けアンケート	年数回	1,000部	・各イベントで実施

その他 関連広報媒体一覧

媒体	区	名称	時期	発行部数	主な用途
リーフレット パンフレット	幸区	「はび☆ボラ」中高生向けボランティア 前期・後期	H30.7	各5,800部	・区内中学校、公立高校全生徒 ・子育て関連施設
		保健福祉センターだより	年3回	82,000部	・ポスティングによる全戸配布 ・区内公共施設等
	多摩区	支え合い便利帳	H30.7	116,000部	・ポスティングにより区内全世帯に配布
冊子	川崎区	川崎区子育てガイドブック「さんぼみち」	H29.4	6,000部	・子育て関係機関に配布 ・妊娠から就学までの子育て情報 ・相談窓口や各種助成、育児のサポート
	幸区	2018年度版子育て情報誌「おこさまづさいわい」 (一部該当)	H30.5	6,300部	・母子健康手帳交付時、及び区内子育て関連施設等での配布
		シニアかがやき情報誌	H30.7	3,000部	・地域包括支援センター、いこいの家、区内公共施設等 ・いこい元気広場、地区活動、関連会議等
	中原区	中原区子育てガイドブック このゆびと～まれ！	H30.8	9,000部	・区役所、こども関連施設、協力店舗等での配布
		なかはら子ネット通信	隔月	各9,000部	・区役所、こども関連施設、協力店舗等での配布
	高津区	ホッとこそだて・たかつ	H30.7	8,000部	・子育て関係機関に配布 ・妊娠から就学までの子育て情報 ・相談窓口や各種助成、育児のサポート
	宮前区	みやまえ子育てガイドとことこ	-	7,000部	・母子手帳申請者への配布 ・転入者のうち、乳幼児のいる家庭への配布
	多摩区	多摩区地域子育て情報BOOK	H30.9	5,000部	・相談窓口や各種助成、育児のサポート、妊娠から就学までの子育て 情報等 ・母子手帳申請者、転入者のうち、乳幼児のいる家庭への配布
	麻生区	麻生区子育てガイドブック『きゅっとハグあさお』	H30.9	6,000部	・区役所、子育て関連施設等での配布
WEB	中原区	中原区子育て情報ガイド このゆびと～まれ！	-	-	・子育てガイドブックをはじめとした、妊娠から就学までの子 育て情報 ・キャラクター等を活用した情報発信
	高津区	ホッとこそだて・たかつ	H30.7	-	・妊娠から就学までの子育て情報 ・相談窓口や各種助成、育児のサポート
	宮前区	facebook「川崎市宮前区こども子育て情報」	-	-	・市内各課の子ども・子育て関連情報の発信(一部、地ケア イベントの広報など)
		Twitter「川崎市宮前区こども子育て情報」	-	-	・市内各課の子ども・子育て関連情報の発信(一部、地ケア イベントの広報など)
		ポータルサイト「WEB版みやまえ子育てガイドと ことこ」	-	-	・市内各課の子ども・子育て関連情報の発信 ・区内子ども・子育て関連団体によるイベント情報発信
	多摩区	多摩区こそだてWeb	-	-	・妊娠から就学までの子育て情報、イベント情報 ・相談窓口や各種助成、育児のサポート
チラシ	幸区	地域みまもり支援センター地区担当保健師 一覧	年1回	随時	・窓口相談者等 ・関連機関・団体等

### 参考資料 3 地域包括ケアシステムにおける想定される対象者像

#### 事例① 認知症の親の今後を考えると不安

本人の状況	46歳男性。警備会社に勤務
家族構成	未婚、母親(77歳)と同居
住宅状況	分譲公団住宅4階、エレベーターなし
困りごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母親が、食事をしても食事をしたことを時々忘れるようになってきた。</li> <li>・ちょっとおかしいなと思い、母親の病識はないものの、やっとの思いで一緒に近くの診療所を受診、大きな病院で検査を受けることになる。</li> <li>・病院で検査を受け、認知症の診断を受ける。</li> <li>・以前、父親も認知症となり、病院に入院させたことを今も後悔している。</li> <li>・これから自宅で母親を介護することを考えると不安になる。</li> </ul>

#### 事例② 子育てがうまくいかず不安

本人の状況	32歳女性。商社勤務(時短勤務)
家族構成	夫と2歳の息子、自身の実家は遠方
住宅状況	賃貸マンション15階、オートロック
困りごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫は仕事の帰りが遅く、家事育児を自分が行っているため、自分の時間が取れない。</li> <li>・これからも仕事を続けていきたいが、育児のため仕事に十分に打ち込めず、キャリアアップに支障が出ないか心配</li> <li>・夫の実家が車で20分程度の距離にあるが、手伝いは、頼みにくい。</li> <li>・息子は成長とともに自己主張が強くなり、言うことを聞かないときに、意識せずついカッとなって大声で叱ってしまい、手を上げてしまいそう。</li> <li>・子育てについて相談相手がおらず、子育てと仕事の両立に悩んでいる。</li> </ul>

#### 事例③ 健康診断をきっかけに生活習慣を改める

本人の状況	35歳男性。地方公務員
家族構成	妻(36歳)と息子(4歳)、実家は車で10分程度の距離。両親ともに健在
住宅状況	賃貸マンション2階
行動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年半前に受診した健康診断の結果で内臓脂肪や血糖値が基準値を若干ながら上回ったことをきっかけに、休日は早朝5時に起床し、隣駅の前にあるコンビニまでウォーキングをすることにした。</li> <li>・工作中や休憩中には、糖分の多いコーヒーやお菓子を食えることが多かったが、水やお茶、糖分を含まないコーヒーなどに変えた。</li> <li>・今年の健康診断の結果では、数値が基準値内に戻った。達成感もあり、せつかなのでこうした生活を続けたいと考えている。</li> </ul>

#### 事例④ 引退後の地域での暮らし方

本人の状況	66歳男性。電機メーカーを定年退職後に同企業に再就職したが、昨年退職
家族構成	妻(66歳、専業主婦)と2人暮らし。3人の子どもは全員自立し、都内で暮らしている。
住宅状況	一戸建て(築25年)、ローンは退職金で完済
行動内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・現役時代は、仕事の付き合いも兼ねた趣味のゴルフに出かけることが多かったが、退職をきっかけに誘いが減り、自然と外出の機会が減ってきていた。</li><li>・仕事をしているうちは億劫に感じていた町内会の集まりに参加してみたところ、初めは古くから参加しているメンバーとうまくなじめなかったものの、町内会主催のゴルフ大会への参加をきっかけに少しずつ会に溶け込むことができ、最近では特に親しくなった友人と個人的に遊びに行くこともある。</li><li>・町内会は仕事量が多く大変なこともあるが、参加することで、自分の力を発揮することや、人と会話できることの大切さを感じている。</li></ul>

#### 事例⑤ 高齢の一人暮らしで不安

本人の状況	84歳女性。一人暮らし、自分で生活できている。心筋梗塞の病歴あり。年金のみの生活
家族構成	遠方の息子とは連絡を取っていない。
住宅状況	分譲マンション2階、エレベーターあり
困りごと	<ul style="list-style-type: none"><li>・夫とは10年前に死別した。貯金も減ってきており、いつまでこのまま暮らしていけるか不安</li><li>・外出するのは好きだが、膝も悪く、簡単には外出できない。</li><li>・近所にカラオケ仲間などはいるが、いざ自宅で倒れても助けてくれる間柄でもない。</li><li>・最近では体調も不安定で、夜に具合が悪くなったらと思うと不安を感じる。</li></ul>

#### 事例⑥ 高齢夫婦で妻の介護が負担に

本人の状況	78歳男性
家族構成	妻(77歳)と2人暮らし、近居の娘あり
住宅状況	一戸建て
困りごと	<ul style="list-style-type: none"><li>・3年前に妻が脳梗塞で、半身マヒとなり、要介護4。自宅で生活し、介護サービスを利用。身の回りの世話を夫がしている。</li><li>・自分が年齢を重ね、自宅の管理も難しくなり、最近、妻の状態も徐々に悪化している。</li><li>・娘はできる範囲の支援はしていたが、介護するのが難しくなってきたのではと感じ、妻の施設入所を打診</li><li>・自分としては、妻を最期まで自宅で看取りたいという希望を持っており、どうしたら良いか不安</li></ul>

### 事例⑦ がん末期をどう過ごすか

本人の状況	88歳女性。一人暮らし
家族構成	近居の娘あり
住宅状況	賃貸アパート2階
困りごと	<ul style="list-style-type: none"><li>・数年前に胃がんを患い、抗がん剤治療を行っていたが、医師から、治療の終了を告げられる。</li><li>・娘と相談するが、娘は仕事もあり、介護に付きっきりになることは難しいから、病院を一緒に探そうと持ちかけられる。</li><li>・自分としては、最期まで、住み慣れた自宅で暮らしたいと思い、在宅での医療や介護を利用しての生活を送りたいと考えているが、娘にも迷惑をかけたくないと思う。</li></ul>

### 事例⑧ 子どもの発育に不安

本人の状況	38歳女性。子育て中の専業主婦
家族構成	夫と3歳の息子
住宅状況	賃貸マンション2階
困りごと	<ul style="list-style-type: none"><li>・息子と公園に行って、近所の子と遊んだり、ママ友と話をする、少し発達が遅れているのかも不安</li><li>・少し落ち着きがないと感じることが多くなり、何か問題があるかもとネットで調べる。</li><li>・夫に相談しても、あまり取り合ってもらえない。</li><li>・ママ友や相談機関に相談した方がいいか悩んでいる。</li></ul>

### 事例⑨ 知的障害のある息子の今後が不安

本人の状況	75歳男性。無職。自立した生活を送っている。
家族構成	妻（73歳）と同居、長男は結婚し、都内で生活。次男が知的障害で通所施設を利用中
住宅状況	一戸建て
困りごと	<ul style="list-style-type: none"><li>・夫婦ともにまだ元気で、貯蓄もあるが、加齢により体力が落ちてきており、いつまで次男の面倒を見られるか不安</li><li>・在宅で、平日は送迎付きの生活介護事業所に通っているが、休日はどこかに連れていく元気がなく、一日つまらなさそうに暮らしているのが不憫だ。</li><li>・入所施設やグループホームなどに入ると考えると、早めに環境に慣らしておきたい。</li><li>・しかし本音を言えば、できる限り在宅で面倒を見たく、この先が心配</li></ul>

### 事例⑩ 一人暮らしで将来に不安

本人の状況	55歳。一人暮らし。システム開発会社に勤務
家族構成	未婚。両親は遠方で健在。兄弟なし
住宅状況	賃貸マンション1階
困りごと	<ul style="list-style-type: none"><li>・仕事から帰ると0時を回ることもあり、自分のこともままならない状態。夕食も外食が多く、このままでは良くないと思っている。</li><li>・健康診断で血糖値の数値が高く出ており、再検査が必要とされたが、なかなか行く時間がない。</li><li>・特に結婚願望もない。今は問題がないが、将来を考えるとこのままでいいのか不安</li><li>・両親の具合が悪くなったとき、自分で面倒を見ることになる考えると不安であるとともに、自分自身の老後も不安</li></ul>

### 事例⑪ 引きこもっているが就職したいと悩む

本人の状況	35歳男性。両親と同居。無職
家族構成	未婚。両親は健在で年金暮らし
住宅状況	一戸建て
困りごと	<ul style="list-style-type: none"><li>・大学を卒業して、大手企業に就職。職場になじめず、うつ状態になり、心療内科を受診</li><li>・状態があまり良くなり、2年で退職</li><li>・その後、状態が良くなると、アルバイトを始めるが長く続かず、徐々に、自宅から外に出るのが億劫になる。</li><li>・20代後半からは、部屋に引きこもりがちになり、状態は悪化する。</li><li>・両親としては、社会復帰をしてほしいと迫っていた時期もあったが、現在は静観</li><li>・自分としても、状態が良くなれば、就職して、社会復帰したいと願う。</li></ul>

### 事例⑫ 自分が行う地域活動の今後に不安

本人の状況	68歳女性
家族構成	夫（75歳）と2人暮らし。遠方に子ども2人
住宅状況	分譲マンション5階
困りごと	<ul style="list-style-type: none"><li>・28歳の結婚を期に、仕事を辞める。子育てをしながら、40代になってから、立て続けに、夫の両親、自分の両親の介護を続けた。</li><li>・この間に、介護の助けになった地域のミニデイサービスの活動を、できる範囲で手伝いはじめる。</li><li>・数年前に、この活動の責任者となったが、メンバーは高齢化してきて、これから先、続けていけるか不安を感じている。</li><li>・夫も70歳を過ぎてから活動の手伝いをしているが、活動以外での夫との時間も大切にしたい。</li></ul>

## 参考資料 4 地域包括ケアシステムの理解度を測るアンケート

<p><b>問 8-1</b></p> <p>川崎市では、超高齢社会の到来を見据えて、「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。</p> <p>あなたの「地域包括ケアシステム」の理解度や行動について、あてはまるものをお答えください。</p> <p>※「地域包括ケアシステム」とは… 誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けるため、住まい、医療、介護、予防、福祉・生活支援が切れ目なく、一体的に提供される仕組みと地域づくりの取組のことです。 この取組を進めるには、市民や事業者、地域・ボランティア団体、行政など、地域全体でそれぞれが適切な役割分担により、取り組むことが大切です。</p>	1 <input type="checkbox"/>	「地域包括ケアシステム」のことや、そのために自分が何をすればよいかを知っていて、具体的に行動している
	2 <input type="checkbox"/>	「地域包括ケアシステム」のことや、そのために自分が何をすればよいかは知っているが、具体的に行動していない
	3 <input type="checkbox"/>	「地域包括ケアシステム」の内容はおおむね知っているが、そのために自分が何をすればよいかわからない
	4 <input type="checkbox"/>	「地域包括ケアシステム」は、名称を聞いたことがあるが内容は知らない
	5 <input type="checkbox"/>	「地域包括ケアシステム」を聞いたことがない
<p>「地域包括ケアシステム」の取組等について、御意見があれば、右の欄にお書きください。</p>		
<p><b>問 8-2</b></p> <p>問 8-1 で「3、4、5」とお答えした方にお伺いします。</p> <p>「地域包括ケアシステム」において、市民一人ひとりに期待される行動としては、自らの健康管理をしっかりと行うことをはじめ、近隣住民との交流や様々な地域活動に関わることにより、支え合い・助け合う地域づくりに関わることなどがあたります。このような行動を行っていますか。</p>	1 <input type="checkbox"/>	定期的に行っている
	2 <input type="checkbox"/>	たまに行っている
	3 <input type="checkbox"/>	行っていないが、機会があれば行いたい
	4 <input type="checkbox"/>	行っていないし、関心もない
<p>あなたが行っている取組等について、右の欄にお書きください。</p>		

※「川崎市総合計画に関する市民アンケート（平成 29（2017）年 11 月実施）」より抜粋

# 地域包括ケアシステム構築に向けた戦略的広報のあり方検討会議開催運営等要領

---

## 1. 目的

本市においては、地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進しており、平成 30 年度から、第 2 段階の「システム構築期」として、2025 年に向けて、「意識づくり」「地域づくり」「仕組みづくり」の取組を進めている。

こうした中で、市民の「意識づくり」に向けて、これまで地域包括ケアシステムに関する理解度の向上を図るため、リーフレットを作成するなど、各種の取組を進めてきた。

第 2 段階を迎え、改めて市民の意識の醸成を図り、社会サービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いやボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」の活動につなげるため、戦略的な広報のあり方をまとめ、市民啓発を行うことを目的とする。

## 2. 検討事項

- (1) 「地域づくり」「仕組みづくり」につなげる戦略的な広報のあり方に関する検討
- (2) 多様な広報ツールの作成に向けた検討
- (3) 戦略的な広報のあり方に基づく取組推進による進捗状況の評価方法の検討
- (4) その他市民啓発に関する検討

## 3. 検討会議の構成

検討会議は、以下の委員に就任を依頼する。なお、検討会議は、必要に応じて、他の者に関係者として出席を求めることができるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 民生委員児童委員
- (3) 地域活動の実践者
- (4) 高齢者の相談に応じる専門職
- (5) 子どもや子育てする親等の相談に応じる専門職等
- (6) 市民活動に関する相談に応じる中間支援組織職員

## 4. 検討会議の運営

検討会議の庶務は、健康福祉局地域包括ケア推進室において処理する。ただし、検討会議の運営に関する業務を委託することができる。

## 5. 開催期間

会議の開催期間は、平成 30 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間とし、必要に応じて開催することとする。

## 地域包括ケアシステム構築に向けた戦略的広報のあり方検討会議委員名簿

	所 属	氏 名	備 考
1	慶應義塾大学環境情報学部教授	秋山 美紀	
2	東京大学高齢社会総合研究機構特任講師	後藤 純	
3	川崎市民生委員児童委員協議会常任理事	相川 隆俊	
4	介護ボランティアグループ すずの会代表	鈴木 恵子	
5	川崎市介護支援専門員連絡会会長	出口 智子	
6	(特非) ままとんきっず理事長	有北 郁子	
7	(公財) かわさき市民活動センター市民活動推進課	並木 節子	
8	(社福) 川崎市社会福祉協議会ボランティア活動振興センター所長	塚田 治孝	
	北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院教授	北村 倫夫	ゲストスピーカー

※敬称略

(オブザーバー)

	川崎市総務企画局シティプロモーション推進室	小山 均	メディアコーディネーター
--	-----------------------	------	--------------

## 地域包括ケアシステム構築に向けた戦略的広報のあり方検討会議における これまでの検討経過

開催日程	会議名称等	主な内容
平成30（2018）年 11月2日（金）	第1回 地域包括ケアシステム 構築に向けた戦略的広 報のあり方検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市における地域包括ケアシステムの取組について</li> <li>・これまでの地域包括ケアシステム構築に向けた広報の取組について</li> <li>・自治体における戦略的広報とは（ゲストスピーカー：北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院 北村 倫夫 教授）</li> <li>・戦略的広報のあり方検討の論点について</li> </ul>
11月26日（月）	第2回 地域包括ケアシステム 構築に向けた戦略的広 報のあり方検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者像の分類について</li> <li>・地域包括ケアシステムに関する広報の考え方について</li> <li>・普及パンフレット等の作成について</li> <li>・報告書（ガイドライン）素案について</li> </ul>
平成31（2019）年 2月15日（金）	平成30年度第2回 川崎市地域包括ケアシ ステム連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書（ガイドライン）素案の意見聴取</li> </ul>
3月15日（金）	第3回 地域包括ケアシステム 構築に向けた戦略的広 報のあり方検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31（2019）年度の地域包括ケアシステム構築に向けた取組について</li> <li>・報告書（ガイドライン）案について</li> <li>・パンフレット、DVD等の広報ツールについて</li> <li>・今後の具体的な戦略的広報の推進について</li> </ul>



**川崎市における地域包括ケアシステム構築に向けた  
戦略的広報についてのガイドライン**

**【発行年月】** 平成31（2019）年3月発行

**【編集・発行】** 川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-0479

FAX 044-200-3926

E-mail 40keasui@city.kawasaki.jp

**【編集支援】** アシスト株式会社



みまもる つながる 地域の輪

みんなで作る

10年、20年先の

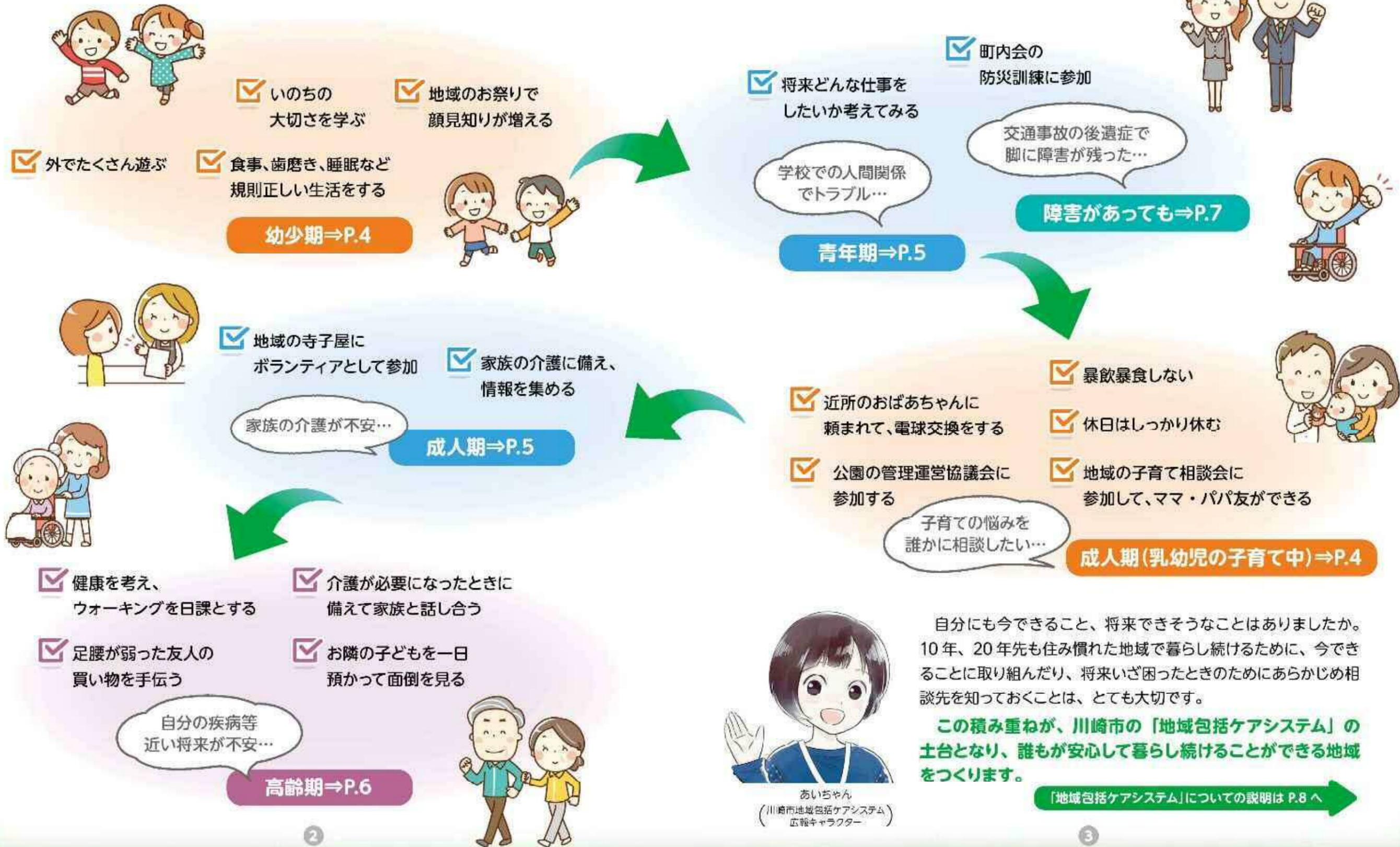
まちづくり

川崎版地域包括ケアシステムの取組



# ライフステージに応じて「できること」

10年、20年先の将来も住み慣れた地域で暮らし続けるためには、どんなことができるか、見てみましょう。





10年、20年後のために

# 幼少期・子育て中に できることは？

## 幼少期は、

- 外でたくさん遊んだり、いのちの大切さを学んだり、規則正しい生活を身につけること
- 地域に顔見知りの人を増やすこと



## 子育て中の方は、

- 自分の健康に気を付けること
- 地域の子育て仲間や、子育ての悩みを相談できる人をつくること



## 地域の活動について

- 子育てグループ ●こども食堂 ●地域の寺子屋
- 保育園、地域子育て支援センター、こども文化センター、わくわくプラザなどでの活動



▲寺子屋事業



▲地域子育て支援センター



▲こども文化センター



▲わくわくプラザ

## 悩み事があるときは…

### 妊娠・出産・子育て等に関する相談

- 区役所地域支援課 (P.10~11)  
子育て全般 (妊娠、出産、子育て、保健など) の相談
- 児童家庭支援センター  
子育てや養育に関する相談



▲児童家庭支援センター

- 地域療育センター  
子どもの発達の相談など
- 児童相談所  
養育、虐待についての相談など



▲児童相談所

### 妊娠、出産、子育て等に関する支援、サービス

- 各区役所等で実施するサービス  
区役所では、健診をはじめ、赤ちゃん訪問や、産前産後ヘルパーの派遣事業など、時期に応じたサービスを実施しています。



▲かわさきし子育て応援ナビ

- 子育てガイドブック、各区子育て情報ブックなど  
区役所や保育園などで受けられるサービスなどを1冊にまとめています。各区役所などで配布中。



▲かわさきし子育てガイドブック



10年、20年後のために

# 青年期・成人期に できることは？

## 青年期・成人期は、

- 引き続き自分の健康に気を付けること
- 地域とのつながりが薄まりやすい年代であることから、積極的にボランティアなどで地域に関わること
- 家族の介護に備えて情報を集めること



## 悩み事があるときは…

### ●市民相談

各区役所において、日常生活での困りごとなど相談の総合案内



▲市民相談

### ●教育相談室

学習や学校生活など全般についての相談



▲教育相談の御案内

### ●キャリアサポートかわさき

就職に関する総合相談窓口



▲キャリアサポートかわさき

### ●各区教育担当

(各区学校・地域連携 P.10~11)

区内の学校に関する課題について、スクールソーシャルワーカーなどが保護者などからの相談を受けます。

## 地域の活動全般に関する相談先など

地域での活動に参加したい、地域で活動を立ち上げたいときの相談・情報はこちら

### ●かわさき市民活動センター

市民活動全般に関する「情報発信」「人材育成」「場の提供」「交流・連携」「助成金」「相談」を行っています。



▲かわさき市民活動センター

### ●ボランティア活動振興センター

ボランティア活動に関する情報発信や相談、活動の支援などを行っています。



▲ボランティア活動振興センター

### ●かわさき市民活動ポータルサイト「応援ナビかわさき」

市民活動に関するイベントや団体の情報を収集・発信しています。



▲応援ナビかわさき

### ●協働・連携ポータルサイト「つながっど KAWASAKI」

地域で活動したい個人や団体向けの情報として、イベント・講座情報やマッチング、活動支援などの情報を発信しています。



▲つながっど KAWASAKI



10年、20年後のために

# 高齢期に できることは？

## 高齢期は、

- 自分の健康のために運動をしたり、地域とのつながりを深めるために町内会などの地域の活動に参加したりすること
- 自分自身に介護が必要になったときに備えて家族と話し合っておくこと



## 地域の活動について

- 健康づくり、介護予防関係（体操など） ●地域のサロン ●老人クラブ
- 教育文化会館、市民館でのシニアの社会参加支援事業



▲川崎市  
老人クラブ連合会

## 悩み事があるときは…

### 介護に関する相談先

- 区役所高齢・障害課 (P.10~11)  
介護保険（認定申請など）、その他高齢者福祉についての相談
- 区役所地域みまもり支援センター  
(福祉事務所・保健所支所)  
健康づくりや介護予防についての相談
- 地域包括支援センター  
高齢者に関する介護、福祉、健康、医療など全般の相談
- 居宅介護支援（ケアマネジャー）  
介護サービス計画（ケアプラン）の作成や、介護サービス事業者との調整、介護保険施設への紹介等を行います。
- 認知症コールセンター  
(サポートほっと)  
認知症の家族の悩み相談



▲地域包括支援センター  
について



▲認知症コールセンター  
(サポートほっと)

### ●あんしんセンター

権利擁護などの相談や、  
後見人（法人後見）などの事業



▲成年後見制度  
とは？

### 介護に関する支援・サービス

#### ●介護保険サービス

要介護認定を受けた方は、家事援助や介護、入浴、訪問看護、医学的指導、リハビリ、日帰り介護、短期の宿泊、福祉用具などを、一定の条件の下で利用することができます。また、緊急時の通報等、川崎市独自のサービスもあります。

こんにちは  
▼介護保険です



▲高齢者福祉  
のしおり

#### ●高齢者福祉のしおり

介護保険サービスのほか、川崎市で行っているサービスなどを1冊にまとめています。各区役所などで配布中。



10年、20年後のために

# 障害があっても

## 障害があっても、

- 自分の健康に気を付ける
- 日常生活や社会生活に必要な支援を受けながら、自分がしたいことやできることをする
- 必要な支援を受けながら、自分のできることで、社会に貢献していく

## 地域の活動について

- 障害があっても、できることによって地域での活動は様々です。  
地域の活動全般に関する情報は⇒P.5
- 障害児者団体による地域活動もあります。

## 悩み事があるときは…

### 障害等についての相談先

- 区役所高齢・障害課 (P.10~11)  
障害全般の相談、障害者手帳の交付など
- 障害者相談支援センター  
障害のある方やその家族のための専門相談



▲障害者相談  
支援センター



### ●こころの電話相談

こころの健康や精神保健福祉についての相談



▲こころの  
電話相談

### 障害に関するサービス

#### ●障害福祉サービス

障害者手帳をお持ちの方等は、本人の状態に応じて、訪問系サービス、日中活動系サービス等、様々なサービスを利用することができます。

#### ●ふれあいー障害福祉の案内ー

障害のある方などが利用できるサービスの概要や相談窓口を1冊にまとめています。各区役所などで配布中。



▲ふれあい  
ー障害福祉の案内ー



# 川崎市のめざす「地域包括ケアシステム」とは

これまで、ライフステージに応じて「できること」や、「地域の活動」「悩み事があるときは」などで、地域の活動や相談窓口、支援の方法、サービスなどを紹介してきました。

これらの積み重ねが、10年後、20年後に、医療や介護のサービスを受けながらも**自分らしく、やりたいことを続けながら生活できる地域**をつくり、地域包括ケアシステムの土台になると考えています。



全国的に「地域包括ケアシステム」とは、急速な少子高齢化や、疾病構造の変化などを見据え、高齢者を対象として、住まい・生活支援・予防・医療・介護などが一体的に提供される仕組みとされています。

### 川崎市の人口の推移

約20年後の2040年には、高齢者人口が1.5倍に！  
一方、生産年齢人口は今よりも減少する見込み



●高齢者人口 (65歳～)



年	高齢者人口 (65歳～)
2018年	306,699人
2025年	344,600人
2040年	457,700人

●生産年齢人口 (15～64歳)



年	生産年齢人口 (15～64歳)
2018年	1,004,318人
2025年	1,028,100人
2040年	925,800人

そうした中、**川崎市では**、高齢者だけでなく、障害のある方、子ども、子育て中の親など今はケアを必要としない方を含めた**すべての市民を対象**に、地域包括ケアシステムの構築を進めています。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、自分自身のケア(自助)、みんなの支え合い(互助)、介護保険や医療保険などのサービス(共助)、行政による支援(公助)の組み合わせによる取組が必要です。

## 自助

### 自分自身のケア

生きがいづくり、健康づくり、介護予防など

## 互助

### みんなの支え合い

周りの人同士の助け合い、町内会・自治会の活動、ボランティア活動など

## 共助

### 介護保険や医療保険などのサービス

デイサービスやヘルパー、診療所での受診など、社会保険制度によるサービス

## 公助

### 行政による支援

高齢者福祉、障害者福祉、生活保護などの行政による支援

これまで紹介したような「できること」に取り組むことや、将来いざ困ったときのために相談先を知っておくことも、自助や互助の取組に当たります。

そのほかにも、自宅で医療・介護を受けるための仕組みづくりや、複雑な悩み事を抱えた方の相談を受けるための体制づくり、地域マネジメント(地域の目指す姿の共有や、課題の解決に向けた仕組みづくり)など、共助・公助の取組が進められています。

川崎市の地域包括ケアシステム構築に向けた取組について、YouTube「川崎市チャンネル」でご覧いただけます。



取組紹介映像「川崎版地域包括ケアシステム構築の軌跡」はこちらから




▲前編(約9分) ▲後編(約10分)

# 地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)

地域みまもり支援センターは、平成 28 (2016) 年 4 月に、各区役所の保健福祉センター内に、「個別支援の強化」と「地域力の向上」を進めるために設置しました。

平成 31 (2019) 年 4 月から、これまでの保健福祉センターの専門的な支援機能との連携が強化されるように、保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)」に改めました。お気軽に御相談ください。

## 地域みまもり支援センター

### 地域ケア推進課

地域の福祉関係団体などと連携し、各区の実情を踏まえた地域包括ケアシステムの構築に向けた企画・調整を行います。

### 地域支援課

各地域を担当する保健師と、社会福祉職などの専門職が、地域に出向き、様々な関係者と連携しながら、健康づくりや子育て支援、生活課題への対応や地域活動の活性化に向けた支援を行います。

### 児童家庭課

児童扶養手当、保育所入所申請、川崎認定保育園等の情報提供などを行います。

### 高齢・障害課

介護保険の認定、給付、高齢者福祉サービス、障害福祉サービス等の相談に応じています。

### 保護課

生活にお困りの方の相談に応じています。

### 衛生課

感染症の予防、衛生害虫等の相談、食品衛生、飲食店等の営業許可、その他環境衛生に関することなどの相談に応じています。

### 保育所等・地域連携

学校・保育施設等と地域との連携により、支援が必要な家庭や子どもへの対応の強化を図ります。

### 学校・地域連携

## 連絡先一覧

		電話	FAX	
川崎区	地域ケア推進課	管理運営係	201-3228	
		企画調整係	201-3210	
	地域支援課	地区支援係	201-3217	
		地域サポート係	201-3206	
	保育所等・地域連携(課)	201-3319	201-3293	
	学校・地域連携(課)	201-3325		
	児童家庭課	201-3219		
	高齢・障害課	高齢者支援係	201-3080	
		介護認定給付係	201-3282	201-3291
		障害者支援係	201-3215	
精神保健係		201-3213		
保護課	201-3255	201-3292		
衛生課	感染症対策係	201-3223		
	環境衛生係	201-3223	201-3291	
	食品衛生係	201-3221		

		電話	FAX
大師地区	地域支援・児童家庭担当(課)	地区支援担当(係)	271-0145
		児童家庭サービス担当(係)	271-0150
	高齢・障害担当(課)	271-0156	271-0128
	介護認定給付担当(係)	271-0152	
	保護課	271-0148	

		電話	FAX
田島地区	地域支援・児童家庭担当(課)	地区支援担当(係)	322-1978
		児童家庭サービス担当(係)	322-1999
	高齢・障害担当(課)	322-1986	322-1994
	介護認定給付担当(係)	322-1990	
保護課	322-1981		

		電話	FAX	
幸区	地域ケア推進課	管理運営係	556-6643	
		企画調整係	556-6730	
	地域支援課	地区支援係	556-6729	
		地域サポート係	556-6693	
	保育所等・地域連携(課)	556-6718	556-6659	
	学校・地域連携(課)	511-7205		
	児童家庭課	556-6688	555-1336	
	高齢・障害課	高齢者支援係	556-6619	
		介護認定給付係	556-6655	555-3192
		障害者支援係	556-6654	
精神保健係		556-6695		
保護課	556-6651	555-3191		
衛生課	感染症対策係	556-6682		
	環境衛生係	556-6681	556-6659	
	食品衛生係	556-6683		

		電話	FAX	
中原区	地域ケア推進課	管理運営係	744-3252	
		企画調整係	744-3239	
	地域支援課	地区支援係	744-3261	
		地域サポート係	744-3268	
	保育所等・地域連携(課)	744-3288	744-3196	
	学校・地域連携(課)	722-8095		
	児童家庭課	744-3263		
	高齢・障害課	高齢者支援係	744-3217	
		介護認定給付係	744-3179	744-3345
		障害者支援係	744-3265	
精神保健係		744-3297		
保護課	744-3295	744-3343		
衛生課	感染症対策係	744-3280		
	環境衛生係	744-3271	744-3342	
	食品衛生係	744-3273		

		電話	FAX	
高津区	地域ケア推進課	管理運営係	861-3302	
		企画調整係	861-3313	
	地域支援課	地区支援係	861-3315	
		地域サポート係	861-3259	
	保育所等・地域連携(課)	861-3340	861-3307	
	学校・地域連携(課)	861-5624		
	児童家庭課	861-3250	861-3351	
	高齢・障害課	高齢者支援係	861-3255	
		介護認定給付係	861-3263	861-3249
		障害者支援係	861-3252	
精神保健係		861-3309		
保護課	861-3232	861-3238		
衛生課	感染症対策係	861-3321		
	環境衛生係	861-3322	861-3308	
	食品衛生係	861-3323		

		電話	FAX	
宮前区	地域ケア推進課	管理運営係	856-3254	
		企画調整係	856-3300	
	地域支援課	地区支援係	856-3302	
		地域サポート係	856-3308	
	保育所等・地域連携(課)	856-3290	856-3237	
	学校・地域連携(課)	888-4035		
	児童家庭課	856-3258		
	高齢・障害課	高齢者支援係	856-3242	
		介護認定給付係	856-3245	856-3163
		障害者支援係	856-3304	
精神保健係		856-3262		
保護課	856-3232	856-3171		
衛生課	感染症対策係	856-3265		
	環境衛生係	856-3270	856-3274	
	食品衛生係	856-3272		

		電話	FAX	
多摩区	地域ケア推進課	管理運営係	935-3295	
		企画調整係	935-3241	
	地域支援課	地区支援係	935-3294	
		地域サポート係	935-3101	
	保育所等・地域連携(課)	935-3240	935-3276	
	学校・地域連携(課)	935-3795		
	児童家庭課	935-3297	935-3119	
	高齢・障害課	高齢者支援係	935-3266	
		介護認定給付係	935-3185	935-3396
		障害者支援係	935-3302	
精神保健係		935-3324		
保護課	935-3252	935-3395		
衛生課	感染症対策係	935-3310		
	環境衛生係	935-3306	935-3394	
	食品衛生係	935-3308		

		電話	FAX	
麻生区	地域ケア推進課	管理運営係	965-5156	
		企画調整係	965-5303	
	地域支援課	地区支援係	965-5157	
		地域サポート係	965-5160	
	保育所等・地域連携(課)	965-5220	965-5207	
	学校・地域連携(課)	951-1405		
	児童家庭課	965-5158		
	高齢・障害課	高齢者支援係	965-5148	
		介護認定給付係	965-5198	965-5206
		障害者支援係	965-5159	
精神保健係		965-5259		
保護課	965-5144	965-5205		
衛生課	感染症対策係	965-5163		
	環境衛生係	965-5164	965-5204	
	食品衛生係	965-5164		

# 川崎市の地域包括ケアシステムを わかりやすく身近に紹介している 『マンガで伝える地域包括ケア』

地域包括ケアシステムポータルサイトで公開中です！



ポータルサイトでは、マンガの他にも地域で気軽に参加できるイベントなどの  
情報を発信しています。ぜひ一度アクセスしてみてください。



川崎市地域包括ケアシステムポータルサイトでは  
川崎市の地ケア情報が満載！！

地ケア 検索



川崎市の市政に関するお問い合わせ、ご意見、ご相談

サンキューコールかわさき

サンキュー サンキュー

044-200-3939

午前8時～午後9時 年中無休

このパンフレットに関するお問い合わせ

健康福祉局地域包括ケア推進室

TEL 044-200-0479 / FAX 044-200-3926

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地